

素は、現在の意、君子は只其居る所の位に現在して、其位にてすべき所の事を行ひ、少も其外を願ふの心なし、心は、即事の中にあり、兩頤にあらす、此二句を一章の綱として、下文にこれを詳にす、

素富貴行乎富貴、素貧賤行乎貧賤、素夷狄行乎夷狄、素患難行乎患難、

是より其位に素して行のこをとく、富貴貧賤等は、これ其居る所の位なり、これを行ふとは、その富貴貧賤等を處置する道を行ふぞ、

君子無入而不自得焉、

入るとは、身の入りて居る處、上の富貴貧賤等の外をも、かねて、ひろく云なり、君子の其位に處置すること、ひとり自その道を得て、その居る所のまゝに安んぜずと云ことなし、此句亦すでに、其外を願はざる意あり、

在上位不凌下、在下位不援上、

是より其外を願はざるのこをとく、又これ上位と下位とをあげて、其居る所の位をつくす、凌下とは、下にある者の我に順はんことを求めて、威をほどこして、これををどすぞ、援上とは、上にある者の我をめぐまんことを求めて、其勢をひきたのむぞ、君子はかくの如くせざるなり、

正己而不求人、則無怨、

此段は、只これ上二句の意を足す、下を凌がず、上を援かずして、ひとり己が身を正くするは、即亦其位に素して其道をつくすの意あり、人に求めざるは、即其外を願はざるなり、人に求めざる時は、則怨むべき所なし、兩層あるにあらす、

上不怨天、下不尤人、

これ亦怨なき意をかねとく、もしそれ人に求めずといへども、その志を得ざる時、命にゆだねて安するも、なほ天を怨る意あり、己を是とし、人を非とする

所あるも、なほ人を尤る意あり、君子はたえて此念なし、

故君子居易以俟命、

これ上文をすべて云、君子其位に素して行ふ、當然の道は、をのづから平かにして、やすらかなり、よりに易きに居ると云、居るとは、安んずる意あり、而して其あふ所の吉凶禍福は、天命の來るにまかせて、これをまちうく、是其外を願はざる也、

小人行險以徼幸、

險とは、患難危険のみならず、凡そすまじき所をするは、みな險なり、此句は上の句と字々みな相反す、只これ小人の行を以て、君子の徳をうらがへしあらはす、其意かるし、

子曰、射有似乎君子、失諸正鹄、反求諸其身、

正鹄は、みな弓的の名、布の候にえかくを正と

云、賓射にこれを用ふ、皮の候にをくを鹄と云、大射にこれを用ふ、云意は、射の法は、君子の道に似たることあり、もし、其的にはづるれば、わが身に反り求むと、蓋し君子は己を正うして、外に求めず、その行なはれざることあれば、己に反り求めて、自みそなはし、其いまだ足らざる所あれば、これを盡すと云意を以て上文をむすべるなり、

右第十四章、

此章は、子思の言なり、凡そ章首に子曰の字なき者同じ、これ上の章をうけて云、道すでに人に遠からざれば、君子たい其居る所によりて、當然の道をつくし、外をしたふの意なかるべしとなり、

君子之道、辟如行遠必自邇、辟

如登高必自卑、

これ上の道の費をうけて云、それ道は在らずと云所なけれども、そのこれにすむことは、必次序ありとなり、たとへの意、邇とは、これ目前の事、卑きとは、

これ平常の理、共に初學徳に入るの事をさす、遠と高とは、これ君子徳をなすの事をさす、

詩云、妻子好合、如鼓瑟琴、

詩は、小雅棠棣の篇の詞、其妻子と相よみんじやはらげること、琴瑟をしらべあはせて、ひきならすが如しとぞ、

兄弟既翕、和樂且耽、

兄弟あつまりあひて、共に相やはらぎ、たのしむと也、

宜爾室家、樂爾妻孥、

宜しとは、中よきを云、爾とは、只其と云義なり、室家とは、一家の人を云、孥は、子孫なり、是上をうけて云、かくの如くなれば、これよく其家人によく、其妻子をたのしむと、子思此詩をひき、家を齊る一事をあげて、邇く卑きよりするの意を明す、

子曰、父母其順矣乎、

夫子此詩を誦して、これを賛美しての玉はく、人よくその妻子にやはらぎ、兄弟によきこと、かくの如くなれば、則その父母これを安樂して、和順なるべしと、子思又此語をひきて、遠きにゆき、高きにのぼるの意を明す、

右第十五章、

以上の三章は、みな費の小をとく、

子曰、鬼神之爲徳、其盛矣乎、

鬼神とは陰陽の氣の靈妙にして、よく造化をなす處より、これに名つく、わかちて云時は、陰の靈を鬼と云、陽の靈を神と云、されども陰陽は、もと二氣にして、つねに往來相推す、其氣の來りて伸るは、これ陽の時にして、神と云、即伸の字の義なり、歸りて屈るは、これ陰の時にして、鬼と云、即歸の字の義なり、蓋し此鬼神は、陰陽の造化をなす徳を以て云、鬼神即その徳の名なり、されども爲徳と云時は、人の爲人處を云が如し、其往來屈伸して造化をなす性情と、其功なれる効とをさして云なり、其盛なる義は、下文に詳な

り、

視之而弗見、聽之而弗聞、

鬼神は、體なきによりて、これを視れども其形見えす、これを聽けども其聲聞えず、

體物而不可遺、

體物とは、物の體となるぞ、蓋し鬼神は、體なしといへども、よく萬物の體となりて、凡そ物の首尾、本末、始終、生死鬼神の體せざる處なし、少もこゝは體せざる處と、のこして外にせられざるなり、

使天下之人齋明盛服、以承祭祀、

齋明とは、ものいみするぞ、齋は、心をむらなくととのへて、專一にする義なり、明は、いさぎよきぞ、身心をきよむることを云、盛服とは、衣冠を盛にして、美をきはむるを云、鬼神よく天下の人をして、みな其本を思ひ功に報ることをすてをかせず、其祭るべき時

に及べば、必齋明盛服して、其禮につかへまつらしむ、

洋洋乎、如在、其上、如在、其左右、

洋洋は、めぐりうごきて、みちみてる意なり、祭祀の時鬼神の聲形はなけれども、洋洋として其上にもあり、其みぎひだりにも、あるやうにて、かるしめあなどられざるなり、此二段は、祭祀の鬼神、よく人をして、をそれつゝしみて、これにつかふまつらしむることといひて、其物に體して、遺すべからざることを、あきらかなる驗とす、

詩曰、神之格思、不可度、思、矧可射思、

詩は大雅抑の篇の詞、これを引て、上文の意を明す、云意は、鬼神つねにわが身の上のぞみ居て、我わづかに感ずることあれば、則必來りてこれに應ず、その感應の機、はかりしりがたし、是即洋洋として、其上と左右に、在すが如くなるの意なり、又云其きたるこ

と、はかられざれば、時として敬畏せざることを得ず、しかるを况やこなたより、いとひをこたりて敬せざることを得んやと、是即人をして齋明盛服して、祭祀につかふまつらしむるの意なり、

夫微之顯

微は、即視れどもみえず、聴けどもきこえざる意、顯なりとはその物に體してのこされず、洋々として在すが如くなる事を云、

誠之不可揜如此夫

誠とは、道理の眞實にして妄なきを云、凡そ陰陽の造化實理のなす所にあらずと云となし、この故に其發見のあきらかにして、おほはれざることを、かくの如しと、則此二段を以て、上文の意を、すべてむすべるなり、

右第十六章

此章の内、見えず聞えざるは隱なり、物に體し、在すが如くなるは、則亦費なり、此より前三章

は、費の小さな者を云、此後より下三章は、費の大きいなる者を云、此章は費隱をかねときて、費の大小も亦其内にふくめり、

子曰舜其大孝也與

大孝とは、世のつねの孝にあらずとぞ、其事實は下文に見えたり、

德爲聖人

舜聖人の德をたもち玉ひて、人其父を聖人の父と稱するは、これ親を世に顯はすの至りなり、

尊爲天子

これ舜攝政として、天子の位をあづかり玉ふ時のことを云、其尊きこと天子となりて、父を天子の父と稱するは、親を尊ぶの至りなり、

富有四海之内

其富海内をたもち、天下のあらゆるを以て、其父に奉ずるは、これを養ふの至りなり、

宗廟饗之

宗廟の神靈、天子の祭りをうけ玉ふは、舜其親のために、先世を奉ずるの禮至れり、

子孫保之

子孫とは、虞の君思、陳の胡公の類をさす、皆舜の後たる諸侯なり、世々封爵をうけやすんじて、居れり、これ舜其親のために、德澤を後人に及ぼし玉ふこと至れり、以上皆大孝のことなり、

故大德必得其位、必得其祿、必得其名、必得其壽

これ大德舜の如くなる人あれば、必其相應の福祿を得る道理あることを云、位は、即天子の位、祿とは、天子四海の富、天より命ずる祿なればなり、名とは、聖德のほまれ、天下後世にあきらかなることを云、壽とは、舜のみとし百有十歳なりけるぞ、蓋し聖人は天に代り極をたて、世を治め民を安じ玉ふ人なるによりて、天よりかくの如き福をあたふること、必然の理

也、

故天之生物、必因其材而篤焉

材は、才質なり、物の器量を云、凡そ天萬物を生育すること、其才のすぐれたる物には、必その才に應じて、命をほどくこと、亦篤く大いなり、これ又自然の天命を以て、聖人福祿をうくること、必然なることを明せり、

故栽者培之、傾者覆之

これ又草木の生意を以て、其材によりて篤うする驗をとく、凡そ草木の其根をかたくうへたてたる者は、生氣をいやまして、これをさかやかす、もし其根のかたぶける者は、則からして、たをしくつがへず、これは只上の句をうらがへしたるばかりにて、其意かるし、

詩曰嘉樂君子、憲憲令德

詩は大雅假樂の篇の詞、君子は位を以て云、憲々を、今の毛詩に顯々に作る、あきらかなるぞ、令は、よき

義なり、顯然たる美德ありて、よみんじ樂むべき君子とぞ、

宜民宜人、受祿于天、

民は、庶人、人は、官人なり、君の恩愛、下にあまねくして臣民と相よき故に、福祿を天にうくるぞ、

保佑命之、自天申之、

天より此君を保じ佑けて、福祿の命を、かさねてくらすぞ、上には天命の才によりて篤きことを、物につきて云によりて、次に又詩を引て人の上に及べり、

故大德者必受命、

受命とは、天命をうけて、天子となることを云、これ上の天意と詩意とをうけむすびて、故大德必得其位の節に應ず、祿位名壽みな命の内にあり、一説に、此句は只これ上二句をうけて云、大德の君は、必保佑の命を受と、此説も然るべし、

右第十七章、

此章子思の聖語を引き用らるゝ意、孝は庸行の一事なりといへども、その至極は、大徳を成し、大命を受くるに至るを以て、費の用の大いなることを示す、而して其然るゆへんの者は、體の隱なり、後の二章も皆此意なり、

子曰、無憂者其惟文王乎、

無憂とは、よろづ思ひのまゝなることを云、此事下に見えたり、

以王季爲父、以武王爲子、父作之、子述之、

王季は、文王の父、武王は、文王の子、王季仁徳をつみて王業をつとむ、これ父なす所あり、武王天下をたもちて文王の徳業をひろむ、これ子述る所あり、蓋し文王道をつくせる聖人なりといへども、王季を以て父とせざれば、其作せる所として述べき事なし、武王を以て子とせざれば、わが作す所を、よく述る者なし、文王俱にこれあり、よりにてたゞこれのみを憂なき人とす、これまで文王のことをとく、

武王纘大王王季文王之緒、

是より武王の事をとく、大王は、王季の父なり、緒は、いとぐちなり、事の端を云、大王王業のもとををはじめて、王季これをつとめ、文王に至りて、天下三分の二をたもつ類をさす、武王三世の徳業の端をつぎて、大いにこれを成せり、下の文即其事なり、

壹戎衣而有天下、

戎衣とは、戎は、兵なり、甲冑の類を云、武王たゞ一たびのいくさにて、殷紂が暴虐をうち、則天下をたもてる也、

身不失天下之顯名、

武王の聖徳、その身もとより、天下に顯かなる名譽あり、今其君をうつといへども、亦その名を失はず、蓋しその征伐、天の命する所に順ひ、人の願ふ所に應ずればなり、

尊爲天子、富有四海之内、宗廟

饗之、子孫保之、

文義みな上の章に同じ、蓋し武王も罪をうち、世をすくふの大功あるによりて、亦此天命をうけ玉へり、

武王末受命、周公成文武之徳、

是より周公の事をとく、周公は、武王の弟なり、武王八十七歳にして、天下を得玉ふ故に、おいて命をうく、と云、其後わづかに六年にして崩す、よりにて周公成王に相として、禮樂を制し、武王に代りて、文王の志を成せり、この故に、すべて文武の徳を成すと云、其事は下文に見えたり、

追王大王王季、

追王とは、其死後に追ひて王號を加ふことを云、蓋し大王王季は、みな殷の諸侯たりといへども、周の王業のおこる所を推したづねて、皆これに追王す、文王も追號なれど、このにのらざることを、武王の時すでに追王せる故なりと云、

上祀先公、以天子之禮、

先公とは、周の太祖后稷より、大王の父組紺に至るまで、二十餘代の先君を云、これ亦大王王季の意を推て其先代に及ぼし、追王せずといへどもこれを祭るには、亦天子の禮を以てして、尊敬し玉へるなり、以上は文武の孝を以て、先祖に奉せらるゝ徳を成せるなり、

斯禮也、達乎諸侯大夫及士庶人、

斯禮とは、追王と天子を以て先公を祭る禮をさす、此禮意を、下に通達して行はしむ、其事下に見えたり、父爲大夫、子爲士、葬以太夫、祭以士、

葬禮に死者の爵位にしたがふは、其身につきたることなればなり、祭禮に生者の官祿を用るは、敢て其分をこえざるなり、此段は、周以前より、あり來れる法なれども、下の段の意をおこさんために、まづいへるなり、又葬禮を合せて云は、祭禮の義を相あらはさ

んがためなり、其意おもからず、又大夫士をいひて、庶人に及ばざるも、例を以て推し知るべければなり、父爲士、子爲大夫、葬以士、祭以大夫、

祭に大夫の禮を用るは、即上の禮意の下に達する所なり、期之喪、達乎大夫、

凡そ喪祭の二禮は、相ばかりて制する者なるによりて、祭禮のついでに、又これに及べり、期は、年一めぐりの喪を云、これは士庶人より、上大夫までに通達して、みな同じことなり、大小功總麻の喪は、大夫その位貴きによりて、みな一等づゝくだしてきて、天子諸侯はいよく貴きによりて、正統の期に服するの外、旁親の期、并に大小功總の服、すべて、皆これをたつ、されども、天子の臣とせざる所の人、諸侯大夫その位同き人のためには、皆これに服す、三年之喪、達乎天子、

士庶人より、上天子に達して、同じことなり、

父母之喪、無貴賤一也、

これ上の句の意を釋す、父母生育の恩は、貴賤ことならざる故に、其服も亦一様なり、以上は文武の孝を以て天下を治められつる徳を成せるなり、

右第十八章、

此より下二章も、子思聖語を引き來り、周の君孝を以て、先世の徳を成し、禮樂をそなへて、大平を致せることによりて、費の大いなることを示せり、

子曰、武王周公其達孝矣乎、

是又上の章の意をかさねてとく、達孝とは、達は通なり、其孝行を、天下の人、通してこれを孝とすればなり、其事は下文に見えたり、

夫孝者善繼人之志、善述人之事者也、

此段武王周公の達孝なる故をとく、人とは、親をさして云、其志のおもむきつることを、うけつぎてこれをとく、其事の端いでたるをば、うけつたへてこれを述べ、されど志をも事によらざれば、つがれず、事をも志に體せざればのべられず、二つの者つねに相よる、又これを善くつき、善くのぶると云は、只そのありつるまゝに、守りなすのみにあらず、變通すべき所あれば、則變通するも、亦これを善くする也、蓋し上の章に見えたる、武王周公の所爲、これその志をつぎ、事をのぶるの、大いなる者り、

春秋修其祖廟、

是より下は、繼述の内より、祭禮をあげて、詳にとく、亦みな天子上にこれを行ひ、下諸侯大夫士庶人までも、其意により通行して、をのゝ隨分の孝を、つくさしむることなり、春秋とは、四時みな祭れども、これは二時をまじへあけて、冬夏をかぬるなり、其とは、ひろく祭禮にある所をさす詞、下同じ、祖廟は、祖先の廟宇、貴賤の品によりて、其數多少あり、これを修むとは、修理掃除すること也、

陳其宗器

宗器とは、宗はたつとぶ義なり、先祖よりつたはれる重寶の物を云、祭時にこれをつらねをくは、子孫世をつぎて、よくこれを守る事を示す、

設其裳衣

衣裳も祖考の遺物なり、祭の時にまうけをき、各その尸となる人にきするぞ、尸とは、神のよりなり、各其孫をたて、これをもてなす、

薦其時食

四時の祭供、并にその調和する所の物も、みなさだまりてあるを、かゝずたがへずして、これをすゝむるぞ、

宗廟之禮所以序昭穆也

是より下は、祭禮の内につきて、祭を主る人、祖考の意をうけて、其祭にあづかる衆を、處置するの禮意をとく、宗廟にして歴代の神を合せまつる時、太祖は

中位にあり、其次よりは、左右二行にならべて、左を昭と云、右を穆と云、世ごとに、左右くみちかへて、父子は相むかひ、孫はみな祖のつぎにあり、廟をたてならぶる序も、亦かくの如し、而して祭にあづかる子孫も、亦これを以てその次位とする故に昭穆を序づと云、序づとは、次第するとなり、蓋し宗族一體にして、世系みだれざるは、子孫たる者、其親を親として、祖考につかふまつる、大義のある所也、

序爵所以辨貴賤也

爵は、くらむなり、祭をたすくる異姓の人をば、その爵位をついで、以て貴賤をわく、蓋し同姓の人は、その昭穆の行の内にてこれをわく、是尊とするの義なり、

序事所以辨賢也

これも同姓異姓とすべて云、事とは、祭禮の諸役なり、事の大小を以て、其才に應じて、これをさづくるをば、序事と云、これ衆の中より、賢者をえりわきて、有司とせんがためなり、これ賢を賢とするの義

也、

旅酬下爲上所以逮賤也

旅酬とは、旅は、もろくになり、酬とは、人に酒すゝむる時に、まづ自のみて後、又くみて獻するを云、これ神に供することをはりて後、御酒のながれを、諸人相すゝめて、神の恵をあまねくひきわたす禮なり、下とは、即賤者をさす、此賤は年わかき者を云、上の貴賤の賤と同じからず、上とは、長者を云、蓋し旅酬の時、まづ主人の方と、賓客の方より、わかき子弟一人づゝいでて、爵をとりあげ、各その長者に酬す、長者その爵を以て、賓主兩方互に相酬して、未々までに至る、こゝにをいて、下輩の賤者、上輩の長者のために、事を執り行ふ所あり、凡そ宗廟の中には、事を執て、自敬意をのふるを以て、榮へりとす、よりにて此禮を以て、事にあづかることを、賤者までに及ぼす、これ幼を幼とするの義なり、

燕毛所以序齒也

燕毛とは、燕はさかもりなり、毛は毛髮の色を云、旅

酬の後、賓客みなたちさりて、主人の黨ばかり、廟のうしろの寢にあつまり、昭穆の間に、爵位をわかす、只毛髮の黑白を以て、老幼の座次として飲燕す、よりにて齒を序るの故と云、これ老を老とするの義なり、以上の五段、武王周公の禮を制する所、情文をつぶさにして、あまねくつくせることを見つべし、

踐其位行其禮奏其樂

是より下は、上文に春秋修其祖廟と云より下の段々の意を、ひきむすびとく、其とは、みな先王をさす、下同じ、位は、先王の祭に、神明にむかひたまふ位なり、蓋し今日の禮樂は、みな先王のために其意をうけて、制せられたる故に、其ふむ所の位を、即先王の位とす、其禮其樂も亦此義に同じ、

敬其所尊愛其所親

先王の尊べる所は、其祖考なり、先王の親める所は、其子孫臣民なり、此二句は、祭禮に就きて、ひろく平時に先王の意に體することをも、かねてとく、

事死如事生事亡如事存

人はじめてをばはる時を死と云、すでに葬れる時に亡と云、亡は、なきなり、葬りて形のなくなるを云、存は、いますぞ、亡に對するの詞なり、此二句は、又祭禮によりて、喪禮に及ぶ、敢て先王を死せりとせず、亡しとせざるの孝意なり、

孝之至也、

これ上七句をすべて云、みな繼述の孝の至極なりと、蓋し孝の己につくせるを以て至れりと云、人々通ずるを以て達すと云、其實は二つにあらす、

郊社之禮、所以事上帝、

是より下は、又凡そ内外の祭禮に及びて、繼述の孝意を、ますますひろくとけるなり、郊とは、國門の外を云、上帝は、天帝なり、冬至の日、南郊に壇をつき、天子自天帝を祭らるゝ禮なり、社壇は宮中にあり、春秋兩度后土を祭らるゝ、后土は、地神なり、こゝに后土をいはざることを、文をばぶけるなり、

宗廟之禮、所以祀乎其先也、

哀公は、魯の君名は將、これ夫子晚年魯にかへり玉ふ時に、人君政を行ふ道をとへるなり、

子曰、文武之政、布在方策、

方は、木のいた、策は、竹のふた、皆いにしへ事をしるす物なり、事すくなければ、方にしるす、事多ければ、策をあみてこれにしるす、蓋文王武王の政、その條目、方策にしきつらねて、今にありとぞ、こゝにとりわき文武の政を以て答へ玉ふは、凡そ三代の政、周に至りて大いになほはり、ことに魯の祖宗の家法なればなり、

其人存、則其政舉、其人亡、則其政息、

息とは、火のきゆるが如くに、ほろぶることを云、これ云意は、政の法は、方策にしきて、明なりといへども、其行はるゝと、行はれざるとは、これをつかさどる君臣の人にかゝる、この故に其人ある時は、則其政あげをこなはる、もし其人なくなる時は、則其政もた

先とは、祖考なり、
明乎郊社之禮、禘嘗之義、治國其如示諸掌乎、

禘とは、天子五年に、一度、太祖の廟にて、其より出る所の帝を祭り、太祖を以て合せ祭らるゝ大禮なり、周の先は帝嚳より出るによりて、帝嚳を禘祭して、后稷を以てこれに配す、嘗とは、宗廟の秋の祭の名、一時をあげて、四時をかぬるなり、禮に必義あり、こゝにわけたることを、文を互にするぞ、掌をみるとは、見やすきことをいへり、これ宗廟の秋嘗によりて、禘祭に及び、禘祭によりて、又郊社に及ぶ、此四祭の義、深遠なるによりて、もと宗廟天地の祭禮なりといへども、よく此義に通ずる人は、天下國家を治むること、亦其理に達すること、いとやすきなり、

右第十九章、

章旨は、上の章に見えたり、

哀公問政、

ちまちに、きえほろぶとぞ、蓋し哀公のとふ意は、法を以て人をたゞすにあり、よりて夫子はじめをばはり、只人君まつ自修めて、己を正くすることを主として答へたまふ、

人道敏政、地道敏樹、

道とは、事物の用の行はるゝ所を以て云、上をうけて云く、其人ある時に、人の作用によりて、政のとくをこなはれやすきこと、なを地の功用を以て、草木をうふるに、發生のすみやかなるが如しとなり、

夫政也者、蒲盧也、

蒲は、がま、盧は、あし、皆水草にして、中にも生じやすき者なり、これを以て、人道の尤政にときたとへとす、蓋し文武の政もと天理をきはめ、人情をつくし、人をしてほどこしやすく、成しやすからしめ玉ふによりて、其人だにあれば、あげ行はるゝこと、尤すみやかなるべきなり、一説に、此二句は、只これ上の敏樹と云意を、うへもの一つをあげて、これをたとふ、二重の意なしと、

故爲政在人

これ人道は政にとしと云ふをうけて云、されど此句を孔子家語には、爲政在得人と作れり、然れば、人とは、賢臣をさして云、かくの如くなれば、下の句にとりつゞきて、其意尤そなはれり、

取人以身

身とは、君の身をさす、賢臣をえらびとるには、又君身の賢徳を以て、法とするなり、

修身以道

身ををさめて、徳をなすには、又よく道を行ふにあり、道は、即下文に出たる、天下の達道五倫の常經をさしていへり、

修道以仁

仁とは、人天地の物を生ずる心を、うけむまれて、各、其心にそなへたる、本然の徳なり、五倫の常道は、みな仁徳のつらぬく所なる故に、道ををさむるには、又

仁を以てす、人君よく其仁を成す時は、道をこなはれ、身おさまりて、人を取るに、其法たつ、こゝにをいて、其君あり、其臣ありて、政あげ行はれずと云ことなし、一説に此仁も、三達徳の主とする所を以て云、智は仁の始をひらき、勇は仁の終をなすことなるによりて、仁一つを以て、これをかねたりと、

仁者人也、親親爲大

人とは、人の身をさして云、蓋し人天地生物の心を、うけむまれたる故に、即其身に此生々の理をそなへて、をのづから生を好み、死を惡み、人を愛し、物を利する、慈愛惻怛の意あり、即これ仁なり、よりて人の字を以て、其義を釋す、仁道至りて廣けれども、各其親族をしたしむを以て、大いなることとす、蓋し人よく其親をしたしむ時は、慈愛の心、五倫にあまねく、萬物に及ぶ故なり、

義者宜也、尊賢爲大

義は、仁の對なり、仁は元氣の理なるによりて、一つをあげて云時は、義禮智信をもかねたり、されど、義

に對して云時は、仁は陽に屬す、義は陰に屬す、義は、宜と云意なり、事の理を處置して、各その宜き所あるを云、即心以て事を裁制する所なり、賢は、師友の賢者をさす、人よく賢をたつとびて、これにつきまなぶ時は、内にして親戚、外にして君臣、凡そ應事接物の宜き所、みな次第に明なり、よりてこれを以て其大なることとす、

親親之殺、尊賢之等、禮之所生也

殺は、そぐなり、上より下へ、段々にそぎくだす、分際あることを云、等は、しななり、即段々の次第を云、生るとは、發見する義なり、蓋し禮法の條目、多しといへども、もと親をしたしむ、賢をたつとふの間、その淺深大小のことなるにしたがひて、これをほどよくし、これをあやなす所より發見して、推し行はるゝこととなるによりて、此二つの降殺等級を以て、禮のなる所と云なり、此三段、仁によりて義を推し出し、仁義によりて、又禮を推し出すといへども、其本意は、只身を修るの大要、仁義禮法にあることを、つまびらか

に示さんとなり、在下位不獲乎上、民不可得而治矣、

此一段は、上文の重出なり、こゝにては用なし、故君子不可以不修身、

是より下四段は、上文の意をうけ來り、哀公の身の上へとりかけて、すゝめらるゝ詞なり、君子は、位を以て云、蓋し政をすること、人を得るにあり、人を取るには身を以てす、この故に、人君はまづ其身を修めずして、かなはざることも也、

思修身、不可以不事親

身を修るには道を以し、道を修るには仁を以てして、仁は親をしたしむより大いなるはなし、この故に、人君その身を修めんと思はゞ、よく其親につかへずして、かなはざることなり、此親の字は、父母をさして云、親々の中に就て、至切なる者をあげて、其餘をか

ぬるなり、
思事親不可不知人
 親をしたしむの仁は、賢をたつとぶの義によりて明なり、この故に、親に事へんことを思は、かねて又人の賢否をわき知りて、師友をえらびとらずして、かなはざることなり、

思知人不可不知天

此人の字は、親と賢とをかねて云、天とは、天理をさす、蓋し親をしたしむ、賢をたつとぶの等殺は、みな天理のある所なり、この故に、人を知てこれを處置せんと思は、かねて又天理を明らめしらすして、かなはざることなり、以上の四段、其詞は亦次第に本を推し出だすやうなれど、本意は只人君その身を修んとならば、必仁に體し、義を行ひて、道理にしたがふべきことを、明にするにすぎず、

天下之達道五所以行之者三

達道とは、達は通なり、天下古今の人、共に由りした

がひて、通行する所の道路なり、蓋し身を修るに道を以てす、其緊要は親に事るにありといへども、つぶさに云時は、其目五つあり、五つの目下に見えたり、道を修るには、仁を以てす、道は我人共に由る所といへども、徳に本づかざれば行はれず、而して道を行ふの徳、仁を以て大要とすれども、つぶさに云時は、其目亦三つあり、三つの目下に見えたり、○首章に和を以て天下の達道と云は、人情の通行する所よりしていへり、此五つの達道は、人事の通行する所なり、情は常に事の内にあり、情の正きは、即其事は和する所なり、

曰君臣也父子也夫婦也昆弟也朋友之交也五者天下之達道也

これ即五達道の目、堯舜の時、契司徒となりて、つかさどる所の五教五典これなり、其目はじめてこゝにあらはる、即みな達道の在る處なり、昆は兄なり、朋友に交の一字をひたること、父子兄弟は、骨肉の親な

り、夫婦の配偶、君臣の統屬も、亦天然に出づ、只朋友のみ、同志同門の交りによりて、其道立つが故なるべし、孟子に各その道の名をあらはして云く、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信ありと、其父子をはじめとするは、教よりしていへばなり、こゝに君臣をはじめとするは、政よりしていへば也、凡そ古今の政教とする所、學行とする所、此五つの外に出ることなし、

知仁勇三者天下之達德也所以行之者一也

智仁勇の三徳は、即五達道を行ふ所の三つの目なり、これを達徳と云ふことも、亦天下古今の人、通して同く生れ得て、身に具へたる者なればなり、智は此道を知るの徳、仁は此道に體するの徳、勇は此道を強めるの徳、中にも仁は、これ道を行ふの主とする所にして、智は此初をひらき、勇は其終をきはむ、もと三徳の事にあらず、又此三徳は人の同く得る所なりといへども、人欲これをさまたぐれば、五つの道を行ふことあたはず、この故に、三徳を頼みて道を行ふ所の者一つ

あり、これ誠をさして云なり、誠とは、只その行ふの着實にして、あからさまならず、專一にしてまじりへだつる所なきことを云、三徳の外、別に一つの誠あるにあらず、

或生而知之或學而知之或困而知之及其知之

之の字は、みな達道をさして云、下同じ、生れながらにして知るとは、氣質上等の人、其理を知ること、天生のまゝにて、人力の工夫を借らぬなり、學で知るとは、氣質中等の人、學問によりて、これを知るなり、困んで知るとは、困はふさがりて通せざる義なり、氣質下等の人、窮理の功をつみて後、そのふさがれる所、はじめてひらくる也、されど學知も困知も、其功なりて、知ることを得るに及ぶ時は、則生和の知る所と三つながら一つなり、

或安而行之或利而行之或勉强而行之及其成功一也

勉強は、みなつとむる也、それ道を行ふにも、亦三等あり、上等はしむつとめずして、安んじてこれを行ふ、中等は小人の利にわしるが如く、むさぼりてこれを行ふ、下等はたへがたき所を、しむつとめてこれを行ふ、されど、利とするも勉るも、修行の功成るに及ぶ時は、亦安んじて行ふと、三つながら一つなり、此二段哀公資質くらくよはき故に、夫子これを以て、ひきす、め玉ふなり、もしこれを三徳に比して云時は、三知のよく知る所の者は智なり、三行のよく行ふ所の者は仁なり、これを知りこれを行ひて、よく其功をなす所の者は勇なり、其知行を合せ、三等にわかちて云時は、生知の人は必安行す、これ智の類なり、學知の人は必利行す、これ仁の類なり、困知の人は必勉行す、これ勇の類なり、○それ人の性もと善なりといへども、その氣質ひとしからざる故に、道を知ることはいやきあり、をそきあり、道を行ふこと、難きあり、易きあり、されどよく勉めてやまざる時は、其至る所一致なり、至る所の一致なるは、亦此道の至極處、同く中庸なるが故なり、然るに愚不肖の人は、生知安行を及ばざる所として、これをはいかる、賢智の人は、困知

勉行を、益なきこととしてこれをせず、是道の明ならず、行はれざるの故なり、
子曰、好學近乎知、力行近乎仁、知耻近乎勇、

子曰の二字は衍文なり、此段は、未だ達徳を成すに及ばずして、之を成さんことを求る者の事なり、それ學問をすき好むことは、まだ智と成らざれども、亦すでに智に近づけり、篤實にして力め行ふことは、いまだ仁とは成らざれども、亦すでに仁に近づけり、人にしかざる耻を知て、ふりはげむことは、いまだ勇とは成らざれども、亦すでに勇に近づけり、蓋し哀公はなはだ昏弱にして、三知三行の説を聞くといへども、なほ退縮しては、いられる意ある故に、夫子又此三近を告て、みづから其質をいかにとかへりみず、只すゝんで力めらるべきことを、示さるゝなり、又上二段に合せて、三徳に比す時は、三和は智、三行は仁なり、學知、困知、利行、勉行より功を成して、生知安行と一つになるは、勇の至りにして、此三近は、なを其成功を求る者のことなれば、勇の次なり、○呂氏をもへらく、愚

者は其知る所を、みづからは是なりとす、よりて學を好んで、知を明にすることは、此愚をひらくに足れり、自其身を私にする者は、人欲にながれて、返ることを忘る、よりて力め行ひて、しりぞかざることは、此私を克ちのぞくにたれり、儒くつたなき者は、人の下に居ることを甘んず、よりて耻を知りてふりたつことは、此儒ををこすにたれり、この故に三の者を以て、智仁勇に近づけりとす、

知三三者、則知所以修身、

斯三者とは、上の三近をさして云、これを知るとは、其よく徳を成すべきを知て、これをつとむることを云、これを知るによりてよく徳にすゝみ、徳を以てよく道を行ふ故に、則其身を修るすべを知るなり、

知所以修身、則知所以治人、

達道達徳は人々同き所なる故に、身を修るすべを知る時は、則亦人を治るすべを知る、

知所以治人、則知所以治天下、

國家矣、

人とは、我に對して云詞、天下國家とは、人を盡して云詞なり、其理一つにして、多少遠近のことなるのみなれば、次第を以て、推しひろめらるべきぞ、これ即大學の身を修め、家を齊へ、國を治め、天下を平にするの道也、これまで人君まづ其身を修むべきの意を、段々にときつくし、此三段を以て、上文を結びとめて、又これを以て、下文の天下國家を治る、九經の端をときをこせり、

凡爲天下國家、有九經、曰修身也、尊賢也、親親也、敬大臣也、體羣臣也、子庶民也、來百工也、柔遠人也、懷諸侯也、

經は、つねなり、天下國家ををさむるの常法その目九つあり、身を修むとは、人君その身ををさめらるゝなり、賢を尊ぶとは、師傅たる人をたつとびて、其教をうけらるゝなり、親をしたしむとは、宗族の恩愛を深

くするなり、大臣を敬すとは、宰相たる人をうやまひて、なれかるしめざるを云、羣臣とは、百官を云、これに體すとは、其身と一體になりて、情意のへだたらざるやうにするぞ、庶民は、農を主として云、これを子とすとは、父母の子を愛するが如くにして、これをそこなはんことを、百工とは、諸道の工匠をさす、これを來すとは、處置をよくして、みな來あつまるやうにするぞ、遠人を柔んずとは、四方の賓客商旅の人に、心をかけて、あたりよきやうにするぞ、諸侯を懷とは、諸國の君に、恩徳を厚くして、なつきしはがはしむるなり、すべてこれ王者仁愛の徳、ひろくをほひ、つぶさになひて、天下一體の氣象なり、○それ天下國家の本は、たゞ君の一身にあり、この故に、以上の段々みな君の身を修るための教なり、此九經も、亦まづ身を修るを最初のこととして、それより次第に、推しひろめとけるなり、されど人君必師にちかづき、友をとりて後身を修るの道す、む、この故に、賢を尊ぶこれに次ぐ、徳化をほどこすこと、家人よりさきなるはなし、この故に親をしたしむこれに次ぐ、家内によりて、朝廷に及ぶ、この故に、大臣を敬

し、羣臣に體するこれに次ぐ、朝廷によりて、國中に及ぶ、この故に、庶民を子とし、百工を來すこれに次ぐ、國中によりて、天下に及ぶ、この故に、遠人を柔じ、諸侯を懷くこれに次ぐ、是九經のついでなり、
修身則道立
 此より九經を行ひての、效をあげてとけり、道立つとは、道は即達道なり、道の法式君の身に立て、民の視ならひとなるぞ、
尊賢則不惑
 賢者の教化によりて、義理を見ることが明なる故に、人にまどはし、あざむかれざるなり、
親親則諸父昆弟不怨
 諸父昆弟とは、伯叔兄弟の親族をすべて云、怨みずとは、各その願をとぐるぞ、
敬大臣則不眩
 大臣に政務を任ずる故に、外のさまたげなく、物ごと

をきて正しくして、まよひうたがはぬなり、

體群臣則士之報禮重

士は、即群臣也、諸士君の恩禮にむくふることとおもくして、手足の心腹をまもるが如くなり、

子庶民則百姓勸

耕作をつとめ、公役にをこたらぬなり、

來百工則財用足

財用とは、錢貨絲帛器械、凡そ百工のいだしで、用をなす物をすべて云、足るとは、上下の用たりて、事かけぬなり、

柔遠人則四方歸之

四方の人、よりどころとして、これにおもむくなり、
懷諸侯則天下畏之

君恩のほどこす所ひろきによりて、威勢のかけやく所とほきなり、

齊明盛服非禮不動所以修身也

此より以下は、九經を行ふの事なり、すでに其目をあぐれば、事はおのづから其内にあり、然るに家語を考れば、哀公又九經を行ふこと、いかゞはすると問へるによりて、夫子其事をあげて、つぶさに答へ玉へり、齊明盛服の義上に見えたり、これは人君平常の恭敬、齋戒を致し、祭祀につかふまつるが如くなることを云、身を修ること、これより切なるはなし、

去讒遠色賤貨而貴徳所以勸賢也

讒とは、讒言する小人を云、色は、色欲、貨は、財利なり、徳とは、小人にあらずして、君子、欲にあらずして、理、利にあらずして義、すべてみな徳なり、彼をさけすていやしんずれば、必此を貴びおもんず、君かくの如くなれば、賢者則其志を得て、其徳をあらはす、これ賢者を勸る所なり、

尊其位、重其祿、同其好惡、所以勸親親也。

君その親族を親愛すること、厚きによりて、親族も亦君を親愛すること深し、これ互に親々の道を勸ること也。

官盛任使、所以勸大臣也。

大臣には、政をゆたぬるによりて、細事をみづからとらしめず、其下官を多く盛にして、つかはしめを任ずるにたらしむ、これ大臣をゆたかにして、其をきてを心にまかせ、すまじむることなり。

忠信重祿、所以勸士也。

忠信は、實心なり、下位に居る者は、情意へだよりて、上に通することかたし、この故に、君身を以てこれに體して、その上へのぞむ所をみそなはし、實心を以てこれを待して、疑ひ畏ることなからしめ、俸祿をもくして、内に不足のうれへなからしむ、よりて士の奉公すむなり。

時使薄歛、所以勸百姓也。

時に使ふとは、民をつかふことあれば、必農事のひまある時を以てす、歛は、をさむるなり、免除をはからひて租税薄くをさむるなり。

日省月試、既稟稱事、所以勸百工也。

既は、餼と同じ、餼稟とは、月別の給米なり、百工のつかさど、日ごとに其つとめをこたたりをみそなはし、月ごとに、其よしあしをこゝろみて、俸給をあてをこなふこと、其事のよきほどに稱也。

送往迎來、嘉善而矜不能、所以柔遠人也。

賓客商旅のかへりてゆくを送るには、わり符をあたへて、關のといこほりなからしむ、國に來るを迎るには、館舎に米薪等をゆたかにそなへをき、四方より遊官に來れる士は、その善なるを嘉賞して、これを

凡爲天下國家、有九經、所以行之者一也。

天下國家ををさむる九經も、これを行ふ所の者は、亦た一つなり、一つとは、即亦誠をさす、もしこれを行ふに、誠意なき時は、九つの者みな虚文なり、然れば此はこれ九經の實物なり、蓋し三德を行ふの誠は、其德を實にせんがため、九經を行ふの誠は、其事を實にせんがため也。

凡事豫則立、不豫則廢。

豫すとは、事にさきだちて、もとより定まれる義なり、これ上文達道達德九經等を行ふ所の者、只一つありによりて、其事みな行はると云意をうけて云く、凡の事、あらかじめ誠意に根ざす時は、則よくふりたつ、もし誠意に根ざさざれば則た、ずしてすたる、何事も必まづ誠をたつべしとなり、此二句をかしらとして、四句はみな其意をのべとく、

言前定、則不跲。

あらはし用ひ、不能なるあれども、せめとがめず、あはれみてこれを教るなり。

繼絶世、舉廢國、治亂持危、朝聘以時、厚往而薄來、所以懷諸侯也。

絶たる世をつぐとは、世つぎのたえたる國あれば、其親族を以て、位をつがしむるなり、廢れたる國をあぐとは、世つぎの人はあれとも、國をとるへすたれたるあれば、これをとりあげて、土地をはじめの如くに封ず、亂れたるを治むとは、政法みだれたる國あれば、あらためをきて、上下を安堵せしむ、危きを持つとは、或は變亂いできたり、或は夷狄にせまられて、國ほろびんとするあれば、隣國に命じて、すくひたまたしむるなり、朝聘時を以てすとは、諸侯來りて天子にまみゆるを朝と云、太夫を使者として來れるを聘と云、みな定れる年數ありて、時ならずしてめすことなきぞ、往とは、天子よりのたまものと、もてなしの禮とを云、來とは、諸侯の、みつぎ物を云、

前定るとは、即豫する義なり、云意は、口に云こと、まづ誠たちて前定する時は、則つまづかずしてついであり、誠たゞざる時は、則とこほりてゆかずと、下の句義みなこれに同じ、

事前定則不困

此事の字は、一事につきて云、困むとは、ふさがりて、とをらぬなり、

行前定則不疚

行とは、身に行ふ所を云、疚とは、心にかへりみて、義に虧たる所あるを云、

道前定則不窮

道とは、上三つの者行なはるゝ所をすべて云、窮らずとは、あまねく應じて、つくることなきを云、蓋し道きはまらざるに至る時は、言々みなとをり、事々みなをく、行々みな明にして、可ならずと云所なし、

在下位不獲乎上民不可得而

治矣

此より以下、又下位にある者の上より、段々本を推しきはめて、前に定る實なければ、其事一つもならざるの意をとけり、これ云意は、下位に居る者、信任を君にえざれば、民を治ること思ふまゝにすることを得ずと、蓋し君に信任せられざる者は、人臣たる名ばかりにて、其實たゞず、よりて其職行はれがたきなり、下の句義みなこれに同じ、

獲乎上有道不信乎朋友不獲乎上矣

道とは、由る所なり、下同じ、人臣の性行、その朋友の信孚する、實あるに由らざれば、君の信任をえず、蓋し人君の臣下にをける、朋友の信孚を見ざれば、其人の善知りがたければなり、

信乎朋友有道不順乎親不信乎朋友矣

にはあらず、以上の五段、民を治ることより、をしきはめて、身を誠にし、善に明なるに至る、これ夫子哀公に告げらるゝ大意なり、されども君に對しての玉ふによりて、下位に居る者を以て、ときをこし玉へり、又身を修るの大要その心の主とする所、誠を立るにあり、その事の先とする所、親に事るにあり、内外のわかちなり、されどこゝには其效のついでを以て云によりて、まづ身に誠ありて、後親に順ふべしといへるなり、

誠者天之道也

これ、上文身を誠にすと云をいへり、誠とは、眞實にして妄なることなき義なり、天理の眞實幻妄なきを云あり、心理の眞實にして、欺妄なきを云あり、こゝには實心を以て、實理をかねてとけり、云意は、それ人の徳、眞實無妄なる者は、即天然のまゝなる道理にして、人爲を借りてなれるにはあらずとなり、

誠之者人之道也

誠之者と、之の字をつけたるは、上の誠の字を、わ

順ふとは、心なびきあひて、そむかざる義也、朋友も外の人なるによりて、其人家に居て、親族と和順なるを見ざれば、其善の實、信じがたければなり、

順乎親有道反諸身不誠不順乎親矣

親族は、あけくれ同居する者なるによりて、少しも外をとりつくるふ所あれば、つねぐ和順なることを得がたし、只みづからわが身にかへりみて、凡そ心の存する所、發する所、みな眞實にして、あからさまなる所なき實ある者のみ、よくこれを得べきなり、

誠身有道不明乎善不誠乎身矣

其身を誠にせんと思は、まづ徳性の善なる所をつまびらかにし、實に事理の至善なる所を知るにあらざればあたはず、然れども、明善はこれ誠身の端をひらく道なるを以て、こゝに其前に定るの意にとるばかりなり、明善を以て誠身の實を得る所なりとする

ざある義にとらんためなり、これいまだ眞實無妄なることあたはずして、眞實無妄ならんと求る者のこと、人の道なりとは、人たらん者の、かくの如くせで、かなはざる道理なり、

誠者、不勉而中、弗思而得、從容而中、道聖人也、

これかさねて誠なる者のことをとく、從容とは、ゆるやかなる貌なり、云意は、誠なるとは其行ふ所、つとめずして、をのづから道理にあたり、其知る所、思はずしてをのづから道理を得、從容閑暇にして、自然に道にあたる、かくの如くなる聖人のことなりとぞ、從容は、即勉めず思はざる意、道にあたるは、即理に中り、理を得るなり、此はこれ天道なり、

誠之者、擇善而固執之者也、

これかさねて誠之者のことをとく、それいまだ聖人に至らざる者は、人欲の私あることを免れずして、其徳いまだ眞實無妄なることを得ず、この故に、

いまだ思はずして得ることあたはざれば、なを人欲をとめて、天理とすることあり、よりにて必善をえらぶことくはしくして後に、以てよく善を明にすべし、いまだ勉めずして中ることあたはざれば、なを人欲にうばふる、ことあり、よりにて必これを守ること固くして後に、以てよく身を誠にすべきなり、此はこれ人道なり、蓋し思はずして得るは、生知なり、勉めずして中るは、安行なり、善を擇ぶは、學知困知のこと、固く執るは、利行勉行のことなり、夫子哀公をみちびき玉ふは、善を擇て固く執る人道に重し、天道聖人は、其至極の法則を示し玉ふなり、

博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之、

此段は、誠之者の工夫を用るの目なり、凡そ學ぶとは、これを人に效ひ、これを己に考へて、其理を明めて、其事を能せんと求めることなり、之の字は、泛くその學ぶ所の事をさす、もし上文をうけて云時は、即その擇ぶ所の善なり、下皆これに倣ひて見るべし、そ

れ學ぶ所は博くして、事物の道理を、かねそなふべし、よりにて其中より、問ひきくべき所あり、問ふことは、又これを審にして、師友の情をきくつくすべし、すでに問ひ得たることは、又これをみづから思ひみるべし、慎むとは、をろそかならず、あなとらざるを云、すでに思ひの熟する時は、其是非邪正の間を、分明に辨へて、毫末の疑なからしむべし、學問思辨して知り得たる時は、則これを行ひ出すべし、篤くとは、志を專一にして、つとめてやまざることを云なり、學問思辨は、善を擇ぶのことにして、智に屬す、其等は、學んで知るの工夫なり、篤く行は、固く執ることにして、仁に屬す、其等は、利として行ふの工夫なり、程子の云く、五つの者、其一つを廢るも、學にあらずと、蓋し高明なる者は、五つの等をこえやすし、卑下なる者は、五つの目をかくことあり、皆これ學をする道にあらず、

有弗學、學之弗能、弗措也、

君子の學をすること、必その功を成さまく欲す、この故に、學びすと云ことはあり、すでに學ぶと云から

は、よく其理に通じ、其すべを知る所なければ、しばらくもすてをかぬなり、下の句義みなこれに倣ふべし、

有弗問、問之弗知、弗措也、

知とは、よく問ふ所の理をさると也、

有弗思、思之弗得、弗措也、

得るとは、思ひ得てわが物となるを云、

有弗辨、辨之弗明、弗措也、有弗行、行之弗篤、弗措也、

學ぶこと博くして、なを能くせざる者あり、問ふこと審にして、なを知らざる者あり、思ふこと慎みて、なを得ざる者あり、この故に能知得の三字にかへてとく、辨ふることすでに明かに、行ふことすでに篤ければ、更に向上のことなし、よりにて其字をかへぬなり、**人一能之、己百之、人十能之、**

己千之

人よりも我その工夫を百倍にしてつとむ、即これ上文の能し得ざれば措かざるの意なり、其功成ることを期するは、これ勇のこと、其等は困んで知り、勉て行ふの工夫なり、

果能此道矣、雖愚必明、雖柔必強、

果してとは、志を決定してする義なり、此道とは、百倍の功をうけて云、果然としてよく此道をしをほすれば、愚昧なりといへども、必明敏なり、柔弱なりといへども、必剛強なり、明かなるは、善を擇ぶのしるし、強きは、固く執るのしるしなり、蓋し天氣質を以て、人をかざるといへども、人は萬物の靈なる故に、氣質を變化することは、人力の必とする所なり、其要た百倍の功を用るのみにあり、以上の五段、夫子哀公のために喫緊してつげざとし玉ふ所なり、されども博學之と云より以下の文、家語これなきを以て、或はこれ子思の補へる所なる歟ともいへり、○呂氏

をもへらく、それ君子の學をすること、何のためぞとなれば、只その氣質を變化せんがためなるのみ、蓋しひとしく善にして、悪なき者は、人性の同き所なり、昏明強弱ことなることあるは、皆氣質のしからしむる所なり、誠之にすることは、其同きにかへりて、其異なるを變ずるの道なり、人もし不美の氣質を以て、變じて美ならんと求ること、其功を百倍するにあらざれば、これを致すにたらず、今あからさまにて、くはしからざる學業を以て、ある時はなし、ある時はやみ、かくの如くにして、其不美の質を變せんことを求む、變ずることあたはざるに及では、則天質の不美なるは、學力よく變ずる所にあらずと云、これ自その徳性を棄て、愚不肖の境に、をちいることを果す、其不仁なること甚し、

右第二十章、

此章夫子政を論すること、尤詳なりとす、子思これを引て、大舜文武周公の事につぐ、これその傳ふる所の道一致にして、夫子もし政をせん時は、あけてをき玉はん、亦かくの如くなるのみな

自誠明謂之性、

其徳まことならざる所なきによりて、其智もてらさざる所なきは、誠即その體、明即その用、これを聖人の徳、天性のまゝにて、自然にかくの如くなる者と云、これ天道なり、

自明誠謂之教、

まづ善を明にするによりて、其善を實にして、以て身を誠にするに至るには、これを賢人の學、教によりて

得る者と云、これ人道也、

誠則明矣、

聖人徳すでに誠なる時は、もとより智も亦明ならずと云ことなし、

明則誠矣、

賢人明善の功も、ついには亦聖人の誠に至るべきなり、蓋し上章すでに誠明の二字をとき出せり、こゝには只それにつきて、性のまゝなると、教によるとをわけつけて、人必教によりて學をつとめ、其本性にかへるべきことを示せるなり、

右第二十一章、子思承上章

夫子天道人道之意而立言也、自此以下十二章、皆子思之言、以反覆推明此章之意、反覆とはくりかへす義なり、○凡そ此書さき一

半には中をとく、後一半には誠をとく、中は以て道の體にかたどり、誠は以て道の實をさせり、
唯天下至誠

これ聖人の徳、誠實の至極にして、天下に又其上に加ふべきことなきを云、畢竟天下至誠の四字は、聖人の尊號なり、

爲能盡其性

此より下、至誠の能する所をば、推しきはめ云、其次第あるにあらず其性を盡すとは、徳實ならずと云ことなきによりて、少も人欲の私なく、天性の我に具はれる者、これをつまびらかにし、これにしたがひて、事物にまじはる、大小精粗の理、みな毫髮の盡さずと云ことなきを云、

能盡其性則能盡人之性、能盡人之性則能盡物之性、

人物の性も、亦わが性と一理にして、只そのうくる所の形氣同じからざるが故に、彼此の異なるばかり也、

この故に、よくわが性を盡す者は、亦よく人物の性をつくして、其理を知ること、明ならずと云所なく、其性にしたがひて、これを處置すること、當らずと云所なし、

能盡物之性則可以贊天地之化育、可以贊天地之化育則可以與天地參矣、

化育は、造化と同じ義なり、物の終始を云、又化生長育の義にも取るなり、それよく物の性を盡すに至る時は、則よく天地の化育をたすけて、天地とならび立て、三つとなるなり、蓋し天地人物を生ずるに、各その性を賦與すといへども、それをして各その性を盡さしむることあたはず、この故に、聖人天命をうけ、天に代り極をたて、よく人物の性をつくす、即これ化育の及ばざる所をたすくる也、然らざれば、天地の功用、とげざる所あり、人の功かくの如くなるによりて、其體甚すこしきなりといへども、天地と並立て三つとなり、鼎の足の如くにして、其一つをかくべから

ず、こゝを以て、又天地人を稱して三才と云、各その才を以て、共に相成すが故なり、首章の中和を致して、天地位し、萬物育はると云も、亦此事なり、

右第二十二章、

此章天道をいへり、此より下も、天道を云章は、みな自然にして、段々の次第なし、人道を云章は、みな工夫の節次あり、

其次致曲

其次とは、上章をうけて、至誠のつぎ、大賢より以下、凡そ誠のいまだ至らざる者を通じていへるなり、曲とは、一偏の義、其徳性の善端、眞實無妄なる所、ひとかたに發見するを云、これを致すとは、此發見の端ごとに、即これを推しひろめて、これを明にし、これにしたがひ、各その至極處に、きはめ至るを云、其工夫は、亦善を擇で固く執るにすぎず、

曲能有誠、

曲を致して、誠之の功つもる時は、則又よく誠ある

に至る、

誠則形、

うちに誠のつむ時は、そのうるはしき色、容貌にあらはる、

形則著、

その形るゝ者、日々にあらたに、月々に盛にして、ますます、あらはなるを著しと云、

著則明、

著きによりて明なるは、其精光てりかゝやきて、物に加はり及ぶ也、此三句は、己にある徳容、次第に盛なることを云、

明則動、

誠の光輝、物に及ぶ時は、則よく感通して、物これがために動きいづ、

動則變、

變は、かはるなり、物すでに感動する時は、其惡變じて善となるなり、

變則化

化とは、變じてことごとくなりかはるなり、こゝを以て、化をうくる者、その何によりてかくなれると云ことを知らず、此三句は、物に及ぶの德化、次第に深きことをいへり、

唯天下至誠爲能化

たゞ天下至誠の人のみ、物の化することをよくすれば、曲を致すの功つもりて後は、亦聖人の妙用と、ことならぬなり、

右第二十三章

此章人道をいへり、

至誠之道、可以前知

道とは、妙用を以て云、至誠の人、よく人物の性を盡す時は、其妙用、又よく事より前に、その幾を見て、禍

福等の來らんとすることを知らるゝなり、蓋し其心きはめて虚明なるが故なり、

國家將興、必有禎祥

此より下、前知の實をのべとく、禎祥とは、福のきざしを云、國家の興亡は、大事なるによりて、其をこりてかへんとする時は、必福の前表あり、

國家將亡、必有妖孽

妖孽とは、禍のきざしを云、句義上に同じ、

見乎蓍龜、動乎四體

蓍は、めどぐさ、筮のうらなひに用ふ、龜は、かめの甲、トのうらなひに用ふ、四體は、手足也、人の威儀動作を云、蓍龜にあらはるゝ所吉凶あり、四體にうごく所得失あり、此二つは、必しも國家の興亡のみならず、其他の禍福も、これによりて、其幾あらはるゝことあり、

禍福將至、善必先知之、不善必

先知之

此禍福は、上をうくといへども、其さす所ひろし、善不善は、即禍福を以て云、一説に、其きざしのよしあしと云も亦通ず、凡そ禍福の至らんとする時に、其よきをも必まづこれを知る、これを知る時は、いよく善を修してまねき致すの道あり、其あしきをも必まづこれを知る、これを知る時は、則をそれつゝしみ、稜ひのぞくの方あり、

故至誠如神

至誠の人、事のきざしを、必まづ知ること、鬼神の未來を知るが如し、一説に、只神明の如しと云、此義まされる歟、

右第二十四章

此章天道をいへり、

誠者自成也、而道自道也

此誠は、實理を以て云、物のみづから物と成り立つこ

と、此實理あるを以てなり、これ人物をかねとくといへども、其意、人心に具はる實理を主としていへり、而して道は此理の流行する者なれば、則亦人の自をこなはずしてかなはざる所なり、道くとは、即行ふ義なり、二つの自の字、其意相うけてつらぬけり、蓋し誠は心を主として云、道の本領にして、體用をかぬ、道は只その發用處につきて云なり、一説に此の二句を、共にたゞ人につきて云、尤直截にして見やすし、

誠者物之終始、不誠無物

これ上文の誠者自成也と云義をのべとく、もし上の自成を人ばかりにて云時は、此段その然るゆるを推し本づきて、人をいましてめさとす詞なり、物の終始とは、前章二物に體して遺すべからずと云意の如し、凡そ天下の物、その始をなし、終をなすは、みな實理のする所なり、必此理を得て、然して後に此物あり、此理のする所ならざれば、初よりして此物あることなし、この故に、人の心一つも實ならざることある時は、則する所の事ありといへども、亦あることなきが如くなり、

是故君子誠之爲貴

上をうけて云、この故に君子は誠を以て貴きこととして、必これに體して、須臾も道にはなれずと、蓋し人心まことならずと云ことなき時は、則以て自成一ことある故に、その道の我にある者も、亦ほどこし行はれずと云ことなし、

誠者非自成己而已也、所以成物也、

此誠の字は、たゞ人心の實理を以て云、物の字は、人物をかぬ、それ誠は自成一なる所なりといへども、すでに自成一れる時は、其徳をのづから物に及びて、道も亦彼に行はる、この故に、誠はみづから己を成すのみならずして、亦よく物を成す所なり、己を成すは、其性を盡すなり、物を成すは、人物の性を盡す也、

成己仁也、成物知也、性之徳也、合内外之道也、

誠は天性本然の徳なり、わかちて云時は、其よく己を

成すは仁なり、内に存するの體なり、其よく物をなすは智なり、外に發するの用なり、皆わが性のもとよくある所の徳にして、己と物と内外を合せて、渾一なるの道理なり、

故時措之宜也、

措くとは、ほどこし行ふ義なり、それよく己を成す者は、亦よく物を成す故に、凡そ行ふ所の事にあらはる者、その宜き所を得ずと云ことなし、これ即君子にして時に中すと云者なり、

右第二十五章、

此章人道をいへり、前の三章みな誠の功用を云によりて、此章はまづ誠の本體をいひて、而して後に又其功用を云なり、

故至誠無息、

上章は誠の理を主としてとく、此章は至誠の人の身につきて、其功用をとく、よりて故の字を以て、これをうけたり、それ至誠の徳は、きはめて眞實にして、

少しもいつはりにせたる所なきを以て、をのづからやまずして、しばらくのたえまなし、

不息則久、

其徳やまざる時は、則その内に存する所、をのづから常にして久し、

久則徵、

内にやまずして久しければ、則その外に及ぶ所に、をのづから見つべきしるしあり、

徵則悠遠、

悠遠は、はるかにとをきなり、内に存する者久しければ、則外に徴ある者も、亦久くして悠遠なり、萬世永く頼ると云の類これなり、

悠遠則博厚、

其及ぶこと悠遠なる時は、其つもること博くあまねくして、深く厚し、聲教四海にいたり、肌にいり髓にとほるの類これなり、

博厚則高明、

つむこと博厚なる時は、又そのひらけをこるること、高大にして光明なり、巍乎たる成功、煥乎たる文章これなり、此三句は、皆その外に徴あることの盛なるを云、

博厚所以載物也、

此より下三句は、聖人の功用、天地の造化と同じことを明す、云意は、至誠の博厚は、即地の萬物を生じて、載せすと云ことなき所のみちなり、

高明所以覆物也、

これ天に同じきことを云、句義上の如し、

悠久所以成物也、

博厚高明の徳、その本内につむこと、ますく、常久にして、外に徴あることの、ますく、悠遠なること、とこしなへにやまず、よりて乃よく物をして各その所を得せしむ、これ即天地のよく物を成したつる所の

道なり、

博厚配地、高明配天、悠久無疆。

配すとは、其徳を合する義なり、それ至誠の博厚は、即地の物を載するの道なれば、其徳地に配せり、その高明は、即天の物を覆ふの道なれば、其徳天に配せり、博厚高明の悠久にしてやむことなきは、即天地覆載の道、長久にして疆なき所なり、此はこれ聖人天地と體を同くすることを云、蓋し高厚悠は、もと至誠の功用なりといへども、覆載成の、天地の用たるに比して云時は、高厚悠は、又天地と徳を合する處にして、其體也、

如是者、不見而章。

此より下三句は、又至誠の功用、自然に妙なることを賛美す、上の段をうけて云、かくの如くなる者は、外をかざりて見せざれども、その徳化自然に物に及ぶの迹、あらはにして見つべしと、蓋し地の成功は其迹

あるによりて、これを以て其徳地に配することはいへり、

不動而變。

たゞさうごかす術なけれども、自然に風俗大いに變化するによりて、これを以て其徳天に配することを云へり、

無爲而成。

爲ることなしとは、即見さず動さざるの意、成るとは、徳化の成就するを云、蓋し至誠の徳、やむことなきを以て、よく無爲の化を成すによりて、これを以て、天地自然の功用疆なきに比していへり、

天地之道、可一言而盡也。

此より下、却て天地の道を以て、聖人至誠にしてやむことなき功用を明せり、天地之道とは、即下の句に其爲物と云意なり、其道一言にしていひつくさることありと、蓋し誠と云一言をさしていへるなり、

其爲物不貳、則其生物不測。

其爲物とは、天地の天地たるを云義なり、不貳とは、純一にしてまじりなきを云、不貳なる故によく誠なり、誠なる故に亦やまずして、物を生ずることの多きこと、其然る故いかにとはかりしられぬなり、

天地之道、博也、厚也、高也、明也、悠久也。

これ至誠の徳を以て、天地の道を詳にとく、蓋し聖人もとより天地と徳を合せたるによりて、前には天地の道を以て、聖人の徳を擬し、こゝには聖人の徳を以て、天地の道を語る、その差別なきが如くなることを嫌はず、地の道の博きは、その造化萬變にして、一端を以てきはむべからざるを云、その厚きは、根本ふかくして、發用きはまりなきを云、天の道高きは、其氣舛降して、さはりとこほることなきを云、その明なるは、其光てりとをりて、くまもにごりもなきことを云、悠きと久きとは、天長く地久くして、其道萬古やむことなきを云、蓋し天地の道、誠一にして貳

ならず、この故に、天は高くして又明かに、地は博くして又厚く、天地悠遠にして又常久各その盛なることをきはむ、よりて下文に云所の物を生ずるの用ある也、

今夫天、斯昭昭之多、及其無窮也、日月星辰繫焉、萬物覆焉。

斯とは、一處をさして云、昭々は、少き明なる義なり、辰は、支梏星紀等の十二次を云、これ云意は、今それ天を云時は、この昭々の多き者なり、然れども其全體のきはまりなきに及では、日月星辰も、これにかゝれり、而して萬物の生々、皆これに覆はると、されども天の體、小をつみて以て大をなす者にあらず、只その道貳ならず、やまざるによりて、盛なることを致して、よく物を生ずるの意を明せるなり、下の段々皆同じ、

今夫地、一撮土之多、及其廣厚

載華嶽而不重、振河海而不洩、萬物載焉、
一撮土とは、ひとつまどりの土なり、華嶽は五嶽の西嶽大華山、河は、黄河なり、これ地中の最大なる者をあげて云、

今夫山一卷石之多、及其廣大、
艸木生之、禽獸居之、寶藏興焉、
一卷とは、ひとまちなり、少の處を云、寶藏とは、重寶して藏めたくはふる物、金玉の類を云、興るとは、發出する義なり、
今夫水一勺之多、及其不測、
鼉鼉蛟龍魚鼈生焉、貨財殖焉、
一勺とは、ひとすくひなり、不測とは、水の多くして、きはまりなきことを云、鼉は、鼈の類、大にして海に生ず、鼈は、形蜥蜴に似て、大なる者なり、蛟は、みづち、龍の類にして角なし、鼈は、かばがめなり、貨

財は、珠貝の類を云、古はこれを交易のたからとする故に、貨財と云、殖るとは、もえて多くなる義なり、此二段は、山と水とを、地の中よりわけ出して云、山水は天地の間の至大なるものにして、亦その物を生ずること多きを以て也、

詩曰、維天之命、於穆不已、

此より下は、詩を引きこれを釋して聖人の徳、至誠にしてやむことなきが、天と一致なることを明せり、詩は、周頌維天之命の篇の詞、天之命とは、元氣運行して、造化の主宰となる者を云、於とは、ほめなげく詞穆とは、深く遠き義なり、天ものいはす深遠にして、その運化しばらくもやむことなきは、其理至實なるが故なり、

蓋曰、天之所以為天也、

これ子思、詩を釋するの詞、天の天たる所の實かくの如くなることをいへりとぞ、

於乎不顯、文王之徳之純

これも前詩の次の詞なり、純とは、ひたすらにして、まじりなきを云、これ文王の純一不雜の徳、あきらかにして、をほはれざることを、嘆美していへるなり、
蓋曰、文王之所以為文也、
これも釋言なり、爲文とは、文王たるとぞ、句義上に同じ、

純亦不已、

詩の純の字に、やまざるの理、をのづから其中にあれども、見えがたきによりて、更に此一句を補ふ、云意は、天道至寶の運やまず、文王の徳も、純一にして亦やまずとなり、

右第二十六章、

此章は、天道をいへり、

大哉聖人之道、

これ上章をうけて、亦道の大きいなることを賛嘆す、その大いなるの實は、下二段にとけり、蓋し聖人は此道

の管領なる故に、聖人の道と云、聖人行ふ所の道と云義にあらず、

洋洋乎、發育萬物、峻極于天、

洋洋乎とは、道理のいくまでもみち／＼と、至らずと云所なきことをかたどる詞なり、發育は、發生養育也、萬物の中に、人もかかたり、これ天道を以て、聖道をとく、此事聖人にありては、人の愚蒙をひらきみちびき、物の發生をたすけのべ、すでに發したるをば、教育成就し、人物をして各其所を得せしむることとを云、即これ裁成輔相の道、上章の高明物を覆ひ、博厚物を載せ、悠久物をなすの功用なり、峻きこと天にいたるとは、其高大なること、地より天に至るまで、皆これなることを云、此段すべて此道の至大をきはめて、さらに其外なきことをいへり、

優優大哉、禮儀三百、威儀三千、

優々とは、ゆたかにみち足りて、なほ餘ある意なり、禮儀とは、禮の儀制、これ經禮の大綱たる者を云、其數三百條あり、威は、禮容のをそるべき所、儀は、禮容

のかたどるべき所、これ曲禮の細目たる者を云、其數三千條あり、これ禮の一端を以て、すべて此道の至小に入りて少き其すまなきことをいへり、これ亦道の大なる所なり、

待其人而後行、

其人とは、聖人をさす、聖人は物の發生養育をつかさどり、經禮曲禮をなしたつる人なるによりて、必此人あることを得て後、此道はじめて行はるゝことを得たり、

故曰、苟不至德、至道不凝焉、

此故曰は、子思のわれかるがゆるるに云くなり、古語にあらず、至德とは、至極の徳ある人、即聖人のことなり、至道とは、至極の道、即はじめ二段にとく所是なり、これ上の段をうらがへしいひて其理を決定す、蓋し道は即徳性に率ふ所なり、この故に、必至徳の人にして後に、此道まさに凝ることあり、凝るとは、あつまりてあらけず、成りてやぶれざる義なり、それ道は徳にあらざれば凝らざるによりて、下の段に乃徳を

修ることをとく、

故君子尊德性而道問學、

此段は下四句の綱領にして、尊徳性は又其本なり、徳性とは、上の至徳をうけて云、天命の性は即徳の本體なるを以て、相つらねて徳性と云なり、これを尊ぶとは、つゝしんでさゝげもち、其すたれげがれんことを恐るゝの意なり、これ敬をたもちて心を存し、道體の大いなることを極むるの工夫なり、問學とは、凡そ學ぶには、問ふを以て先とすればなり、これに道るとは、とりしたがひて、失はざる義なり、これ學をつとめて知を致し、道體の細なることを盡す工夫なり、此二つの者、即徳を修めて道を凝すの大端なり、

致廣大而盡精微、

致廣大は、存心の類、それ人心の體、もと廣大なり、一つも私意にをははるゝことあれば、即せまり小きなる故に、必私意をのぞきて、廣大の量をきはめ致すべし、盡精微は、致知の類、蓋し義理の眞妄、わきがたきことあるによりて、これをわくこと、必精詳微細

なることを盡して、毫釐のたがひなからしむべし、此二つの者も、亦大と細と、相たすけ相なすの義あり、下三句みなこれに倣ひて見るべし、

極高明而道中庸、

極高明とは存心の類、それ人心の體、もと高明なり、一つも私欲にわづらはさるゝことあれば、則くだりけるゝによりて、必私欲に克て、高明の量を極めつくすべし、道中庸とは、致知の類、蓋し事の處置、ひとかたにをちやすき事あるによりて、これを處すること、必中庸をえらびて、毫釐の過不及なからしむべし、

溫故而知新、

溫故とは、存心の類、溫はもと燂溫の義なり、すでに煮とゝのへたる食の、一たび冷たるをば、かさねてあたゝむることを云、こゝにては、故まなびてすでに知りたることを、よりよく又これを習はして、心と理とひたりあはすることを云、知新とは、致知の類、問學にをこたらずして、日々いまだ知らざる新きこと

を、會得することなり、

敦厚以崇禮、

敦厚とは、存心の類、すでに能して厚くなりたることを、ますゝこれを敦くして、大いに成就する所あるを云、崇禮とは致知の類、禮文の繁多なるをば、漸々に講習して、そのいまだつゝしまざりしことをば、いよゝこれをつゝしむ、即これ禮をあがめて、崇くすることなり、蓋し心を存するにあらざれば、よく其知を致すことなし、而して心を存する者は、又知を致さずしてかなはざることなり、よりに此五句、みな大小相たすけ、首尾相應するの義あり、聖賢人のために徳に入るのみちを示すこと、これより詳なるはなし、學者よろしく心を盡すべき所なり、

是故居上不驕、爲下不倍、

此より下は、上文の如くに道を修し得て、大小かねそなへたる者の、ゆくとして宜しからずと云ことなき事を云、これ上に居ると下と爲るとを以て、凡そ居る所の位をつくせり、倍かすとは、上に従ひて、そむか

ざるなり、
國有道、其言足以興、國無道、其
默足以容。

國道ありて治まれる世には、其いひたつる所の言、興り出て爲ることあるに足れり、國道なくて亂れたる世には、ものいはず黙して、身を容る所あるに足れり、これ道あると道なきとを以て、凡そ遇ふ所の時をつくす、もの言は、すゝみいで、いさみなすの類、みな是なり、黙すは、ひきしりぞき、かくれひそまるの類、みな是なり、二つの不の字、其みづから主張する所ありて、ながれをばれ、まけたがふにあらざることを見る、二つの足の字、其旁につみたくはへたる道德あることを見る、

詩曰、既明且哲、以保其身、其
此之謂與、

詩は大雅蒸民の編の詞、明なりとは、理に明なるを云、哲しとは、事につまびらかなるを云、保すとは、上

も、又今の世に生れながら、時の禮法を守らずして、古の制度に反りてすることを、好む者あり、
如此者、裁及其身者也、

これ明哲にして、保する者にあらざることを云、
非天子不議、禮不制度、不考文、

これより下は、子思の言なり、禮とは、親疎貴賤の間、相まじはる事體の法式を云、これを議すとは、はかるなり、其よきほどをはかりなすぞ、度は、禮中の制度品節を云、これを制すとは、つくり定むるぞ、文は、文字也、これを考ふとは、校へ正して諸國を一樣にするぞ、此段上をうけて云、凡そこれらは、只天子たる人の事にして、下に居る賤民の、得てせざる所なりと、
今、天下車同軌、書同文、行同
倫、

今とは、子思當時を以て云、軌とは、車輪の迹のひろさを云、周の制車の廣さ六尺六寸にして、その轍迹み

下治亂共に安きを云、此とは、上下治亂みな宜きを云、

右第二十七章

此章は人道をいへり、
子曰、愚而好自用、

此章は、上章をうけて、其下となりて、そむかざるの意をのべとく、愚とは、聖人にあらざる者を通じて云、自用ふとは、わが私智を、はたらかすことなり、此句夫子の意は、下二句とひとしけれども、子思こゝに引ては、其意かろし、

賤而好自尊、

賤しとは、天子にあらざる者を通じて云、自尊にすとは、上の法令にはづれてわがまゝに制作することあるを云、

生乎今之世、反古之道、

道とは、制度の類をさす、賤者自尊にせずといへど

な同じ、これ天下度同くするなり、書同文とは、物にかきしるす文字、一樣なるを云、これ天下文を同くするなり、行とは、人の行ふ所、倫とは、ついでなり、即親疎貴賤の相まじはる事體に、その次第あることを云、此段上をうけて云、この故に今の世、此三つの者天下統一統にして、時王の制にそむかずと、

雖有其位、苟無其德、不敢作禮
樂焉、

其位とは、禮樂作るの位、これ天子をさす、其德とは、禮樂作るの德、これ聖人をさす、禮樂を云時は、上の度文も亦その中にあり、此段上の愚にして自用の句に應ず、蓋し天子といへども、聖徳あるにあらざれば、敢て禮樂を制せず、その敢てせざることを、裁身に及ばんことを恐れてなり、

雖有其德、苟無其位、亦不敢作
禮樂焉、

此段賤しうして自尊にするの句に應ず、句義上に同

じ、一つの亦の字を見て、意の重きこと、此段にあることを知るべし、凡そ禮樂作ること、必聖人天子の位にいますして、これを得る也、

子曰、吾説夏禮、杞不足徵也、

杞は、國の名、夏禹の後孫これに封せらる、夫子三代の禮をかね學べり、この故に、よく夏の禮をとく、されども年代久きを以て、杞國の記録と、その賢者のしる所と、みな以て證據とするにたらず、しるしなければ人これを信せず、

吾學殷禮、有宋存焉、

宋は、殷湯の後孫封せらるゝの國なり、云意は、われ又かつて殷の禮を學び、宋國にも其禮ののこりて存せる者あり、されども亦當世の法にあらずと、

吾學周禮、今用之、吾從周、

周の禮は、時王の制にして、今世の用る所なれば、吾は周禮に従はんと、蓋し夫子其徳ありといへども、其位なきによりて、禮樂作り玉はざるのみならず、古禮

をひろく學び知るといへども、たゞ當時の禮に従へり、子思此語を引て、今の世に居る者、敢て古の道に反らざるの意を明せり、

右第二十八章、

此章も亦人道をいへり、

王天下有三重焉、其寡過矣乎、

此章は、上章をうけて、前章の上に居て驕らずと云の意をのべとく、三重とは、即禮を議し、度を制し、文を考ることとをさす、此三つの者は王政のあづかる所重きことなる故に、重典としてたゞ天子のみ、これを行ふことを得たり、其とは、必とするの詞、過とは、人民の過を云、蓋しよく三重典をたて定る時は、國々の君、其政を異にせず家々の人、其俗を殊にせずして、分をこえ、私をいゝ所なし、よりて過をなし咎を得ること、をのづからすくなし、

上焉者、雖善無徵、無徵不信、

不信民弗從、

此より下は、三典をもきことなるによりて、もし位あり、徳ある人、時にとりて、作りたてられたるにあらざれば、行はれざることを云、上焉者とは、時王より以前、夏商等の禮典をさす、その制作よしといへども、今徴とするに足るほどのことなし、徴なければ、民の信をとるにたらず、信あらざれば、民あなどりて、これにしたがはず、

下焉者雖善不尊、不尊不信、不信民弗從、

下焉者とは、下位に居る者をさす、夫子の聖の如きは、制作するによしといへども、尊位に居玉はざるによりて、民亦信せざる也、されども此は詞をまうけていへり、夫子もし民信せば、制作し玉はんと云にあらず、又上焉者と云を、制作の上世より出る者とし、下焉者をば、制作の下位より出る者として、二つの善の字を、制作の善つくせる義にとるも亦通ず、

故君子之道、

此より下は上をうけて、三典必聖人天子の位にありて後、まさに制作の善つくすことを得と云ことを明かす、此君子は、天下に王たる人をさす、道は、即禮を議し度を制し文を考るの事なり、

本諸身、

其身の徳に本づくことを云、此句最をもし、

徵諸庶民、

庶民は、もろくの民なり、すでに民にほどこして、その信從をこゝろみたるぞ、

考諸三王而不繆、

三王とは、夏の禹、商の湯、周の文武を云、不繆とは、たがはざる也、三王の制に考へ合せて、たがふことなし、されども時に宜しく、理に順ふことは、一々あはざれども、亦繆らずとする也、

建諸天地而不悖、

今の制をこゝにたて、天と地と三つを相むかへて見
るに、彼道理とそむきもとる所なし、

質諸鬼神而無疑、

鬼神は、天地の功用造化の迹、これ天地の中より、ぬき
出していへり、鬼神の徳、幽にしてあらはならずとい
へども、制作の變通損益の宜き所、其理と相たゞして、
疑ふ所なし、

百世以俟聖人而不惑、

制作の善、みづから信ずる所ある故に、只當世のみに
あらず、又これを以て百世の後、聖人ふたゝび出る時
をまちても、いかゞあらんと、惑ふ所なし、

質諸鬼神而無疑、知天也、百世

以俟聖人而不惑、知人也、

此段上文の中に就て、最知りがたきこと、兩端をあげ
て、これを贊美す、天を知り、人を知るとは、よく其理
を知るを云、疑ひ惑ふのうらなり、よく人を知る時

は、即亦天を知る、其實は兩項あるにあらず、

是故君子動而世爲天下道、行

而世爲天下法、言而世爲天下

則、

是故とは、上の天を知り、人を知るをうけて云、三句
一頭兩脚なり、下の言行は、上の動の字をわけて云、
法則は上の道字をわけて云、行は迹ある故に、以て法
式とすべし、言は據ある故に以て準則とすべし、而
して其行ふ所、言ふ所、上にうけ來れば、三重にはづ
れすといへども、語の意はひろくかねたり、

遠之則有望、近之則不厭、

遠しとは、夷狄をさす、近しとは、華夏をさす、遠き
は、其澤のひろく及ぶを悦ぶによりて、くはだて望
んで、これをしたふ、近きは其徳の常あるに習るを以
て、安んじ居りて、これを厭はず、

詩曰、在彼無惡、在此無射、

は制作をつゝしんで、人事をつくす上にあるを
以て、亦人道とするなり、又上章は下位にある者
より云を以て、其重きこと位にあり、此章は上
位にある者より云を以て、其重きこと徳にあり、

仲尼祖述堯舜、憲章文武、

憲は、法、章は、あらはすなり、孔子の聖、遠くは堯舜
を祖師として、その道徳をつたへ述べ、近くは文武を
成法として、その典則をあらはしひろむ、

上律天時、下襲水土、

天時は、四時なり、水土は地なり、此四字は天地のこ
とを借りて、聖人の道に用ふ、律るとは、法律の如く
にして、分毫もそむかざるなり、襲るとは、もと衣を
かさぬるの稱、こゝにはよりそひて、相たがはざるの
義にとる、蓋し聖人時にしたがひ變易して、各その可
にあたること、これ天時自然の運にのつとる所なり、
その遇ふ所にしたがひて、これに安んぜすと云こと
なきは、これ水土一定の理による所なり、此二段すべ
て夫子の群聖の大成を集め、天地と其徳を合せて、衆

これより下、詩を引て上段の意を贊美す、詩は、周頌
振鷺の篇の詞、此二句、君子當時後世の法則となり
て、華夏夷狄に安じしたはるゝの意に應ず、
庶幾夙夜以永終譽、
庶幾は、ちかゝらんと云詞、夙夜は朝夕なり、上文をう
けて云、かくの如くなる時は、あけくれ人によみんせ
られて、今のほまれをすえながく、とげをふるにちか
ゝるべしとなり、
君子未有不如、此而蚤有譽於
天下者也、
これ子思の言なり、不如此の此の字は、上文の本諸
身と云より以下六つの者をさして云、蚤くとは、先
と云義なり、かくの如くなる實なくして、まづ天下に
ほまれあることは、いまだかつてあらずとなり、
右第二十九章、
此章も亦人道をいへり、蓋し章内に、聖人の地位
を云ことあるは、君子の法とする所にして、大意

理萬善、かねそなはらずと云ことなきを見る、皆身の内外、事の大小をかねていへり、

辟如天地之無不持載、無不覆
帟、

此より下は、又天地の道を以て、聖人の徳にたとふ、持載は、たもちのするなり、これ地をとく、覆帟は、皆おほふなり、これ天をとく、其たとへをとるの意は、下文に見えたり、下の段も亦同じ、

辟如四時之錯行、如日月之代
明、

春夏秋冬各別にして、かはるく、ゆくを錯行と云、日は晝月は夜、相かはりてらすを代明と云、

萬物並育而不相害、道並行
而不相悖、

此より下、上のたとへをとる意をとく、天地は萬物を

覆ひ載せて、各その所を得せしむる故に、種々みな其間に並びやしなはれて、一つも相そこなふことなし、四時日月、運行變化の妙道もかれこれ並び行はれ、各そのついでにしたがひて、少しも相もとることなし、

小徳川流、大徳敦化、

小徳大徳も天地につきて云、小徳とは、全體より萬殊にわかれたる者なり、大徳とは、萬殊を一本にすべたる者なり、川流とは、川の流派のすぢみち分明にして、其ゆくことやまざるを云、化とは、即川流する所の者を造化することとをさす、これに敦しとは、其本盛大にして、出ることときはまりなきを云、かの並び育はれ並び行はるゝ者の、相そこなはず、相もとらざるは、これ小徳の川の如くに流るゝ所なり、小徳の雜はりてみだれず、逝てやまざるの間に、一つの渾淪たる者ありて、その主張となり、かの並び育はれ並び行はるゝこと出できはまりなきは、これ大徳の化に敦き所也、

此天地之所以爲大也、

これ天地の道、細大かねそなへすと云所なし、その大いなりとする所の實かくの如しと、天地の道の大きいなる所は、即聖人の道の大なる所なり、

右第三十章、

此章ハ天道ヲイヘリ、

唯天下至聖、爲能聰明睿知、足
以有臨也、

至聖とは、聖徳の至極、こゝにては聖人天子の位にある人を以て云、爲能の二字、下の四句をつらぬく、皆至聖の能する所なり、聰とは、きくことのとさときを云、明とは、見ることのおきらかなるを云、睿は、思ふこととの通せずと云ふことなきを云、智は、知ることの至らずと云ことなきを云、即これ生知安行の資質なり、臨むことあるに足るとは、上に居て下にのぞみ、民を治るにたれるの徳あることを云、

寬裕溫柔、足以有容也、

此より下、上文臨むことあるにたれる内に就て、仁義

禮智の四徳をわきてとく、寬は、ゆたかなり、裕は、ゆるやかなり、溫は、をたやかなり、柔は、やはらかなり容ることは、ひろく人をうけいるることを云、これ仁なり、

發強剛毅、足以有執也、

發はをこる也、ふりたつを云、強は、つよし、立てしをれざるを云、剛は、こはし、直くしてたはまざるを云、毅は、かたくして、事にたへしのぶなり、執るとは、とりさだまりて、宰制する所あるを云、これ義なり、

齊莊中正、足以有敬也、

齊とは、心純一なり、莊とは、容端嚴なり、中は、かたをちならず、正は、よこしまならず、共に内外をかねて云、敬むとは、天理をつゝしみ、民事をつとむるなり、これ禮なり、

文理密察、足以有別也、

文は、あやありて、くらからず、理は、をちくありて、みだれず、密は、つまびらかにつぶさなり、察は、

あきらかに、わかたなり、別とは、よしあしをよく見
つくるぞ、これ智なり、睿智の智は、資質を以て云、此
智は、事をはからふの智なり、

溥博淵泉、而時出之、

溥は、あまねく、博は、ひろきぞ、淵は、ふち、泉は、い
づみ、これは借用の字なり、淵はそのしづかにふか
き意にとる、泉は、いづみ、その本ありてつきざるの
意にとる、出とは、發見の義なり、此段は、至聖の人、上
文五つの徳、靜深にして本あるを以て、其内にみなつ
あり、發見すべき時にしたがひて、外に發見すること
を云、

溥博如天、淵泉如淵、

これ天と淵とを以てかの溥博淵泉のみちつ もるこ
と、もとかくの如くに、きはめて盛なることを贊美
す、

見而民莫不敬、

見すとは、威儀動作にあらはるゝことを云、

はめて、ひろくいひたつるにすぎず、人力とは、舟車
をめぐらすにつきて云、凡そ血氣ある者と云も只人
類を以て云なり、尊とは、其道をあがむるなり、親と
は、其光をあがむるなり、此二字も、亦上の敬信悦の
外にいでず、

故曰配天、

配天とは、其徳の及ぶ所の廣大、天の如くなること
を云、然れば故曰と云は、子思の詞なり、一説にこれ
前章の高明配天と云句に應ずと、

右第三十一章、

これ上章をうけて、小徳の川流をとく、亦これ天
道なり、蓋し天道聖道二つあらざる故に、此より
下の兩章、聖人の徳を以て、天の小徳大徳をのべ
とく、天を云ことは、即聖人を云所なり、又此章
聰明睿智よりして、仁義禮智の目をわけ出し、溥
博淵泉の發見、をのゝ其可に當るしるしに、見
はして敬し、言て信し、行て悦ふの箇條をわく、
よりにて小徳の川流に屬するなり、

言而民莫不信、

言とは、號令にほどこすことを云、

行而民莫不說、

行ふとは、政事にしくことを云、此三句は、かの溥博
淵泉の時に出すこと、各その可にあたるを以て、これ
を民にこゝろみて、かくの如くなることを云、

是以聲名洋溢乎中國、施及蠻

貊、

聲名とは、はまれなり、洋溢は、遍滿する義なり、中國
は、中華、施くとは、ひろぐる義なり、蠻は、南のゑび
す、貊は、北のゑびす、

舟車所至、人力所通、天之所覆、

地之所載、日月所照、霜露所墜、

凡有血氣者莫不尊親、

首六句は、只これ夷狄のすえまでのことをは、をしき

唯天下至誠、爲能經綸天下之

大經、

此爲能の二字も亦下三句をつらぬく、天下之大經と
は、五品の人倫を云、經は、常なり、これを天下の五常
法とする時は、天下の事、みなこれを法として、又萬
世までも、常にして易へられざる所の者なり、これを
經綸すとは、絲を治ることを借りて云、經とは、たて
をへることなり、綸とは、ぬきを以て、をり合すこと
なり、條理をわかつてみだれず、比類を合せてすさま
なき義にとる、これをわかつてば、父の慈、子の孝とな
り、これを合すれば、父子の親となる、これを分てば、
君の禮、臣の忠となり、これを合すれば、君臣の義と
なるの類を云、蓋し聖人の徳至誠無妄なるによりて、
五つの人倫にをいて、各その當然の實を盡して、みな
以て天下萬世の法としつべし、是れを経綸するなり、
聖人を人倫の至と云もこれなり、

立天下之大本、

天下之本とは、即天命の性なり、聖人その性とする所

の全體にをいて、毫の人の欲の偽まじはらざるを以て、
天下の道、千變萬化、みなこれに由りて出づ、是これを
を立るなり、

知天地之化育

聖人は、天地と共に至誠無妄なるを以て、其化育の道
と黙して相かなふ、これを知ると云、たゞ見聞の知の
みにあらず、聖人よく人物の性を盡して、化育を贊
け、天地に參るはこれ故なり、

夫焉有所倚

上文に云所、みなこれ至誠にして妄なき、自然の功用
なり、なんぞ物に倚りか、頼む所ありて後に、こ
れを能するならんや、少もよる所なくして、をのづか
らかくの如しとなり、

肫肫其仁、淵淵其淵、浩浩其天

これ肫々淵々浩浩の三つの疊字を以て、上三段の徳
の盛なることをきはめて形容す、仁淵天の三字は、上
章の詞によりて出といへども、其意は各別なり、首の

へるなり、

右第三十二章

これ前章をうけて、大徳の敦化をのべとく、亦こ
れ天道なり、蓋經綸立本知化の類、みな源頭のこ
とを以て、すべとくによりて、大徳の敦化とする
なり、上章には至聖の徳を云、此章には至誠の道
を云、至誠の道至聖にあらざれば、これを知るこ
とあたはず、至聖の徳、至誠にあらざれば、これ
を爲ることあたはず、實は亦二物にあらざるな
り、此章聖人天道の極致と云こと、こゝに至りて
以てまた加ることなし、

詩曰、衣錦尚絅、惡其文之著也

此詩の詞衛風碩人の篇、鄭風丰の篇、兩處に出で、
みな衣錦褻衣と作れり、褻は、絅と同じ、ひとへぎぬ
なり、子思此より上に、至誠の功用の妙を、とき極む
るによりて、これを學ぶ人、心を高遠にはせんことを

句は經綸のこと、云意は、その經綸の仁、肫々たりと、
下の句義みな同じ、肫々は、懇至の貌、これを仁と云
こと、蓋し至誠の懇切なる處、即これ仁にして、五倫
の道、みな仁のことなれば也、次の句は立本のこと、
淵々は、靜に深き貌、これを淵と云こと、蓋至誠の内
につみたくはへて深き處、天性の本、こゝに立てばな
り、末の句は知化のこと、浩浩は廣大の貌、これを天
と云こと、蓋し至誠のかねひたす處、ひろくして、か
ねつくさずと云となければなり、又其淵其天と云時
は、直にその一致なることを示す、上章に如天如淵
と云のみにあらざるなり、

苟固不聽明聖知達天徳者、其孰能知之

聖は、通なり、亦睿の字と義同し、達天徳とは、かれ
これ一致にして、へだてなきことを云、その仁義禮智の
徳、元亨利貞の運と、共に行はるゝの類を云、これ亦
實に至聖の人のことなり、たゞ聖人のみ聖人を知る
ことを云、これ至誠の徳の絶妙なることを贊して云

恐る、この故に、又下學の人、心を立るの始より、いひ
出して、終りは又その極め處に、とき至れり、こゝに
まづ詩をひき、これを釋して云く、詩に錦をきて絅を
うはをそひに加ふると云は、その文彩の甚あらはな
ることを、にくみてぞと、古人の學、内にむかひて、實
をつとむることをいはんとして、まづこれをいへり、

故君子之道闇然而日章

君子は、學者をさして云、道とは、その心を立る所を
さす、蓋し古人の學をすること、其心を專一にして、
たゞ己がためにす、この故に、外より見る時は、闇然
として闇きが如し、これ絅を加るなり、されどもその
内にむかひて、自修の功やまずして、徳をつむこ
とます、あつきによりて、その光色日々にあきら
かにして、おほはれず、これ外には絅を加ふるといへ
ども、内には錦をきて、華美の實あればなり、

小人之道、的然而日亡

的とは、明なる義なり、小人は君子の立心と、うらち
がひなる故に、外を明にかざりて、人をかゝやかす、

外に一分をませば、必内に分を減ず、よりて其徳日々にほろぶるなり、

君子之道、淡而不厭、

此より下三句は、上の闡然として自修るの君子、その徳日々に章なることを嘆美す、此君子の氣象、さしよりに淡薄にして、このまじきことなきやうなりといへども、とり入る時は、いつまでも、あきいとほざる味あり、

簡而文、

威儀容貌を、かざりつくろはずして、簡略なるやうなりといへども、徳光をははれずして、自然の文彩見つべき所あり、

溫而理、

外にまじはる所、濃厚にして、えりわくことなきやうなりといへども、其内井々として、條理のみだれざる所あり、これ皆外には綱をくはふれども、内には錦の美あるが故なり、

知遠之近、

此より下三句は、人實に己が爲にするの心あれば、必善悪のきざしを、つゝしむことを知て徳に入ることの得やすきことを云、遠しとは、かしこにまじはる所の者をさす、近しとは、こゝにある己が身云、かれが己に従ふと、従はざるは、わが身よりする道理の得失によることを知るぞ、

知風之自、

風とは、己より出で、物に及ぶ所を云、風の物に加はるが如くなればなり、其よりて出る所の者は、即わが心なり、これ上に身を以て云よりは、其意きびし、

知微之顯、

これ微しきなるよりも顯なるはなしと云義と同じ、内にあること、心外にあらはるれば、これ微即顯なり、上句にかれと己とを云よりも、其意いよゝきびし、

可與入徳矣、

すでに己が爲にするの心ありて、又よく此三つの者を知る時は、則そのつゝしむところを知るによりて、此人とは、共に徳を成す道に、入らるべきぞ、この故に、下の段に獨をつゝしむことを、詳にとく、此より下、八たび詩を引く、其意次第に緊切也、

詩云、潜雖伏矣、亦孔之昭、

此より下二段上文徳に入ると云をうけて、獨をつゝしむの工夫をとく、これ徳に入ることの、最緊要なる處なればなり、詩は、小雅正月の篇の詞、云意は魚沼にありて、しづみひそまりたるは、かくれたるやうなりといへども、水すきとをりて、人の見ること、はなはだ昭なりと、これを以て、隠れたるよりも著れたるはなし、微きなるよりも顯なるはなしと云の意を明す、

故君子内省、不疚、無惡於志、

君子はつねに内にむかひ省察して、わづかに私意あれば、則克ちのぞき、みづからやましからずして、心志にはちにくむべきことなからしむ、これ即獨を慎む者の、自欺くことを禁止して、自慊くするの工夫也、

君子之所不可及者、唯人之所不見乎、

衆人にかはりて、君子の及ばれざる所の者は、それたゞ人の見ざる所に在りて、内に省るの工夫を用る上において、これ上段の意を咏嘆する詞なり、

詩云、相在爾室、尚不愧于屋漏、

詩は、大雅抑の篇の詞、これ衛の武公みづから詩を作り、警者をして常に誦して、己をいましめさせられしことなり、爾とは、警者より武公をさす詞、室は、をくのまなり、屋漏とは、室の西北の隅を云、その屋の邊に、日光の漏れ入る、まどあればなり、云意は、今みれば爾の室にをれり、その屋漏の、人なくして、をくふかき處に居ればとて、しばらくも戒慎恐懼に、をこたるの愧なからんことを、こひねがへと、蓋し念頭事

幾を省察して、その私に克つのみにあらず、常々戒懼して、存養の工夫、間斷なかるべしとなり、一説に、屋漏に、愧ぢざれとは、其時目前にある所をとりて云、立つ時は影にはづることなけれ、寐には被にはづることなけれと云意の如しと、

故君子不動而敬、不言而信、

詩意をうけて云、この故に君子は、動作の時恭敬し、言語の上に忠信あるのみにあらず、動かざる時にも亦敬し、ものいはざる時にも亦信あり、これ即首章の略ざるにも戒慎し、聞かざるにも恐懼すと云意と同じ、これ存養の工夫なり、こゝに至りて、君子己が爲にするの功、ますます精密なるによりて、下文に其效をあはせて、これをとく、○首章に存養を先にし、省察を後にするは、天命の本原より、とき出すによりて、内より外に及ぶ、こゝに省察を先にして、存養を後にするは、下學の立心より、ときをこすによりて、疎よりして密に入るなり、

詩曰、奏假無言、時靡有爭、

して云、天子不顯の徳あれば、諸侯法にとりて、これに倣ふとなり、

是故君子篤恭而天下平、

これ亦詩意をうけて、これをのぶ、篤恭は、あつくつゝしむなり、心をさまり、内にむかひて、恭敬外にあらはれず、即これ不顯の徳なり、諸侯みな其徳に化するを以て、萬民に及び、天下平なるに至るなり、蓋し上文の民勸め、民威るゝも、敬すでに深くして、效亦遠し、これは其敬いよく、深くして、其效いよく、遠し、これ聖人の至徳、靜深微妙なるに、自然の應驗ある所、即中庸の功を致せる至極處なり、以上五つの詩を引きつらねたる意は、始學より成徳に至るまで、疎密淺深の次第なり、

詩云、予懷明德、不大聲以色、

詩は、大雅皇矣の篇の詞、明德は、文王の徳をさして云、聲は、號令、色は、威儀なり、詩人天帝の文王につげ玉ふ詞をつくりて云く、われなんぢの内に明德を深くして、外に號令威儀を大いにせざることをば、心

詩は、商頌烈祖の篇の詞、假は、格と同じ、至るなり神の來格を云、これ云意は、君子祭祀にのぞみすゝみまいりて、神明を感格するの時、誠敬をきはめて、言説あることなし、されども祭を助くる人、みなこれに化して相争ひ、そむきもとの失禮なしと、

是故君子不賞而民勸、不怒而

民威於鈇、

鈇は、なた、鉞は、をのみな死刑を行ふの具なり、これ詩意をうけて云、君子自修の效、上に云如くなるによりて、勸賞を行はざれと、民上の事につとむ、怒らざれとも、其命に服して、鈇鉞を見るよりも、これををそると、

詩曰、不顯惟徳、百辟其刑之、

詩は周頌烈文の篇の詞、これ文武をほむるの詩なり、不顯は、もと前章の於乎不顯と、同じ義なりといへども、こゝには借り引きて、をくふかくして、はるかにとをき意とす、百辟とは、辟はきみなり、諸侯をさ

にかけてわすれずと、これを引て、上文の顯れざる徳の意を明す、

子曰、聲色之於以化民、末也、

子思又夫子平日の語を引て云く、號令威儀をつゝしむは、民を教化することなりといへども、これは抑その末なることにして、其本とする所は徳にありと、然れば今たゞ聲色を大いにせずと云のみなるは、なほ聲色と云者あり、これいまだ不顯の妙處を、擬するに足らざるぞと、

詩云、德輶如毛、

詩は大雅烝民の篇の詞、これ徳の輕細を徴なることを、毛にたとふ、これは不顯の妙を擬するにちかし、

毛猶有倫、

子思又云く、詩に毛の如しといへば、なを比してたくらぶべき者あり、然ればこれも亦いまだ其妙をつくさずと、

上天之載、無聲無臭、至矣、

これは詩の大雅文王の篇の詞、載とは、道と云義なり、詩の云意、天道は聲も臭もなくして、法になりがたし、たゞ文王を法とすれば、即これ天道なる故に、人みなこれを信すと、こゝには只聲もなく臭もなきの詞をとりて云く、聲臭の二つは、氣ありて形なし、その物たる最微妙なり、而るをこれさへなしと云時は、只これのみ不顯の徳の至りなりと、されども上三つの詩は、只これ不顯の徳を、くりかへし賛嘆するばかりなり、此三等を歴て後はしめて其妙處に至ると云にあらす、

右第三十三章、子思因前章

極致之言、反求其本、

極致の言とは、聖人天道の極處に、極め致すの言をさす、本とは、初と云が如し、極致の處より、引き反りて、初學のことを、たづねもとめてとなり、

復自下學爲己謹獨之事、推而言之、以馴致乎篤恭而

天下平之盛

復は、ふたゞびと云義なり、馴致とは、馴はなるなり、なれはじむるより、漸々になれをみて、極處にきはめ致すことを云、下學する者の己が爲にし、獨をつゝしむは、即本としてはじむる處なり、これより推し去り、いひたて、漸々に馴致し、篤恭して天下平なるの盛なる地位に至る、これは、上達のことなり、下學上達とは、下人事を學ぶによりて、をのづから上天徳に達するを云なり、

又贊其妙至於無聲無臭而後已焉

又上達の微妙を贊美して、聲もなく臭もなしと云に、きはめ至りて後にやむ、

蓋舉一篇之要而約言之

要は、簡要、約は、つゝむるなり、首章を一篇の體要と云は、内天命の本原より、外にとき出し、戒

其反覆丁寧示人之意至深切矣

反覆丁寧の義、前に見えたり、深切は、ふかくたしかなり、始末兩章の示す所、かくの如くなり、學者其可不盡心乎、

悞慎獨して、中和を致し、天地位し、萬物育はるゝの大功に至る、此章を一篇の要を擧ぐと云は、己が爲にし、内にむかふ、初學の淺き工夫より、漸々に深く入りて、聲もなく臭もなきの妙處に至る、首章、一篇の指をかねくゝりて、のこす所なし、此章は一篇の指をとりをさめて、亦のこす所なし、始末兩章の意、實に相表裏する者なり、

中庸示蒙句解終

論語示蒙句解目次

序說	一
學而第一	一八
為政第二	三四
八佾第三	四九
里仁第四	六七
公治長第五	七九
雍也第六	九九
述而第七	一三〇
泰伯第八	一四二
子罕第九	一五七
鄉黨第十	一七七
先進第十一	一九四

顏淵第十二……………二二六

子路第十三……………二二七

憲問第十四……………二五八

衛靈公第十五……………二七八

季氏第十六……………三二〇

陽貨第十七……………三三八

微子第十八……………三五二

子張第十九……………三六五

堯曰第二十……………三八二

論語示蒙句解

中村 惕齋 講述

論語序説

論とは、えらびついでる義なり、孔子の門流の人、孔子并に諸弟子の語を、えらびつらねて、論語と名づく、朱子此書に注せられたる時に、孔子一代の履歴と、諸儒の此書を論じたる説をしるして、序説とす、蓋此書の序とすべき説を、とりあつめて、いまだ其文をなさざるが故なるべし、

○史記世家曰、

史は、事をしるす書なり、漢の司馬遷、五帝の時より、漢までの事を記録して、史記と名づく、其例天子の傳を本紀と云、諸侯の傳を世家と云、其外を皆列傳と云、世家とは、其家世々うけつたへて、國をたもてばなり、孔子は諸侯にあらざれども、其徳さかんにし

て、子孫にも賢者多き故に、これをたつとび、列傳に入れずして、世家につらねしなり、

孔子名丘、字仲尼、

此より陬邑と云までは、孔子の氏族出生の事をしるす、凡そ人の名は、生れし初に、父のなづくる所、字は元服する時に、加冠の人これに命ず、孔子は仲子なる故に仲と稱せり、

其先宋人、

周の武王紂をうちて後、紂か庶兄微子啓を、宋國に封じて、殷のあとをつがしめ玉ふ、其後五代襄公の子弗父何よりわかれて、世々宋の卿となる、何が玄孫孔父嘉、宋公と親つくる故に、別に宗族を立て、孔を以て氏とす嘉宋の華氏が難にあひしより、其子木金父は

じめて魯にうつりて、陬人となれり、孔子は金父六代の孫、微子よりは十五世なり、

父叔梁紇

叔梁は字、紇は名、魯太夫として、陬邑の奉行なり、

母顔氏

名は徵在、

以魯襄公二十二年庚戌之歲

十一月庚子、生孔子於魯昌平

鄉陬邑

孔子の生年、春秋公羊穀梁二傳には、皆襄公二十一年とあり、史記は春秋の月、夏の正月を改ずして、只十一月を歲首とすると云説にまどひて、其歳の末と十二月を明年に入ると云、孔子は十一月の生れなる故に、十二年と記せり、されど史記には、年ばかりにて月日を記さず、朱子公羊傳の月日を以てこれを補ひ、其年はしばらく史記の舊文のまゝにて、改られぬなり、又

木柴薪等をつかさどる官の名なり、料は、物料なり、事にあて用る所の物を云、量は、ますなり、平なりとは、物かすも、ますかすも皆平均にて、たがはざるなり、

爲司職吏畜蕃息

司職吏とは、祭の牲に用ひ、又は車をかくる、牛を飼ふ奉行なり、畜は即牛をさす、蕃息とは、蕃はしげく、息は生ずる義なり、畜のかひやうよき故に、數多くなりて、用のことかけぬぞ、右二職は、孔子わかゝりし時、家貧なる故に、いでつかへ玉ふ、小官微祿なれどもあなどり玉はざるによりて、皆よくととのへるなり、

適周問禮於老子

周は、そのかみの王畿なり、老子は、即老聃、周の柱下史と云官にて、文庫をつかさどり、禮文をよく知る人なるによりて、これにつきまなび玉ふ、こゝに老子といへども道德經をつくりたる李耳にてはなしと云説あり、是孔子三十歳以上、師友を四方に求めて、博

曆法を以て考れば、此十一月に庚子の日なし、本是十二月なるを、轉寫の誤れると見えたり、今諸書によりて通考すれば、孔子の生實に周の靈王二十年、魯の襄公二十一年、己酉の歲、周正の十二月、夏正の十月乙亥、二十日庚子なり、本朝綏靖天皇三十年にあたり、魯の陬邑は、今の山東省兗州府泗水縣の地なり、
爲兒嬉戲常陳俎豆設禮容

此より孔子行と云までは、孔子をさなだちより、成長して魯につかへ玉ふ、始終のことをしするす、爲兒とは五六歳ばかりの時を云、嬉戲とは、あそびたはぶるなり、俎豆は、みな祭禮に用る器、俎は、牲をのするつくる、豆は、食をもる者、即今の豆子の類、設とは、ほどこしをこなふ義なり、禮容は、禮の儀節、身の容貌なり、孔子兒たりし時のあそびことに、祭禮をまねびて俎豆をつらねをき、禮容をまふけほどこし玉ふ、
及長爲委吏料量平

此下二節は、孔子二十歳以上、すでに、奉公し玉へる時なり、委吏とは、野外よりをさめいる、倉かた、材

既反而弟子益進

魯に反り玉ひて後、其道いよく尊かりしかば、弟子信從して、すゝみ來る者、ますます多かりき、

昭公二十五年甲申、孔子年三十五而昭公奔齊

此記の例、孔子他國より魯に反り玉ふ時は、其年數をしするす、もし公羊傳による時は、皆一年づつはへてとるべし、然れば是も實は孔子年三十六の時なり、此より下の年紀も皆かくの如し、昭公は、襄公の子なり、其時魯の卿季平子罪を得たり、昭公いくさをひきゐてこれをうつ、平子孟孫叔孫と、三家一味になりて、共に昭公をせむ、昭公まけて、齊ににげたり、

魯亂於是適齊

魯の三家の亂によりて、孔子も魯を出で、齊にゆき玉ふ、

爲高昭子家臣、以通乎景公、

孔子齊の卿高昭子が家臣となる、これを以て、時の君景公にも通じてあひ玉ふ、景公政を孔子に問ふ、又齊にいまして韶の樂をき、玉ふも、此時のことなり、

公欲封以尼谿之田、

景公孔子を尊びて、尼谿と云所の田地を領分として、孔子を封せんとす、

晏嬰不可公惑之、

晏嬰は、齊の太夫晏平仲なり、孔子の封爵を、同心せずして、さへとめければ、景公までひて、其の事をとげず、魯の季孫ほどには、及びがたし、季孫孟孫が間を以て、孔子をかへをかんとし、又我老たり、用ることあたはじといへるは、此時なり、

孔子遂行、反乎魯、

齊にても道をこなはれざる故に、たち去て魯に反り玉ふ、

定公元年壬辰、孔子年四十三、

而季氏強僭、

定公は、昭公の弟なり、昭公齊にて死せられし故に、魯人定公を立て君とす、季平子いよく勢強なり、て、君の權を僭へり、僭ふとは、上をかす義なり、

其臣陽虎作亂、專政、

陽虎は、即陽貨なり、季平子死して、季桓子が時に、其家臣陽虎、又亂ををこし、桓子を取りこめをきて、國政をわがまゝにす、

故孔子不仕而退、修詩書禮樂、

弟子彌衆、

陽虎が亂によりて、孔子朝につかへずして、家に退きをり、詩書の文、禮樂の法を、をさめたゝして、弟子にさづけさせ玉ふ、これによりて、弟子いよく多し、

九年庚子、孔子年五十一、公山

不狃、以費畔季氏、

一年の間に、中都大いに治まり、風俗よくあらたまりしかば、四方の政をする者、皆これを法則とす、

遂爲司空、

司徒司馬司空は、諸侯の三卿なり、司空は、田地をわり、人民をすえ、凡そ造作の事をつかさどる、唐の工部尙書、此方の宮内卿なり、

又爲大司寇、

司寇も、司空の兼官なり、刑罰をつかさどる、今の刑部なり、官に大小あり、

十年辛丑、相定公會齊侯于

夾谷、

相とは、君をたすけて、禮をつかさどる役なり、會は、兩國の君、よしみを合する會盟なり、夾谷は、魯の地の名、齊侯魯に孔子を用ひ、其國つよくなることをいみて、此會をもよほし、魯侯をとらへんとはかれり、會のはじまる時、齊より夷狄の樂を出して、劔戟を舞

召孔子、欲往而卒不行、

不狃孔子をよびて、わがかたうどにせんとなす、孔子はじめはゆかんとし玉へども、ついにゆき玉はず、其義は陽貨の篇の本章に見えたり、此時子路孔子のゆかんとし玉ふをといめしかば、もし今我を用る者あらば、東方より周の道ををこさんをとの玉へり、

定公以孔子爲中都宰、

中都は、魯の邑の名、宰は、奉行なり、是よりさきに、陽虎三家をはらひのけて、我ひとり政をとらんとす、三家これをきゝて、陽虎とたゝかふ、陽虎まけてにげ去る、これによりて、季桓子政をとりをこなふ、孔子も出つかへて、中都を治め玉ふ、

一年四方則之、

す、これを以て魯侯ををびやかして、思ふまゝにせん
とす、孔子す、み出で、其非禮を正されしかば、齊侯
をそれて、其樂ををしとむ、穀梁傳には、此つぎ
に、齊より、又淫樂を奏しけるを、孔子その君をまど
はす罪をせめて、即樂人を誅せられしとあり、

齊人歸魯侵地

齊侯國にかへりて後、それよりさきに、魯を侵てとり
たる、汶陽の地をかへしいれて、會にての過を謝した
り、

十二年癸卯、使仲由爲季氏宰、 墮三都、收其甲兵

仲由は、子路なり、三都は、三家の私邑、季孫が費、叔
孫が郕、孟孫が成をさす、甲は、よろひ、兵は、及ある
物なり、これよりさきに、季孫叔孫が臣、たびく、其
邑によりて、そむきければ、これをうれへて、孔子に
はかりとふ、孔子答ての玉はく、是かたぐの私邑、
城がまへ大いにして、武器多きが故なりと、季氏げに

もと思ひて、城をこぼたんとす、是孔子三家ををさへ
て、君の勢をはらんとの謀なり、則又君にまうして、
子路をば季氏が宰となし、三家の城をこぼちて、其甲
兵をとりをさめしむ、叔氏まづ郕をこぼちて、次に季
氏費をこぼちり、

孟氏不肯墮成圍之不克

孟氏成をこぼつことを同心せず、定公成をとりまき
て、こぼたんとせられしかども、えしをほせずしてや
めり、是孟氏孔子のはかりごとをさとりて、季叔にも
亦心をつけたるによりて、其事とげざりしなり、され
ども春秋の月を以て考れば、成をかこむは、孔子すで
に魯を去り玉ふ後のことなり、

十四年乙巳、孔子年五十六、攝 行相事

相は、國の宰相として、政務をつかさどる職なり、是
孔子司寇の官を以て、相の事をば、かね行へり、
誅少正卯

少正卯は、魯の大夫、國政をみだりつる者なり、孔子
相の事を行ひ玉ふこと七日にして、即これを誅し、其
かねを、三日朝にさらせり、此の事荀子が書に出た
るをこゝにとれり、

與聞國政三月、魯國大治

國政を聞くにあづかりて、議定し玉へること、季桓子
これにしたがひて、行はれしかば、三月の間に、國風
大いにかはりて、治平の驗、すみやかに見えたり、

齊人歸女樂以沮之

女樂とは、美女をあつめて、歌舞するを云、沮は、と
むるなり、齊人いよく魯ををそれ、女樂をしたて、
魯にをくりて、孔子を用ることを、さへとむむ、

季桓子受之

季桓子女樂をうけて、魯君と共にこれを見ること三
日、朝政をすてたり、

郊又不致膳俎於大夫、孔子行

郊は、祭の名、郊外にて、天地を祭ることなり、膳は、
祭肉のをろし、ひほろぎと云なり、禮をはりて後、祭
にあづかれる大夫のもとへ、膳の俎ををくり致すこ
と、これ禮のつねなり、此時南郊の祭は、をこなはれ
しかども、女樂にをばれて、これををくらす、孔子の
方へも、膳いたらざりければ、即官をすて、國を去
り玉ふ、其義は孟子の書に詳なり、
適衛、主於子路妻兄顔濁鄒家、
此より爲政と云までは、孔子諸國をへめぐりて、道
を行ひ、世をすくはんとし玉へることをしするす、主と
は、其人を主人として、其家に客たることを云、此時
衛の靈公孔子を尊び、禮をあつうしてもてなされし
かば、孔子しばらく逗留し玉へり、
適陳、過匡、匡人以爲陽虎而拘之、

匡は、宋國の邑の名なり、これよりさきに、魯の陽虎
匡に入て、暴虐をなす、時に陽虎が臣顔刻と云者車を

御す、顔刻後に孔子の弟子となる、今孔子匡をとをり玉ふ時に、顔刻又御たり、さきに陽虎と共に、かしこより入りけるとして、むちをあげて、其道をさし示したるを、匡人顔刻を見しり、又孔子のかたち、陽虎に似たりしかば、すは又陽虎が來れるとて、孔子をととりまきてやらす、五日をへてときたり、此時顔淵あとにをくれば、をひつきたる時に、孔子顔淵の詞あり、又その難にあひたる時、とも諸弟子、孔子のためにをそれしかば、文王すでに没ぬれども、文こゝにあらすやの語を以て、其をそれをゆるべ玉へり、

既解還衛、主蘧伯玉家、

伯玉は、衛の賢大夫なり、

見南子、

南子は、靈公の夫人なり、古の禮、諸侯にまみゆる者は、亦其夫人にもあふとあり、南子此禮を以て、孔子にあはんと請ふ、孔子辭し玉へども、やむを得ずしてあひ玉ふ、南子簾中にて答拜せり、しかるに南子は淫行の婦人なるを以て、子路此事をよろこびず、孔子

孔子たびく、衛に居玉へども、靈公ついに用ることあたはず、

晋趙氏家臣佛肸、以中牟畔、召孔子、孔子欲往、亦不果、

趙氏は、即趙簡子、晋の世卿なり、中牟は、其私邑、佛肸は、邑宰なり、孔子佛肸がよぶに應せんとし玉へども、亦ゆくを果さずしてやみ玉ふ、此時も、子路其ゆかんとし玉ふをといめしかば、孔子みかけどもうすらかず、淫にすれどもくろまずと云の答あり、又孔子衛に居て磬をうち玉ひければ、黃をになふ隱者これを聞て、評じける事あり、

將西見趙簡子、至河而反、

晋の趙簡子、聘禮を孔子につかはしければ、孔子西の方晋にゆきて簡子にあはんとし玉ふ、しかる處に、河水のほとりに至り玉ふ時、簡子其國の賢大夫を殺しけると聞て、即ひきかへしてかへり玉ふ、

又主蘧伯玉家、

われすまじきことをせば、天にすてらるべしと、子路がためにちかひ玉ふ、又靈公南子と同車して、次の車に孔子をのせて、市まちをとをれり、孔子これをにくみて、我いまだ徳を好むこと、色を好むが如くなる者を見ずとの玉へり、

去適宋、司馬桓魋欲殺之、

孔子衛を去て宋にゆく、宋の司馬向魋孔子にうらみありて、これを殺さんとす、向魋が先、宋の桓公より出たるによりて、亦桓氏をも稱せり、此時弟子亦をそれしかば、孔子天われに此徳を生しつれば、桓魋それ我をいかんと、の玉ひて其をそれをとく玉ふ、されど、此害をさげんために、賤者の服をきて、ひそかに宋をのき玉ふこと、孟子の書に見えたり、

又去適陳、主司城貞子家、

貞子は、もと宋の卿なり、宋にては、司空を司城と云、此時は、陳侯の臣となり居けれども、なを其舊爵を稱せり、

居三歲而反于衛、靈公不能、用、

衛に反りて、又伯玉がもとに居玉ふ、

靈公問陳、不對而行、

靈公孔子を用ひざるのみならず、却て軍陣の法をとはれしかば、孔子俎豆のことは則嘗てこれを聞けり、軍旅の事はいまだこれを學はずとの玉ひて、其明日衛を去り玉ふ、

復如陳、

孔子衛を去り玉ふこと急にして、何の用意もなかりければ、陳にいまして糧たえたり、從者つかれてたつことあたはず、子路いかりまみえて、君子も亦窮することありやの問あり、又子貢に一貫をつけ玉ふことあり、

季桓子卒、遺言謂康子必召孔子、其臣止之、康子乃召冉求、

季桓子死する時に、其子季康子に遺言して、必孔子をよびかへせと云けるを、其臣公之魚と云者これをと

いめければ、康子かつやめて、まづ其門人冉求をよびとれり、孔子陳にいまして、歸與の嘆ありしは、此時のことなり、

孔子如蔡及葉

蔡は國の名、葉は、もと楚國の縣なれども、楚王其臣を封して、亦侯國の如し、凡そ孔子葉公と問答し、葉公孔子を子路に問ひけるをこたへず、又長沮桀溺に津を問ひ、篠をになふ丈人、子路を宿する等のこと、皆此時にあり、史記には、此時孔子楚の昭王の聘に應じて、ゆかんとし玉へるを、陳蔡の大夫、かこみてといめける故に、糧たゆることありといへども、論語とあはず、蓋し孔子陳蔡葉楚の間をへ玉へること、すべて四ヶ年ばかりにて、君臣のまじはりみなをろそかなりしゆゑに、困窮し玉へること、一次にあらず、共にこれをば、陳蔡の間のくるしみと云なるべし、

楚昭王將以書社地封孔子、令尹子西不可乃止

史記の本文に、書社地七百里とあり、其義は、明なら

ず、一説には二十五家を一里として一社をたて、其人名を籍に書す、是七百社の地を云なり、四方七百里にはあらずと、令尹は、楚の上卿、政をとる官なり、子西は、其名なり、楚王の聘によりて、孔子ゆき玉へば、即孔子を一方の地に封じて、諸侯の如くにせんとしけるを、子西さへて其事やみぬ、此比楚の狂者接輿が歌あり、

又反乎衛、時靈公已卒、衛君輒欲得孔子爲政

はじめ靈公の世子蒯聵南子をにくみて、殺さんとしけるに、事ならずして、いでわしる、公死して後、南子蒯聵が弟公子郢を立んとしつれども、郢辭してたず、こゝにをいて、蒯聵が子輒を立て、父をふせがしむ、國人輒にくみする者多し、輒孔子を手にをきて、政をせんと、ねがへるによりて、門人孔子のこれを許し玉はんや否の疑あり、此時孔子魯衛の政は兄弟なりとの玉ひしことあり、又冉求季衛の君をたすけんやと、子貢に問ひければ、子貢伯夷叔齊を孔子にとひて、此事をこゝろむ、又子路衛の政をせば、何事

をか先んすべきと問ひければ、必名を正さんと答へ玉へり、

而冉求爲季氏將、與齊戰有功、

康子乃召孔子

此より終りまでは、孔子晚年魯にかへり玉ひて、六經をさため玉ふこと、並に卒し玉ひて、後までのことをしるす、魯の哀公十一年に、齊より魯をせめし時、冉求季氏が一方の大將となり、齊とあひ戦ふて、其功あり、季氏なんちの軍法、たれに學びつると問ければ、我これを孔子に學びたりと云、これによりて、季氏孔子をよびむかへけり、

而孔子歸魯、實哀公之十一年

丁巳而孔子年六十八矣

哀公は、定公の子、定公死して位をつげり、此段の書法、孔子四方を周流して、魯にかへり玉ふ時、いたく老玉へることを、嘆きたる意あり、凡そ哀公及び康子が、孔子と問答のこと、皆此時にあり、

然魯終不能用孔子、孔子亦不求仕

孔子をよびかへしけれども、魯の君臣、ついにこれを用ることあたはず、孔子も亦つかへを求め玉ふべき道なきによりて、則致仕し玉ふに及べり、

乃叙書傳禮記

書傳は、古を傳る書なり、帝王の政道心法をしるす、上古よりこのかた、三墳五典等の書、數多く、をばつかなきことある故に、只唐虞より周に及ぶまでの書をついで、百篇と定め玉ふ、即今の尙書なり、秦火にそこなはれて、只其なかばのこれり、禮記は、經禮三百、曲禮三千の法を、記せる書なり、今の漢儒のあめる禮記にはあらず、古の禮經周禮儀禮の外、今は見えす、孔子古禮を考へ玉へども、詳ならざりし故に、只周の禮をむねとして用ひ傳へらる、是によりて、我より夏殷の禮をいへとも、杞宋の文獻しるしとするにたらずとの玉ひ、又子張今より後十世までの事、知らるべきかと問ければ、三代の禮、あひより損益する所

あるを以て、をし知るべしと答玉ふ、又周は二代を監みて、郁々乎として文なるかな、我は周に従はんと玉へり、

刪詩正樂

詩は、人情の邪正を以て、風俗を觀、勸戒を示す、古詩多くつたはりけるを、孔子けづりつめて、只周の詩を取り、魯と商との頌を末にをきて、三百餘篇となし玉ふ、即今の毛詩、漢の毛氏が傳する所なり、樂は、帝王の徳にかたどり、教化のたすけをなす、古の樂制、そのかみ散亂したるをば、孔子考へをさめて、これを正しくし玉へり、よりて魯の太師に奏樂の法をつげ、又われ衛より魯にかへりて、然して後に樂正しく、雅頌をのく其所を得たりとの玉へり、

序易象繫象說卦文言

易は、伏羲はしめて卦爻を畫し、文王周公ことばをつげ玉ふ、うらなひの書なり、孔子又諸傳をついで、其義を明し玉ふ、象傳象傳繫辭傳各二篇、說卦文言、その外に序卦雜卦各一篇、共に十翼と云、老の後

人にえられて、見しる者さへなきことをば、其身によそへて、かなしませ玉ふ、よりて我を知る者ないかなとなげき、我を知る者は、それ天かとの玉へり、

孔子作春秋

春秋は、もと魯の史官世事を記したる書なり、孔子帝王の道をいただき、大いに世に行ひ民をすくはんと期し玉ひて、天下を周還し玉へども、これをを用る君なかりしかば、衛より魯にかへりて、經典をたし、教を後世にたれ玉ふ、しかるに又麟出て時ならざるに感じ、いよく王法のすたれゆくことをなげき玉ふに、よりて、魯の史記をとりてこれを筆削し、天子の賞罰を明にして、百王の大法を立玉ふ、この故に、其書魯の隱公の世に、平王東にうつりて、周の道をとろへたる時にはじまり、哀公十四年の、獲麟の一句にとまり、蓋し王者にかはりて、世法をたさされし故に、我を知る者は、それた春秋なるべし、我を罪する者も、それた春秋なるべしとの玉へること、孟子の書に見えたり、又齊の陳恒其君簡公を弑しけると聞いて、即哀公につげて、これをうたんと請ひ玉ひけるも、今

まで、このみもてあそび玉ひて、冊のあみがは、三たびきれしかども、其理なをふかき故に、天われに今數年を借して、易まなぶことををへしかば、大いなるあやまちなかるべしとの玉へり、

弟子蓋三千焉、身通六藝者七十二人

六藝は、六經なり、孔子の門下に、教をうくる者、三千人に及べりといへども、其身六經の義に通ずる者は、七十二人のみなり、中にも顔回もつとも賢なりしが短命にして死す、後に只曾參ひとり、孔子の道を傳ることを得たり、

十四年庚申、魯西狩獲麟

哀公十四年の春、魯國の西に狩して、叔孫が下人、異獸をとりえて、うちころしけり、見しりたる者なかりしかば、不祥のことなりと思ひけるを、孔子見て是麟なりとの玉へり、それ麟のあらはること、聖王世に出玉ふ瑞應なるに、かゝるするの世にいで、かひなく

年なり、それ先王の教は、詩書禮樂のみなりつるを、孔子すでにみなをさめて正し玉ふ、易は卜部の官に、つかさどりける書なるをば、孔子賛して、其精義をみがき、又春秋を作りて、王法を存す、學者此六經を、うけつたへし故に、後世の道學、孔子の教によりて、大いにそなはれり、

明年辛酉、子路死於衛

衛の世子蒯聵、外よりをし入り、國の執政孔悝をとらへて、己を立んとちかはしむ、時に子路孔悝が邑宰たり、これを聞てはせ來り、孔悝をすくはんとして、うたれけり、

十六年壬戌四月己丑孔子卒、年七十三

歷術によりて考れば、此月には、乙丑ありて、己丑なし、乙と己と字相似て誤たると見えたり、今諸書を以て考るに孔子の卒、周の敬王四十一年魯の哀公十六年壬戌の歲、周の正四月、夏の正二月癸卯、十八日乙

丑なり、本朝懿徳天皇三十二年にあたり、其年の數、公羊の生年によれば、七十四歳なり、

葬魯城北泗上

泗上とは、泗水のほとりなり、其墓の林を、後に聖林と名づく、又孔林と稱す、

弟子皆服心喪三年而去

心喪とは、身に衰麻をきずして、心のいたみをなすこと、本服の如くするを云、蓋し師は朋友の類にて、其恩も亦淺深ある故に、服制のさだめなし、孔子の喪には、諸弟子みな父の如くに、三年の喪をとりて後家にかへり、

唯子貢廬於冢上凡六年

冢上は、つかのほとりなり、子貢三年の喪をはりて、なを師をしたふ心、わすれがたかりし故に、又三年の心喪して、冢上に廬をむすび居けること、凡て六年に及べり、これによりて、諸弟子喪をはりてかへる時に、みな子貢にわかれをつけて、なきつくし、聲を失

ひて後に分散す、其後弟子并に國人、孔子の徳をしたひて、墓のほとりにすむ者百餘家、一むらの里をなしけり、これを名づけて孔里と云、

孔子生鯉字伯魚先卒

孔子より先に死せり、

伯魚生伋字子思作中庸

孔子の歿し玉へる時子思の年三十ばかりなりしとぞ、

○何氏曰

何氏、名は晏、字は平叔、三國魏人なり、論語集解を作れり、

魯論語二十篇

魯の論語は、魯人の傳ふる所なり、其二十篇の次第、今世に行はる、論語と同じ、

齊論語別有問王知道凡二十

二篇、其二十篇中、章句頗多於魯論

齊の論語は、齊人の傳ふる所なり、二十篇の外に、問王知道の二篇多し、其二十篇の題目次第は、魯論と略同じ、頗とは、俗によほど云義なり、

古論出孔氏壁中分堯曰下章

子張問以爲一篇有兩子張凡

二十一一篇、篇次不與齊魯論同

古論は、古文字の論語なり、孔氏とは、孔家と云が如し、秦の始皇が經書をやきし時に、孔子の子孫、尙書孝經論語を、孔子の舊宅の壁中につきこめて、かくしをさけるが、漢の世に出たり、是古文の尙書孝經論語なり、漢の安昌侯張禹、魯論に従ひ、齊論を合考して二十篇の定本とす、鄭玄又張侯論を本とし、齊論古論と參考して、これに注す、即今の論語なり、

○程子曰、論語之書、成於有子

曾子之門人、故其書獨二子以子稱

程子の此語、唐の柳子厚が説より出づ、又龜山楊氏をもへらく、此書首に孔子の語をしるし、次に有子曾子の語をのす、これ其師を尊ぶこと、孔子につげる故なりと、此外に閔損冉求を、或は閔子冉子と稱することあるも亦各その門人のしるせるをとりて、いまだ改めざる者歟、

○程子曰、讀論語、有讀了、全然無事者

此書をよみをはりて、まつたく何事もなき者は、いまだかつて其意味を知らざるなり、

有讀了後、其中得一兩句喜者、これ少し其意味を知る所あるなり、有讀了後、知好之者、

これ其意味を知て、喜ぶことふかき故に、これを好んですてざるなり、

有_リ讀_マ了_テ後_ニ、直_ニ有_ル不_レ知_ラ手_ノ之_ヲ舞_ヒ之_ヲ、
足_ノ之_ヲ踏_ヒ之_ヲ者_{トシテ}、

これ樂んで舞ふ者、その身心のまゝにしたがひ、手をあげて體をまはし、足をめけて地をふむを、みづからおぼへざることを借りて、此書をよむ者の、喜び内にあまりて、樂み外にあらはるゝことをいへり、右四等の中に、一兩句を得て喜ぶは、是心に得る所ありて、德にすゝみ入るはじめなり、これによりて、其功をつむ時は、則喜んで好み、好んで樂むに至るなり、

○程子曰、今人不_レ會_レ讀_レ書_ヲ、

不_レ會_トとは、こゝろえぬと云義なり、今の人書をよむといへども、其書の益にたつやうによむことを、會得せざるなり、

如_キ讀_ム論_語、未_ダ讀_マ時_ニ、是_レ此_ノ等_ノ人_{トシテ}、讀_ム

了_テ後_ニ又_モ只_シ是_レ此_ノ等_ノ人_{トシテ}、便_シ是_レ不_レ會_レ讀_ム、

凡そ聖賢の書をよむこと、義理を心に得て、氣質變化の、益をとるためなり、中にも論語の書は、道をまなぶに、最深切なる者とす、然るをいまだよまざる時も、これつらの人、すでによみをはりて後も、亦これつらの人にて、少しも其よみたるしるしなきは、即是にまだかつてよまざると云者なり、蓋し其よむことを會せざるには、かの全然に無事なる者もあり、もしよむことを會する時は、則これを知て喜び、これを好んで樂み、よく其氣質を變化して、德にすゝむことかぎりなし、よりて此説を以て、上の條につげり、

○程子曰、願_ヒ自_ラ十_七八_ノ讀_ム論_語、
當_ノ時_ニ已_ニ曉_ラ文_義、讀_ム之_ヲ愈_ク久_シ但_{シテ}覺_レ
意_味深_ク長_シ、

これをよむこと、いよく久しければ、たゞ意味いよく深長なることをばへて、又義は初にかはるこ

となきぞ、蓋し其深長の意味を、をばへて後に、よく好んで樂むに至る、其よくかくの如くなることを得る故は、亦たいをりひたりて、つらくよむこと久きにあり、別の術なし、これ論語をよむの要法なり、よりて此説を以てをへたり、○程子又一説にをもへらく、論語の書は、其辭ちかくして、其旨とをし、辭は盡ることあり、旨は窮りなし、盡ることある者は、訓語を以て、もとむべし、窮りなき者は、心神を以て會すべし、たとへば人を觀るに、きのふは只其面を知り、けふは則其心を知る、我にをいては、色をかへ、貌をあからためて、これをうやまへども、其人は只もとの人なるが如しと、此説を合せて見るべきなり、面をしるは、これ其文義をさとりが如し、意味深長なるを覺るは、其心をしるが如し、

論語 字義序説に見えたり

學而第一、

學而とは、此一篇の題目なり、只これ卷頭の二字をとる、別の意なし、論語二十篇にして、是の第一なり、これ此書之首篇なるによりて、其記す所、本をつとむるの意多し、すなはち是れ道に入るの門、徳をつむの基にして、學者の先として、つとめ學ぶべき所なり、又此篇をよくよみ得れば、餘の篇も亦あきらめやすきなり、

子曰、

子とは、孔子をさす、子はもと男子をたつとびてよぶ詞、古は師を稱して子といへり、若孔子曾子と、姓をかうふりて云時は、亦他の師にも通ずる故に、まさしくわが師を稱して、只子とばかり云なり、曰とは、口をひらきて、詞を出す義なり、孔家のともがら、孔子の語をしるす故に、子曰と云なり、

學而時習之、

學は、論語の開卷第一義なれば、よく其意を得べきなり、學の字をまなぶとよむは、まねぶなり、知ると能すること兼て云、凡そわがいまだ知らず、能せざること我より先に、これを知り、これを能する人の、其得たりつるわざを、まねびとりて、わが身にこれを知り得、能し得ることを云、いづれの業をまなぶも、皆かくの如くなりといへども、こゝに云學は、儒者の學なり、かの詩賦をよく作るを、詞章の學と云、經書にひろくわたるを、記誦の學と云、此二つは俗儒なり、皆儒業の兼る所といへども、君子のむねとする所は、道を學び、徳を成して、常人より聖人に至るの學なり、蓋し人は萬物の長なれば、己を成し物を成す、天職の任をもき故に、天下の道理を知り、天下の事務を能せではあるべからず、少しも名のため、利のために學ぶにはあらず、よく其道をきはめて、其任を

つくせるは聖人なり、聖人の徳性、たれも天よりうけそなへたる故に、人學ぶ時は學び得るなり、すでに學ぶと云ふよりは、必聖人を目あてにして、其徳性を成し、天性本來の初にかへるべし、君子の學ぶ所、大むねかくの如し、而とは、上をうけて、下をこすの詞、時とは、しばしばして、やまざる義なり、習はすとは、ならずなり、其まなぶ所を、時々くりかへしくして、わが身になれそますことを云、之とは、學ぶ所の業をさす、それ學びざれば、習はすべき事なし、學んで習はざれば、學ぶ所を得べき道なし、習へどもよりくせざれば、その習はす所熟せずして、亦ついに得ることあたはず、この故に、學んでは、又必よりくりに、これを習はすべし、然れば時習は學をするの本なり、此一句五字、聖人の詞、きはめて周密なることを見るべし、

不亦説乎、

説は、悦と同じ、悦ぶとは、うれしき意なり、學んでよりくこれを習はす時は、いつとなく其意味を會得して、いまだ知らざることを知り、いまだ能せざるこ

有朋自遠方來、不亦樂乎、

とを能する故に、をのづから、うれしき意出来るなり、亦とは、餘の事のこれに類したるより、うつりて云詞なり、是も亦悦ばしくはあらざらんやと、疑ふに似て、必とす、必定うれしかるべき道理ぞとなり、この悦びは、其學ぶ所を得て、道に入り徳にすむの始なり、
朋は同類なり、我とをもむき同じ者を云、遠方より來ると云時は、近き者は云に及ばず、樂むとは、悦ぶ意内にあまりて、外にあらはるゝを云、悦びのふかきなり、それ天地は、萬物を生育するを以て、其徳とす、人その生物の徳をうけ生れ、これを心にそなへて、仁性とす、この故に、人心本然の徳、人を愛し、物を利すること、好まずと云ことなし、況や人は萬物の靈なれば、天地の生育及ばざる所を、裁成輔相して、成したる職任、のがれがたし、己を成し、物を成すも、皆この職分の内にして、本末の次第、まづ己が徳を成すべし、今我すでに得る所の善ありて、則これを人に及ばし、しかも信じて従ふ者多き時は、わが本心の願ひに

かなひ、又天職をつとむる効あり、其悦ぶ所ふかくして、樂みあるに至らざらんや、下の句義上の段に同じ、

人不知而不愠、不亦君子乎、

愠るとは、心平かならずして、ふづくむ義なり、怒る意の、内にふくみたるを云、君子とは、其徳すでに成りたる人の稱なり、それ學すでに己を成すに至れるは、もし時にあはず、勢にさへられて、信從する者なけれども、みづからかへりみて、實に善なり、人の知る知らざるは己にをいて、かくることなきによりて、少しも天をうらみ、人をとがむるの意なし、なんのいさどほることあらんや、蓋し其徳人に及んで、樂むに至る時は、まことに成徳の人なり、されども、これは順境なれば、君子の實、いまださだかならず、只人に知らるべき實ありて、知られざる、逆境界に居れども、さらにいさどほることなきを以て、眞實の君子たること、明にしるゝなり、この故に、にをいて、不亦君子乎と云、此句義も亦上に同じ、かの君子の徳の成る故も、亦他法あるにあらず、只その學ぶ道の正

しく、習すわざの熟して、悦ぶ意ふかくなる、其功をやめず、これを積こと久きにあるのみなり、

○有子曰、其爲人也孝弟、

有子は、孔子の弟子、有は姓、名は若、其爲人とは、其人の人たる所なり、其人がらを云、よく父母につかふまつるを孝と云、よく兄長につかふまつるを弟と云、これ人の行實の名なり、即その人たる所の實をさして云、

而好犯上者鮮矣、

犯すとは、かろしめあなどる義なり、上とは、我より上にある人、すべて尊者長者をさす、蓋し孝弟の人は、其心和順にして、をのづから上にある人をば、輕忽することまれなり、それ心和順なる人は、下に居る者をも亦暴虐せず、されどこゝには、孝弟に就てとく故に、只上を犯さすと云なり、

不好犯上、而好作亂者、未之有也、

不好犯上、而好作亂者、未之有也、

亂とは、道理にそむいて、人をしいたげいさかふの類を云、わづかに上を犯すことだにも、好まずして、逆亂ををこすことなどを好むことは、いまだかつて其ためしあらず、必なしとなり、

君子務本、

務むとは、力をもつばらゝに用ひて、他に用ひざる義なり、本とは、末に對して云、君子たる人は、何事も、力を本とする所に用ひて、これをつとむとなり、

本立而道生、

本立とは、木の根に土かひかためて、其木のうごかざるやうにすることを云、道とは、由る所なり、此理の由りて行はるゝ所をさす、生るとは、出來る義なり、木の根かたまる時は、枝葉生々してさかゆるが如く、何事も本立つ時は、其道をのづからいで行はれて、ふさがらず、つきざるなり、此二句は、ひろく道理をたきて、下二句の意ををこせり、

孝弟也者、其爲仁之本與、

仁はもと性の名、心の徳、愛の理なり、それ人は、天地生物の理をうけ生れ、此身生るによりて、其本心の徳、をのづから生を好み、物を愛せすと云ことなし、性を以て云時は、則其心の徳として、物を愛するゆるの道理心中にそなはれる所これなり、されどこゝには、仁道を以て云、即親をしたしんで、民をいつくしみ、民をいつくしんで、物をあはれむこれなり、蓋し孝弟の人は、其心和順にして、上を犯し、亂ををこすことなし、この故に、人よく父母兄長に孝弟なる時は、其心をのづから人民に及びて、これをいつくしみ、又をのづから萬物に及びて、これをあはれむ、其道行はれゆくこと、きはまりなし、是孝弟立ちて、仁道生々す、こゝを以て孝弟をば、仁を行の本なりとす、與とは、うたがふ詞、謙退してさだかにいはざるなり、

○子曰、巧言令色鮮矣仁、

巧言令色とは、言語顔色をつくるひて、徳ある者の如くに、見することを云、蓋し人の心は一つなれども、理にねざして出るは、本心の用なり、氣にひかれてをこるは、私意の欲なり、天理人欲つねに勝負をなす、人

よく内にむかひて、存養する時は天理流行し、人欲消盡して、本心の徳まつたし、これ即仁なり、もし巧言令色を以て、もつばら外をかざる時は、人欲ほしいままにして、本心の徳はろふ、聖人の詞ゆるやかなり、それすくなしとの玉ふ時は、たゑてなきこととしるべきなり、○それ人の一身にあらはるゝ、言語動作、みな心のありどころに、あらずと云ことなし、この故に、君子容貌辭氣ををさめと、のふるは、内にむかひて工夫を用るによりて、即亦存養のことなり、かの小人、人の私をあばきて、これを直とするは、巧言にあらざるに似たり、色をこそかにして、内やはらかなるは、令色にあらざるに似たり、されどもみな外にしたがひて、情をたはめ、偽をかざる故、まことには巧言令色の甚き者なり、又凡そ聖門の學は、仁を求るを以て要とす、此書はじめに時習を以て、學をするつとめを示し、次に孝弟を以て、仁を求るの本をたて、又次に巧言令色を以て、仁をこそなふの戒をたる、これ記者の心を用たる所なり、

○曾子曰、吾日三省吾身、

曾子は、孔子の弟子、曾は姓、名は參、字は子與、三たびとは、只これしばし、することを云、三度とかざらざるなり、省は、省察なり、念慮事爲のはしについて、善惡をかんがへ、みそなはずことを云、こゝには人に對して、吾身と云によりて、省をかへりみるとよむなり、其事目下に見へたり、

爲人謀而不忠乎、

忠とは、心底をつくして、のこす所なきを云、人のために事をはかりて、わがためにはかるが如くするは、其心底をつくして忠なり、いまだかくの如くに忠ならざる所あるかと省察して、ある時は則これをおらため、なき時は則ます、これをつとむ、凡そ省察の工夫、たゞ察するのみにして、則やむにあらず、其惡は必これを克治し、其善は必これを擴充す、下二句の省察もこれに同じ、

與朋友交而不信乎、

朋友の二字、わきて云時は、朋は同門、友は同志なり、朋友と交るの信は、たがひに相あざむかず、いひかは

すことたがへざるを云、忠と信とは、首尾本末の如し、二つあるにあらず、己をつくすを忠と云、實を用るを信と云、共に言行をかぬ、心をつくさざれば、事その實にあたらず、事その實にたがはざるは、心をつくす故なり、蓋し忠信は、いづれの交りにも、かくべからず、中にも朋友の間は、只信を以て立つ故に、とりわきこれを省るなり、

傳不習乎、

傳ふとは、師に受るを云、習はずとは、己に熟するを云、業をうけても、これを習はざれば己にをいて得る所なく、師に對して其教をむなくす、よりて又これを省るなり、○それ孔門諸子の學、みな聖人に出づといへども、ながれのするいよく、遠くして、いよいよ其旨をうしなふ、只曾子の學のみ、もつばら心を内に用ひて、誠を身にこゝるむ、この故に、其うけつたへのついえなし、子思孟子相つゞきて、道の正統を得ること、これがためなり、朱子をもへらく、曾子晩年徳にすゝむの工夫、只此等の事のみに、いさゝかつきざる所あればなり、學者にをいては、事々みな省

察すべし、只此三つにかざるべからずと、

○子曰、道千乘之國、

千乘の國とは、諸侯の大國、四方三百餘里にして、兵車千乗を出すべき者を云、車一兩に四馬かくるを、一乗と云なり、

敬事而信、

敬事とは、政事に大小よく、つゝしみをもんするなり、されど此書に敬を云こと、こゝに始まるによりて、註に主一無適と、ひろく訓す、それ敬は動靜をかね、内外をつらぬき、存養の主とする所にして、聖學の至要なり、一とは、心を純一にして、一念の雜ることなきを云、これを主とすとは、もつばらこれをむねとし、他なく忘るゝことなきを云、適くことなしとは、心常に内に存して、一息の離ることなきを云、適くことなき故に、よく一なることを得るなり、信とは、民に信あるなり、命を下し、法をまうくること、誠實明白にして、少しもあざむきたばかることなき時は、民上を信じてうたがはず、

節用而愛人

節すとは、ほどよくする義なり、財用を節制して、みだりについやすさるるを云、愛人とは、人民を愛護して、くるしめそこなはざるを云、

使民以時

民とは、農民をさす、時とは、耕作のひまある時を云、公役を以て民をつかへども、農の時をばさまたけぬなり、蓋し國を治るの要、此五つの者にあることを示す、これ亦本をつとむるの意なり、○胡氏の云く、此あまたの者は、又みな敬を以て主とす、朱子をもへらく、五つの者上より下うつし、下より上にかへりて、相因るの義あり、蓋し事を敬して後に、民に信あることを得べし、然らざれば、其信たちがたし、民に信ありて後に、用を節することを得べし、然らざれば、上利をこのみ、財をつむの疑あり、用を節して後に、人を愛することを得べし、然らざれば、ついに民財をかすむるに至る、人を愛するによりて、則よく民をつかふに、時を以てすることあり、是上下に因るな

り、又事を敬すといへども、しばし法令を變じて、民信せざれば、必其事に害あり、法令すでに信すべけれど、國用を節せざれば、常制にすぎ、税をもくすることをまぬかれず、用を節して、國とめりといへども、人を愛して、其困窮をすくはざれば、亂をこりて、財くづれちる、人を愛する心あれども、これを使ふに時を以てせざれば、民その恩をかうむらず、是上下に因るなり、

○子曰弟子入則孝出則弟

弟子は、子弟なり、人の子たり、弟たる者を云、こゝにては、大むね小學生のともがらをさせり、入ては孝、出ては弟とは、凡そ内外の出入りに、孝弟をつとむることを云、されど兄につかふること、父母に比すれば、少きうとし、又なべての長者にも、弟順するによりて、出るにかけて云なり、

謹而信

謹むとは、行ふことをつゝしむなり、守りて變せず、つとめてをこたらぬことを云、信ありとは、もの言ふ

ことまことにして、かりにもいつはらず、しるしなきことをいはぬぞ、

汎愛衆而親仁

衆は、もろくならず、慈愛の心を、ひろく諸人に及ぼし、中にも仁者にはちなみよるなり、

行有餘力、則以學文

餘力とは、つとめのあまりなり、ひまある時を云、文とは、詩書の義、禮樂射御書數の法を云、云意は、子弟たる者の職とする所、家の出入り、身の言行、人と應接するの間に、孝弟謹信、衆を愛し、仁に親くことを、つとめ行ひて、少しも其ひまあれば、たゞにすぐさず、則このひまを用ひて、詩書六藝の文をまなぶとなり、○凡そ子弟たる者、行實をさきとして其いとまに、文藝を學ぶべし、かくの如くなれば、其本末の前後を知て、道に入り、徳にすゝむことを得るなり、もし行實をつとめずして、文藝を以て先とするは、これ己がためにする學にあらず、されども又文藝を學びざれば、聖賢の成法をかながへ、事理の當然を知るこ

となうして、其行ふ所、私意に出ることあり、この故に、行實をせめて、いとまあれば、必又文藝を學ぶべきなり、

○子夏曰賢賢易色

子夏は、孔子の弟子、姓は卜名は商、子夏は其字なり、賢賢の上の賢は、たつとびをもんずる意、下の賢は、賢者をさす、易色とは、其色を好むの意にかゆるぞ、これ外より、その人の善を好むに誠あることを、かたどれる詞なり、其人みづから色を好むの意にかへて、賢をたつとぶと云にはあらず、又賢を賢とすること、只現在の賢者のみにかぎらず、古人の言行をたつとぶも、同じことなり、

事父母能竭其力

力をつくすとは、其力の及ぶかぎり、きはめつくして、のこす所なきを云、蓋し子の身は父母の遺體なれば、父母のため、身ををしまざるのみは、孝とするにたらず、只よく其力をつくすを以て、孝とするなり、

事君能致其身

致すとは、まいらする義なり、わが一命を、君にゆだねをきて、これにつかふるなり、其忠誠のこゝろざしをいへり、

與朋友交、言而有信、

朋友の道は、信にあり、言をいへば、行も亦推てしるべし、又倫理を以て云時は、上の賢を賢とするも、朋友に屬す、これをはじめに云こと、まづ善を好むに誠ありて、然して後に下三つのことをよくすればなり、

雖曰未學、吾必謂之學矣、

上四つのこと、是人倫の大いなる者にして、これを行ふに皆その誠をつくせり、人の學をすること、たいかくの如くならんと、求めるの外なし、今よくかくの如くする人あらんを、たとひこれ生れつきのよきにて然り、いまだかつて學びざる人なりと云者ありとも、我は必これを、すでに學びたる人と、いはんとなり、然れども、子夏の意は、只これ言をうけて、人に實學をすゝむるなり、人のすでに學びたると、いまだ學びざるとを、論ずるにはあらず、○子夏孔門にをいては、

文學の名あり、然るに其實をたつとべるることかくの如し、三代の學、みな人倫を明にする故なればなり、されども其詞、浮華ををさへて、誠實をあぐることすきて、流のする學をすつるに至らん、恐れあり、必上の章夫子の行て餘力あれば、則もちひて文を學ぶとの玉ふが如くにして、ながく其ついへなき者なり、

○子曰君子不重則不威、

これ君子の道、大むねかくの如くなることを云、君子たる人を論ずるにあらず、不重とは、氣象のをもくしからざるを云、資質の浮躁にして、厚重ならざると、沈潜涵養の功なきと、皆是なり、不威とは、氣象の身にあらはれ、人にまじはる所みな威嚴ならずして、をかしかあなどらるべきを云、

學則不固、

學は知行を兼て云、知る所も、行ふ所も、皆堅固ならずして、失ひやすきなり、蓋し威重は學をするのものもひなり、此より下は、みな學をするの要を示せり、
主忠信、

主とすとは、本とする義なり、萬事のたのみどころとなることを云、此忠信は、只これ信實の心をさす、蓋し人の心は、影形なき物にて、出入存亡の機、はかりがたし、只一つの誠たちて後、萬善はじめて根づく所あり、もしいまだ誠ならざる時は、何事もみな夢幻の如くにて、有といへども、無きにひとしきなり、忠信を主とするは、これ誠を立る工夫、忠信の至りは、即これ誠なり、

無友不如己者、

無れとは、自いませしめといむる詞なり、聖人人をいましめ玉ふにあらず、下の勿の字も、これに同じ、人もし我にをとれる者を、友とすれば、益なくして損あり、或はその我にしかざる者、來りて教を求る時は、つゝしんでこれをみちびくべし、もししひて己にしたがはしむる時は、我人共に損あり、

過則勿憚改、

過をあらたむるに、はかりなやむことは、しばらく氣にもとるが如くなることを恐れ、又は其過を人の

しらんことをはぢてなり、まづ此は、かかる意を、きとかちのぞいて後に、工夫の力をつくる處あり、程子の云く、學問の道他なし、其の不善を知る時は、則すみやかにあらためて、以て善に従ふのみ、胡氏の云く、心なくして理をうしなふを過とす、心ありて理にもとるを惡とす、自治ること勇なる時は、過かへりて善となすべし、自治ること勇ならざる時は、過必流れて惡となると、然る時は、過を改ると、改るには、かかるとは、善にすゝみ、惡にながるゝの、ちまたなり、いさみはげむべきことなり、○此章の義、田を作るにたとふべし、威重は、田地なり、忠信は、物たねなり、まさされる友などは、土かふが如し、過をあらたむるは、草きるが如し、

○曾子曰慎終追遠、

慎終とは、終は喪を云なり、これを慎むとは、喪をあらさすまにせずして、其禮をつくすことを云、蓋し先王の喪禮、人の子たる者をして、其孝をつくさしめんがためなり、禮をつくすにあらざれば、其哀戚の情をのべ、其殮葬の事をそなふること、あたはざるなり、

追遠とは、遠きは親をはりて後のことを云なり、これを追ふとは、祭りにをひしたつて、其誠をつくすことを云、蓋し祖先の來格は、祭をとる者の、誠意の至ると、至らざるにかゝれるが故なり、

民德歸厚矣

民德とは、たゞ人民の心を云、蓋し終りは人のかろしめやすき所なり、然るをよくこれを慎む、遠きは人のわすれやすき所なり、然るをよくこれを追ふ、これ懇厚の道なり、人よくこれを以て、自行ふ時は、民俗これに化して、其心亦厚き道にをもむき、各その喪祭にをいても、これを慎み、これを追ふことを知る、

○子禽問於子貢曰

子禽、姓は陳、名は亢、子禽は其字、子貢、姓は端木、名は賜、子貢は其字、みな孔子の弟子なり、或説に、子禽は子貢の弟子なりと、

夫子至於是邦也、必聞其政

夫子とは、孔子をさす、古は大夫たる人を夫子と稱

す、孔子も魯の大夫たりし故なり、云意は、夫子いづくにても、この國に至り玉へば、必其國の政をき、て、議定のはかりごと、あづかり玉はずと云ことなしとなり、

求之與、抑與之與

抑とは、上をうけて、かへしたる詞なり、云意は、其必これをき、玉ふこと、夫子これを求めてき、玉ふか、さはなくて、其國の君、夫子にあたへて、これをきかせて見らるゝか、とぞ、子禽は、夫子の求め玉ふこともあるべきの意をもし、

子貢曰、夫子溫良恭儉讓以得之

溫は、やはらぎあつし、良は、やすらかにをし、恭は、つゝしみてゆるまず、儉は、をさまりてすぎず、讓は、へりくだりてをぐらす、此五つは、夫子の盛徳の光り、人にまじはり及ぶ所なり、云意は、夫子の徳容かくの如し、この故に、時の君恭敬信仰して、自その

政を以て、夫子のもとにつきて、これを問ふ、よりに必これをき、ことを得玉ふとなり、

夫子之求之也、其諸異乎人之求之與

云意は、凡そ人物を得ることは、必求ることありて後に得るなり、夫子の政をきくことを得玉ふは、これを求るの意なし、唯この徳光人に及ぶ所、その求め物となりて、をのづからこれを得玉ふなり、他人詞を用ひ力を用ひなどして、これを得んことを求るに異なりと、然ればそのあたふるにあらざるは、云にも及ばざるなり、○それ學者聖人の容貌威儀を見るも、亦以て徳にすゝむことあり、此五つの者、今よりこれををもんみるに、聖人を去ること、はかるに久きといへども、なをよく人を感起することあり、况やそのかみあひしたしめる者をや、これ亦子貢の智聖人を知るにたりて、よく徳行を云所なり、

○子曰、父在觀其志

父います時は、子たる者、心のまゝに事を行ふことを

得ず、されど其志のむかふ所につきてみれば、其善惡しるゝなり、

父没觀其行

父をはりて後は、子の行實、明にみゆるなり、

三年無改於父之道、可謂孝矣

父の道とは、父の事なり、事といはずして、道と云は、父をたつとびてなり、三年は、喪の間なり、云意は父をはりて子の行ふ所、父のしをきしことに、改むべき所ありと雖ども、三年の間は、これを改ることなきを以て、其孝は見ゆるぞ、然らずば、たとひ行ふ所よくとも、孝とはせられぬとなり、○此書舊説には、人の子の善惡を見る法とす、集註にはひろく人を見ることなりとするに似たり、うたがふべし、それ父のしをけること、善なれば、一生改めずしてよし、もし善ならざることにあれば、或は三年すぎて後改めて、よきこともあり、或は甚やむとを得ざれば、三年の内にも、改めずしてかなはざることもあり、こゝに三年改ることなしとは、道理にをいて、改むべけれども、なを

三年はまたるべきほどのことをいへり、大やう父の道を改るには、父を死せりとして、あなどるに似たる所あり、又父のひがごとをば、あらはすに似たる所あり、この故に、孝子はいつとても、これを改むに忍びざる心あり、此心ある時は、たとひはやく改ることあれども、亦其孝に害なし、もし此心なくして、只改めざるのみにては、ついに其孝を見る所なし、

○有子曰、禮之用和爲貴、

禮は、天理の品節文章にして、人事の容儀法則なり、和とは、ゆるやかにして、せまらざる義なり、蓋し禮の制作、天理自然の節文にいで、人事當然の儀則となる、この故に、其體の立つこと、尊卑大小の等、きびしけれども、其用の行はるゝ所、やはらぎしたがひて、少しもしつとむる意なし、これ禮の貴ぶべき所なり、

先王之道斯爲美、

先生の道とは、即今日の禮をさす、凡そ禮法はみな先王の制する所なり、道は即禮にして、やゝひろくいひ

たるぞ、斯の字は、和をさす、云意は、先王の道をよしとすること、其和するを以てぞと、

小大由之、

之の字は、道をさす、道よきによりて、今小事大事、これに由りて行はれずと云ふことなし、

有所不行、

小大この道によりて行はるといへども、又行はれざる所あり、其義は下に見えたり、

知和而和、不以禮節之、亦不可行也、

もしたゞ和の貴きを知るまゝに、ひたすら和するのみにして、本然の禮を以てこれをほどよくせざる時は、亦行はれざるなり、蓋し禮の本然はつねに其體の嚴を失はず、これを用る時は、和すといへども、亦をのづから節制する所あり、然るをたゞに和のみに従ふ時は、和にながれて、行はれざる所あるなり、之の字は、ひろく禮の行はるゝ所の事物をさして云、

○有子曰、信近於義、言可復也、

信とは、人と約諾することなり、義は、事のよろしき所を云、復むとは、行ふ義なり、云意は、人と信約すること、始に其義不義をはかるべし、其事義にかなふ時は、いひつること、後にふみ行はるゝ、もし不義なれば、行はれずとなり、有子は氣象ゆるやかなる故に、義にかなふと云ふことを、近づくといへるなり、下の禮に近づくも同じ、

恭近於禮、遠恥辱也、

人に恭敬を致すこと、其禮節にあたれば、恥辱に遠ざかる、もしすぐる時は、自はちをとる、及ばざる時は、人にはちしめらるゝ、共に恥辱あり、此二字、わきて云時は、心より生ずるはちを恥と云、外より至るはちを辱と云、

因不失其親、亦可宗也、

因るとは、よりちなむなり、不失とは、あやまたぬなり、宗とすとは、われ客となりて、人を主とする義なり、

り、云意は、他所にてよりちなむ所、その親むべき人を見そこなはざれば、後までも主人として、たのまゝとなり、此章云意は、人の言行實際の間、何事もみな其始につゝしんで其終りををもんばかるべし、もし然らずば、あり來れるにしたがひ、かりその事として、其あやまちの後悔、たへがたきことあらんとぞ、學者あらかじめ、理をきはむることくはしく、見聞くこと多ければ、事にのぞみて、其えらびまどはず、後のくやみをまぬかるゝことを得べし、

○子曰、君子食無求飽、居無求安、

是君子の人となり、かくの如くなることを云、君子は其志道を求るにある故に、飲食も、美きに飽んことを求めず、居處も便に安んせんことを求めず、これ其志す所ふかきによりて、居食の身に切なる物といへども、其安飽を求むるに、いとまなきなり、只その淡泊に安んずることを貴ぶにあらず、

敏於事而慎於言、

行ふ事は、たらぬがちなる故に、とくつとめてをこた
らす、いふ詞は、すきやすき故に、つゝしんでこれを
つくさず、

就有道而正焉、

凡そ道と云は、事物當然の道理にして、人の共に由る
所なり、有道とは、道徳ある人を云、上に云如くに、道
を求ることをつとめて、得る所あれども、なを自是な
りとせず、又必有道の人につきて、其是非をとひた
すなり、

可謂好學也已、

上文を結で云、上にいふ如くなるは、實に君子の學好
むと、いはれたることぞとなり、○朱子をもへらく、此
章の言、反覆して其意を見るべし、もし只安飽を求め
ざるのみにて、言行をさめざれば、なんの意思もな
し、又た言をつゝしむ、事をとくすといへども、有
道につきてたいさゞれば、たがひあることをまぬ
かれず、されども其工夫いたらざれば、有道につくと
いへども、亦其たゞしをとらんものなし、聖人の言、

あまねくしてかけざること、大むねかくの如しと、今
按ずるに人道に志すこと深ければ、學を好むこと篤
し、をのづから言行をつとめつゝしんで、安飽を求る
に暇なし、學いよくくはしければ、心いよくみた
ずして、有道にたいさゞることを得ず、好むこといよ
くあつければ、意味いよく深長なる故に、孜々勉
々として、やんなま欲すれども、やむことあたはざ
るなり、

○子貢曰、貧而無諂、富而無驕、
何如、

諂ふとは、人に對して、くだりかゞまるなり、驕ると
は、たかぶりほしいまゝなるを云、蓋し子貢わか
りし時、貨殖のいとなみあり、始貧くて後に富めり、常
人は貧富の中にをぼれて、自守ることを知らず、子貢は
よく諂ふことなく、をこるることなきを以て、自これ
を守る、よりに得たりとして、これを問ふなるべし、

子曰、可也、

可とは、わづかによけれども、いまだつきざる所ある

の詞、それもよしと云ほどの義なり、

未若貧而樂、富而好禮者也、

人貧き時は、樂むべきことあれども、心のびずして樂
まず、貧うして樂む者は、其貧きをわすれて、心ひろ
く、體ゆたかなり、富る時は、氣たかぶりて義理を犯
しやすし、富て禮このむ者は、自その富をしらず、恭
敬節儉にして、善にをることを安んじ、理にしたがふ
ことを樂む、蓋し諂ふことなく、驕ることなきは、只
貧富の中にありて、自守ることを知るのみなり、樂み
禮このむ者は貧富の外にこえいで、守ることを
用ひず、よりに未若との玉へり、これ子貢のすでに
能する所をゆるして、其いまだ至らざる所をすゝめ
玉へるならん、

子貢曰、詩云、如切如磋如琢如磨、其斯之謂與、

詩は、衛風淇澳の篇の詞、切ると磋るとは、角細工す
る者のすでにきり作りて、又これをすることを云、琢つ

と磨くとは、玉細工する者の、すでにうち作りて、又
これをみがくことを云、これ學をすること、すでに
はしくして、ますくくはしきことを求めるにたとへ
り、子貢はじめ諂ふことなく、をこるることなきを以
て、すでに得たりと思ひけるに、夫子の答をきいて、
又義理きはまりなきこと、少しき得る所ありとも、に
はかに自たるべからざることとれり、よりに此
詩を引いて、其意を明す、其の字は、詩に云所の義を
さす、斯の字は、夫子の可也未若の四字をさして、其
意かぬる所ひろし、云意は、此詩の意、かやうのこと
をまうすかとなり、

子曰、賜也、始可與言詩已矣、

始めてとは、今こそと云義なり、夫君子貢が其答の旨
を、さとりたることを、ゆるし玉ふ故に、其名をよび
かけての玉は、今それでこそ汝と共に、詩の義はか
たらるべけれとなり、

告諸往而知來者、

往は、已往なり、すでにいふ所をさす、貧富に處する道

に、等あること是なり、來は、未來なり、いまだいはざる所をさす、義理のきはまりなき、少しき得てたんぬべからざる是なり、されど此意は、すでに上の答の内にもこれり、只そのいまだあらはれざるを、子貢よくさぐり出せるによりて、來とはの玉へるなり、凡そ詩の言は、義をふくむことふかくして、或は近きによりて遠きを明し、或は彼をあげて此をさすとす、往を告るに來を知る者にあらざれば、共にかたられず、よりに此事を以て、子貢にゆるせり、○此章の問答、その學ぶ所の淺深、見る所の高下、辯説をまたずして明けし、然れども切磋せざれば、磋磨をほどこす所なし、學者小成に安んぜずして、道の極致を求むべしといへども、亦虚遠にはせずして、身に切なるの實病を察して、これをのぞくべきなり、

○子曰、不患人之不己知、患不知人也、

人われを知らざるは、人の不明なり、われ人を知らざるは、わが不明なり、人まさに人の不明をうれへずし

て、わが不明をうれふべしとなり、世の人の患る所、多く顛倒す、この故に、聖人これを以て、世をさとし玉へり○輔氏の云ふ、人已を知らざるは、其病人にあり、己人を知らざるは、其病己にあり、君子の學は己がためにす、人の病をやまずして、己が病をやむなり、

爲政第二

子曰、爲政以德、

政とは、正の字の義なり、人君法令を設けて、人の正しからざるを、正くすることを云、徳とは、得の字の義なり、道を行ひて、心に得ることあるを云、即われ此道を得て、實にわが物となりたるなり、云意は、凡そ政にほどこす所、何事もみな其君の徳に本づきて、出ればなり、

譬如北辰、居其所、而衆星共之、

北辰は、北極星なり、天のめぐること、晝夜にやまざれども、北辰は車輪の軸の如く、常に其所に居て、うごくことなし、一天のもろくの星、みなまはり居

て、これにをもむきむかふ、人君徳に本づきて政をすれば、其外別にすることなけれども、民みなこれに歸向して、其徳に化すること、かくの如しとなり、若た、に政法を用るのみにて、君徳に本づかざる時は、民の其法にしたがふことだにも、必とせられず、況や化して善となすことを得んや、

○子曰、詩三百、

詩は、即今の毛詩三百十一篇の經、その大數をあげて三百と云なり、

一言以蔽之、

一言とは、一句の詞、即下の思無邪の三字をさす、云意は、三百篇の詞、多しといへども、凡そ詩の教となる所は、只此一言を以て、其義ををほひつくすに、たれるとなり、

曰、思無邪、

曰くとは、其一言に曰くなり、是詩の魯頌駉の篇の一句をとり云、それ詩の教たる所、もと人情をのべたる

詞なる故に、これを咏吟すれば人の心思にうつりやすし、よりにその善を云たる詩は、人の善念をこすべし、惡を云たる詩は、人の惡念をこらすべし、大むね人の心思の邪なるをいましめて、正きに歸せしむるにあり、されども其詞、多くはをばるかにて、たゞちにさしいはず、又は只一事のためにいひて全體に通せず、その直指して明かに、全體にして盡せる者、これにしけるはなし、この故に、詩の教たる所、只この一言を以て、これををほへりとす、蓋し心に思ふ所、をのづから正くして邪なきは、是誠なり、其思ふ所を正くして、邪なからしむるは、是誠を思ふ道にして、學者のつとむべき所なり、凡そ民行の邪なるは、政法を以てこれを正すべし、人の心思の邪なる所、詩にあらざれば正すべき道なし、是其教の貴ぶべき所にして、又思無邪の一言を以て、其大意を領得すべきなり、

○子曰、道之以政、

此章は、すべて治道を論ず、道びくとは、ひきわたしがふる義なり、之とは、民をさす、下同じ、政は、即そ

の道びく所の事、法制をたて、これに示し、禁令を
まうけて、これをいましむるの類を云、

齊之以刑

齊るとは、かきならしてそろゆる義なり、刑は、五刑
なり、民もし法令を犯して、したかはざる者あれば、
刑罰を以て、其罪をたゞして、これを一律にするな
り、

民免而無恥

法を犯して、私を行ふ者、只その刑罰を免るゝはかり
ごとを、たくみにして、わが義にたがひて悪きを、恥
る心なし、或は刑ををされて、しばらく悪をせざれど
も、その悪をする心は、そのまゝにて、忘れぬなり、

道之以德、齊之以禮、有恥且格

人君民をひきあふるに、其身の徳を以てする時は、民こ
れを見るに感じて、亦みなをこり行ふ、其感興する所
に、太過あり、不及あれば、又貴賤親疎の禮制を以て、
其過不及をと、なふ、かくの如くなれば、民不善を耻

てをかさず、其上に又化して善人に至ることあり、一
説に、格を正しとよむ、心の正くなることを云、蓋し
政刑は治をするそなへなれば、すつべきにあらず、さ
れども徳禮は、治を出すの本にして、徳は又禮の本な
り、政刑はこれ末務なり、人君よろしく其本をたづね
て、たゞに其末のみを、たのまざれとなり、○按ずる
に先王の禮典、其全體を云時は、凡そ政法の紀綱條目
は、みな禮のかぬる所なり、刑律は、政治の一端にし
て、治をたすくるのそなへなり、三つの者、みな人君
の徳に本づきて出れば、各理にあたらすと云ふこと
なし、是本末かねそなはるの治道なり、

子曰、吾十有五而志于學

志とは、心のゆきむかふ所なり、古は十五にして大學
に入る、然れば孔子の學び玉ふも、大學の道なり、聖
人の志す所、その弘毅をきはむること、はかりしるべ
し、下に云段々も、只此學を成すばかりなり、すでに
此學に志す時は、念々こゝにあつて、これを學んでい
とふことなし、

三十而立

立とは、みづからふみ立て、其守る所かたまり、欲に
ひかれ、物にうばゝるゝの患たえてなし、其志す所、
すでに成れるなり、

四十而不惑

不惑とは、知識はめて明なる故に、凡そ道理の當
然にをいて、いさゝかも疑ふ所なし、守りの力をかる
ことなきぞ、

五十而知天命

天命とは、天理の流行して、事物にしくの源、凡そ道
理の然るべき、其故なり、これを知る時は、知識精き
ことをきはめて、惑はざることは、又云にたらず、

六十而耳順

耳順ふとは、一身すべて道理に化して、聲わづかに耳
に入れば、心即道理と融通して、思慮を用る所なし、
たとへば利劍の毛を吹き、清琴の風に鳴るが如し、是

知ることの至りにして、思はずして得るなり、耳すで
に順ふ時は、百體亦共に順ふ、

七十而從心所欲、不踰矩

矩は、法度なり、此境界に至る時は、其心即理なる故
に、凡そ心の欲するまゝにしたがひて行へども、をの
づから法度の外にこえ出ることなし、たとへば珠の
盤中に走るが、ひねもす轉回すれども、盤を出ざるが
如し、是安んじて行ひ、勉めずして中るなり、○それ
聖人は生れながらにして知り、安んじて行ふ、學問の
功をつむことをまたず、然れども道理もときはまり
なき故に、聖人の上にも、その日用の間に、ますます
進みゆくことを、ひとり心にをばへさせ玉ひて、他人
はこれを知ることなし、よりに學者の次第を歴て、す
ゝむ所の名目によそへ、此段々の詞を立て、凡そ道を
學ぶ者、優游涵泳して、等をこえてすゝむべからず、
又日々になり、月々にすゝんで、半途にしてやむべか
らざることを、示さるゝ者なり、

孟懿子問孝

孟懿子は、魯の大夫仲孫氏後に孟孫と改む、名は何忌、懿は諡なり、孝道を孔子にとへり、

子曰、無違、

親につかふまつる所、道理にたがふことなきを以て、孝とするとなり、

樊遲御、

樊遲は、孔子の弟子、姓は樊、名は須、字は子遲、孔子懿子が問に、答へ玉ふ後、樊遲孔子の車を御することありしぞ、

子曰、無違、
子告之曰、孟孫問孝於我、我對曰、無違、

懿子違ことなしの語を、再とひきはめざる故に若ききあやまりて、何事も、只た親の命するまゝに、従ふを以て、孝とせんかと、恐れ給ふによりて、樊遲に告て、其旨を明さんとし玉へり、

樊遲曰、何謂也、

樊遲も違ふことなき旨をさとらずしてとへり、

子曰、生事之以禮、死葬之以禮、祭之以禮、

禮は即理の節文なり、それ生事葬祭は、子として親につかふまつるはじめをはりの事なはれり、これをみな禮にしたがひ、理にかなへて、一つもあからさまにせざるは、親を尊ぶの至りなり、よりにこれを以て孝とす、凡そ孝子の親につかふること、其心はきはまりなければども、其分は則かぎりあり、然れば此三つの事、其分際の禮法に、せらるべきことをば、しつこくやるも不孝なり、せられざる所を、犯してするも亦不孝なり、時に三家強大にして、天子の禮樂をひとごろひ用ふ、この故に、夫子これを以て告玉ふ、されどひとへに三家をいましめ玉ふのみにしもあらざるやうに聞えて、ひろく世の教となれること、聖人の詞なればなり、

○孟武伯問孝、

武伯は、懿子が子、名は彘、武は諡なり、

子曰、父母唯其疾之憂、

父母の子を愛する心、至らずと云ことなきが中にも、只その身のやみなんことを、切にうれふるとなり、子たる者、其心を以てわが心として、常々これを忘れざれば、凡そ身をよくたもち守りて、もしくはけがしそこなはんかと、をそれつゝしむ心ふかし、これ孝なるにあらずや、一説に、子よく父母をして、其身の不義にをちゐらんことを、うれへしめず、つゝしみの上にも來る疾は、せんかたなきことなれば、これのみ父母の憂とせしめて、其外には、一つもうれふることなからしむといへり、

○子游問孝、

子游は、孔子の弟子、姓は言、名は偃、子游は其字なり、

子曰、今之孝者、是謂能養、

今の世俗に孝と云は、只よく父母の身の奉養をたにすればこれ孝ありと云なり、

至於犬馬、皆能有養、不敬何以別乎、

家にある犬馬に至るまでも、人の養ひをうくる故に、皆至りて賤き者なりといへども、亦よくこれを養ふことあり、若父母の奉養をつとむとも、これを尊び敬ふことをしらすば犬馬を養ふと、何を以てかわくべきと、是はなはだ不敬の罪をいましめ玉ふなり、○凡そ人子の、父母につかふまつること、これを親愛すること深き故に、必つゝしんでこれををもんず、つゝしみをもんずるが至りは、必たつとびてこれをうやまふ、若よく養へども、敬することのたらざるは、其愛いまだ深からざるが故なり、其或は父母の恩愛をたのみにして、なれあなどるに至れるは、是不敬の甚しき者なり、

○子夏問孝、子曰、色難、

人子の親につかふまつる時、そのつとむべきこと多しといへども、只わが色かたちをよろこばしくして、親の心を樂しましむること、とりわきて難しとなり、

一説には、父母の顔色にうけつけたがひて、さからはざること難しと云、

有事弟子服其勞、有酒食先生饌、曾是以爲孝乎、

事は、家事なり、弟子は、子弟と同じ、服すとは、執り行ふ義なり、食は、飯なり、先生は、父兄なり、饌すとは、飲食する義なり、云意は、家内に事あれば、子弟たる者、その苦勞に服事してなやまず、酒食あれば、父兄まづこれを飲食して子弟共に同くせず、是はたゞ服勞奉養の常なり、誰か曾てこれのみを以て、孝とせんとや、色を以て養ふにあらざれば、孝とするにたらずとなり、○以上の四章、孝を問ふこと同くして、其答の異なること、懿子武伯は、人なみの才なる故に、大概の孝を告玉ふ、子游子夏は、才高き故に、深切の孝を告玉ふ、又各其身の失をすくひ玉ふ所あり、又上兩人は大夫なる故に、答の詞婉なり、下兩人は弟子なる故に、答の詞直なり、論語を記す者、此四章をつらねあぐることに、一つは理にしたがふ、一つは身をつし

む、一つは敬、一つは愛、人の子たらん者、四つながら兼つとむべきことを示せり、

子曰、吾與回言終日、不違如愚、

回は、孔子の弟子、姓は顔、回は其名なり、字は子淵、顔子は亞聖の大賢なる故に、夫子の告玉ふこと、終日に及べども、只きうけたるまゝにて、即黙してしり、心とけて、いさゝかも相そむかず、よりに一つも問ひなじることなき故に、全く愚人の問ことを知らざる者に似たり、

退而省其私、亦足以發、回也不愚、

私とは、事なくて、ひとり居る時を云、夫子顔子に告玉ふより退きて、顔子の獨處の體を、みそなはし玉ふに、その動靜語黙の間、みな夫子に聞く所の道理を、發明するにたりて、やすらかにこれに由て行ひ、少しもあやぶみ疑ふ所なし、然れば其愚なるに似たる所

は、愚にあらずして、尤賢なる所なり、始うたがひて、後に信するにあらず、只ことさらに此詞をまうけて、深く顔子をほめ玉ふなり、

子曰、視其所以、

此章はすべて、人を見るの法なり、凡そ人を見るには、まづ其する事の善惡を見て、善をするをば君子とし、惡をするをば小人とす、

觀其所由、

觀も、みるなり、但視の字に比すれば、詳なるぞ、所由とは、其する事の由て來る所を云、蓋しする事の惡なるは、さらに見るまでもなし、する事善なりといへども、其由る所或は利のため名のために、これをするは、なを君子にはあらざるなり、一説に、由は、行なり、其善の行ひやうを見るなり、これを見れば、則其由る所しるゝなり、然れば二義一意に歸す、

察其所安、

察は、又觀よりもさらに詳なり、安は、心の樂む所な

り、善事をするの由る所はよしといへども、心底のたのしむ所、若こゝにあらざれば、なをいまだ眞實ならずして、偽あることをまぬかれず、久き後は、其守り變じやすきなり、

人焉廋哉、人焉廋哉、

上に云如くに人を見れば、人其情をかくすことあたはじとなり、詞をかかねての玉ふは、必見えんとぞ、○此章の語、たゞ人を見るのみにあらず、又これを以て自かへりみば、其誠偽の際をみそなはして、深密に工夫を用ることを知るべし、

子曰、溫故而知新、可以爲

師矣、

溫故とは舊聞つる事を、くりかへして、精き所を、たづねもとむるなり、學者よりく舊聞をならはして、ならばすごとに、新き所を得ることあれば、其學ぶ所わが物となりて、事に應ずる所きはまりなし、この故に以て人の師となるにたれり、此章と、學記に記問の

學は、以て人の師たるにたらずと云と、互に相發明すべし、記問とは、記はをばゆる義なり、古書をよみまばえて、學者の問ことを待となり、

○子曰君子不器

器は、只各一つの用にかなひて、他事に通ずることあたはず、成徳の君子は、其徳の體となる所、そなはずと云ふことなし、よりて其才の用をなす所も、亦あまねからずと云ふことなし、たゞ一才一藝をなすのみにあらず、○凡そ人才藝あれども、其徳全からざれば、多才多藝なるも、亦器たることをまぬかれず、况や才其徳にかつ時は、反て徳を害すること多し、かの小人にして才ある者は、必世のさまたげとなり、身の禍をまねくにたれり、

○子貢問君子子曰先行其言而後從之

凡そ人口に云ことはやすく、身に行ふことはかたし、この故に君子の人は、其いはんとすることを、まづこ

れを行ひて、其云ことは、常に行ふあとにつく、これを後從之と云なり、いはんとすることを、まづ行ひて、これをこゝろみ、すでに行ふ後に、必これを云へしとはあらず、蓋しすで行ふ時は、これを云にも及ばざることあり、又行ひて後、言には出すべからざることもあるべし、○子貢は言語に長じて、實行及ばざる患あり、よりて夫子これを以て告玉ふなるべし、

○子曰君子周而不比小人比而不周

周は、あまねくをよぶなり、比はかたをちにくみするなり、これ皆、人とまじはりしたしむことにつきて云、君子は心をほやける故に、只善なる人には、則これをしたしみて、其をもむきの異同を論せず、是周なり、小人は心私なる故に、只わが心と合たる人にくみして、其行の善惡をえらばず、是比なり、○それ君子小人の所爲同じからざること、陰陽晝夜の相そむけるが如し、されども其わかる、所の端は、心の公と私と、わづかなるたがひにあり、但其わかれてあらはなる所は、たれとても見やすし、其相似て非なる所

は、よのつねの人わきがたし、この故に聖人、周比和同驕泰の類、常に相對して、君子小人をわき玉ふ、これ學者をして自かへりみて、其心の公私を、つまびらかに檢察せしめんとなり、

○子曰學而不思則罔

學は、知行をかねて云、思ふとは、其理を心に求るなり、學ぶ所を思ひみざれば、其心くらくして、ついに得ることなし、

思而不學則殆

此學は、其事を身に習はずを云、其理を思へども、又其事をならはざれば、あやうくして、たしかならず、一説に、此學も亦知行をかねて見るべし、凡そ經をよみ、史を考て、其思ふ所を證驗すること、其内にありと、○程子の曰く、博く學び、審に問ひ、慎で思ひ、明に辨へ、篤く行ふ、五つの者、其一つをすつるも學にあらずと、學ぶと行ふとは、學の始終なり、問ふと辨るとは、思の始終なり、

○子曰攻乎異端斯害也已

攻とは、もつばら此事を治めて、他の事をせざる義なり、異端とは、はしをことにするぞ、聖人の道にあらずして、別に一端の説を立つ、楊氏墨氏が類これなり、楊氏が爲我にするは、君なきに至る、墨氏が兼愛するは、父なきに至る、この故に、專その道を治むれば、心術を害すること甚し、○程子をもへらく、後世佛氏の説、古の楊墨に比すれば理にちかし、この故に其害尤甚し、學者淫聲美色の、人ををばらしやすき者の如くにいましめてこれに遠ざかるべし、しからずば、則駭々然として、をばえず其中に、はせ入るべしとなり、朱子をもへらく、異端の説、たゞ專治むまじきのみならず、略これを治ることを得ざれ、もし自家の學、定見ある後に、他の病痛を見出すことは、得たり、

○子曰由誨女知之乎

由は孔子の弟子、姓は仲、由は其名なり、字は子路、子路勇を好んで、人を兼る豪氣あり、よりて、其いまだ

知らざる所をしめて知れりとすることを免れず、この故に夫子、子路が名をよびかけて、汝に物を知る道を教へんとたり、

知之爲知、不知爲不知、是知也、

自心に檢察して、よく知ることを知れりとし、いまだ知らざることを知らずとす、かくの如くなれば、知不知のさひめ、分明にして、心の内了々たり、自欺のさはりなくして、意の出る所、只其知る所の如し、是知る所いまだ多からずといへども、其知る所真知なれば、知る所ありとするに害なし、よりにて是知れるなりとの玉ふ、物を知るの道、これによりて會得すべし、又其知らざる所をも、知らざるに安んぜずして、必これ知らんことを求めて、其知を致す道あり、

○子張學干祿、

子張は、孔子の弟子、姓は顓孫、名は師、子張は其字なり、

しむの教なり、句義並に上に同じ、見ると聞くとは、文を互にしていへり、尤を言に屬し、悔を行に屬するも只其多き所にしたがひて云、必しも其わけなし、

言寡尤、行寡悔、祿在其中矣、

凡そ言ふことにつきて、外より來るとがなく、行ふことによりて、内より出る悔なきは、これ徳の修れる人にして、をのづから世に用られ、爵祿もとめずして至る、よりにて祿その中にありとの玉ふ、これ求めずしてをのづから至るの詞なり、蓋し子張外をつとめて、身に求る工夫少なし、この故に夫子その失を救ひて、これを進め玉ふ、

○哀公問曰、何爲則民服、

哀公は、魯の君、名は蔣、哀は諡なり、服すとは人の事をよしとして、心これにしたがふ義なり、哀公の時民その政に服せざるによりて、これを服せしむる術をとへり、

孔子對曰、舉直錯諸枉、則民

り、祿は、仕官する者の俸祿なり、是子張祿位を求る術を開へり、

子曰、多聞闕疑、慎言其餘、則寡尤、

學はまづ其聞く所多きを以てよしとす、是學ぶことの博きなり、聞くこと多き内に、疑はしき所あれば、これを闕きをきて、其信すべき者をとる、是擇ぶことの精きなり、其餘は、即疑はしきをかきたる外の、信すべき者なり、これを慎んで言とは、えらぶことすでにくはしけれども、口にいひ出すことは、又必これを慎んで、みだりにこれをいはず、是守ることの約なるぞ、かくの如くなれば、人のとがめすくなきなり、これに至りても、なを尤なしとの玉はずして、只すくなしとの玉ふ、聖人言をつしむの教へ、深密なることかくの如し、

多見闕殆、慎行其餘、則寡悔、

殆とは、心に安んぜざることを云、此段は行をつ

服、

理に順ふを直と云、理に逆ふを枉と云、諸人の中に、直き者をえらびあげて、其餘の枉れる者を、すてをく時は、民その人を用ひらるゝ所、義にあたるによりて、これに服従す、

舉枉錯諸直、則民不服、

上文のうらなり、蓋し哀公の心は、民を服せしめんことを、民にほどく事について、これをもとむ、よりにて夫子君みづから其身に求めらるべきことを、告玉へり、

○季康子問使民敬、忠、以勸、如何、

季康子は、魯の大夫、名は肥、康は諡なり、民をして上を敬ひ、忠をつくし、善をするに、いさみすゝましむること、いかんしてかこれを得んといへり、

子曰、臨之以莊則敬、

莊は、をこそかなり、上たる人、威儀容貌莊嚴にして、これを以て下へのぞめば、民すなはち、をそれて上を敬す、

孝慈則忠

上の人、みづから孝を行ひて、下をひきか、諸人を慈愛して、其恩をむすぶ時は、民これに感化して、亦其上に忠をつくす、

舉善而教不能則勸

下に善なる者あれば、則これをあげ用ひ、其いまだ善なることあたはざる者をば、教へて善にをもむかしむ、かくの如くなれば、民すんで、善をすることを樂しむ、○此章三つのことみな人に上たる者のつゝしむべき、當然の道理なり、民をして、敬忠ありて、勸ましめんがためにとて、するにはあらず、されど君長よくかくの如くなれば、民の應ずるしるし、期せずして然り、

或謂孔子曰子奚不爲政

なんぞ其いふ所の、位に居て政をするのみ、政をするならんと、蓋し孔子の仕へ玉はざること、季氏君を逐ひ、陽貨亂ををこして、國道なき故に、出玉はず、其旨あらはにいひがたき故に、此詞に托して答へ玉ふ、されど凡そ政をするの本、孝弟にあり、これを以て民に推し及ぼすに、すぎざるなり、

子曰人而無信不知其可也

信とは、言行みな信實にして、かれこれ相たがはず、平生人にも信任せらるゝを云、云意は、人として信なくんは、其可ならん所を、意得がたしとぞ、何事もなるまじとなり、

大車無輓小車無軌其何以行之哉

車に大小あり、大車は荷ぐるまなり、牛にかく、輓二つにして、其端に横木あり、これを輓と云、小車は大車以上の乗車、又は狩と軍に用る所なり、四馬にかく、輓一つにして、又其端に横木あり、これを軌と云、

魯の定公のはじめの比、孔子出仕へずして居玉ふ故に、或人うたがひて、なんぞ政をせざると云、是た仕へて位に居るを以て、政をすると思へばなり、

子曰書云孝乎

周書の君陳の篇を引て、答へんとして、まづの玉はく、書に孝を云ことかくの如しと、但書の本文は、孝弟共にいへども、略して孝とばかりの玉へるなり、

惟孝友于兄弟施於有政

友とは、兄弟と中よきことを云、有政の有は、そへ字にて、別の意なし、是周の成王の臣君陳、よく其親に孝あり、兄弟に友ありて、又よく此心を推しひろめて一家の政をなしつることをいへり、書の本義は、國政をいへども、こゝに引ては、家政となしての玉へり、

是亦爲政

奚其爲爲政

かくの如くに、其家を齊ふるも亦これ政をするなり、

子張問十世可知也

世は、代なり、王者世に出で、姓をかへ、命をうくるを五世とす、夏殷周二代の如きこれなり、子張今より後十世までの事をも、あらかじめ知らるべきかといへり、

子曰殷因於夏禮所損益可知也

三綱五常の類は、禮の大體にして、萬古を歴ても、移し易へられざる故に、殷をこりて夏に代り、周をこりて殷に代るといへども、亦相因りて、これを改めず、文質三統の如きは氣運人情の變するにしたがひ、其過ぎたるを損し、其及ばざるを益して、時と共にこれに宜くす、その因る所損益する所、みな已往のあとなれば、明に知らるゝとなり、三綱とは、君は臣の綱た

り、父は子の綱たり、夫は妻の綱たるを云、五常は、仁義禮智信の道なり、文質とは、夏の禮は忠を尙ぶ、忠はまことなり、すなをにして、かざるなきを云、殷の禮は質を尙ぶ、質はかたちなり、其制度はいそなはりて、やうやくに形をなす、周の禮は文を尙ぶ、文はあやなり、制度つまびらかにして、事々文采を加るなり、文すぐる時は、又をのづから忠にかへり、又質文と、次第にかはるなり、三統とは夏の正は寅の月を用ふ、これを人統とす、殷の正は丑の月を用ふ、これを地統とす、周の正は子の月を用ふ、これを天統とす、萬物の生育天生じ、地やしなひ、人をさむること、此三月にある故に、皆以て事のはじめとすべし、統は、すぶるなり、此三つ各時の制度をすべて、諸事みな其類にしたがへばなり、古は三正も、忠質文の如く、代々にかはれり、漢よりこのかたは只夏正を用て、これを改めず、

其或繼周者、雖百世可知也、

往を見て、來を明すこと、かくの如くせば、百世の遠しと云ども、知らるべし、只十世を知るべきのみにあ

らすとぞ、周はその時代なる故にたつとびて其或との玉ふ、今の世のする、かぎりあるまじけれど、若これにつぐ者あらばとなり、○子張は苟難を好み、人の知りがたきことを知らんと求るによりて、此先知のことをとへり、聖人の大智は、其來を知るの道、只かくの如し、後世術を以てはかり、數を以て推して、未來を知るの類には、あらざるなり、

○子曰、非其鬼而祭之、諂也、

鬼は、鬼神なり、其鬼に非ずとは、其人の祭るべき所にあらざる者なり、宗廟社稷、又は其領地にある、山川の神などに非ざる、外の鬼神、或は淫祠邪魅などの一時の靈應をたつとび、その祟を畏れて祭るの類をさす、これを祭るは其鬼にこびへつらひて、福を求るなり、

見義不爲無勇也、

すべき所の義と見なから、利害生死をはかりてせざるは、これ勇なきの人なり、○此兩句その類にあらざれども、これを對しての玉ふと、一つはすまじくし

てすることなり、一つはすべくしてせざることなればなり、又常に鬼神にこびへつらふ者は、そのたすげをたのむによりて、義を見て必しもこれをせず、利を見て必しもこれをすてず、又義を行ふことをこたりて、其とがを畏る者、自かへりみて、其非をあらたむることはせずして、只祈禱を以てこれをまぬかれんことを求む、これ皆己が一身を私にする、病根のぞかずして、禍福利害に、まどへるが故なり、後世道士の禳禱の法、釋氏の因果の説、さかんに行はる、ことは、まさしくこれがために非ずや、

八佾第三

此篇は、上篇の末二章よりつゞきて、禮樂のことを論ず、

孔子謂季氏、八佾舞於庭、

謂とは、評論する義なり、季氏は、魯の太夫季孫氏なり、佾は、舞人の行列なり、八佾なれば、八人づゝたてよこに、六十四人ならび立つ、是天子の舞樂なり、諸侯は六佾、六人づゝ六ならび、大夫は四佾、四人づゝ

四ならび、士は二佾、二人づゝ二ならびなり、一説に、佾ごとに皆八人づゝなりと、蓋し魯は周公の國なり、周公天下に大勳勞あるを以て、天子の禮樂を玉はりて、魯公の廟祭に用ふ、而して大夫は各その家を立てる人を以て祖として、公孫たりといへども、諸侯を以て祖とせず、然るに魯の三家は、皆桓公の末なりとして、ひとごろひて、各桓公の廟を家にたて、又ついに公廟の禮にならひて、八佾を家廟の庭にまはせたり、よりに孔子其事を評じ玉ふ、

是可忍也、孰不可忍也、

云意は、これほどの僭上を、たへしのびてをかすうへは、何事をするにか、たへしのびざらんとぞ、一説に、忍を、容忍の義にとりて云く、此とがをしも、ゆるすにたへましかば、何のとがかは、ゆるされまじきぞと、深くにくみたる詞なり、

○三家者以雍徹、

三家とは、魯の大夫孟孫叔孫季孫が家なり、そのかみ三家の人皆一様にをどりて、禮をひとごろへるによ

りて、をしなべて三家者と云なり、以雍徹すとは、雍は、詩の周頌の篇の名、徹は、とりのくる義なり、周の天子の宗廟の祭禮、まつりをはりて、牲の俎ををろす時の樂に、雍の詩をうたふ、此時三家、をのく此樂を僭用したりしなり、

子曰、相維辟公、天子穆穆、奚取於三家之堂、

是夫子三家の僭禮をそしり玉ふ詞なり、相るはこれ辟公とは、辟公は、みな君なり、祭にたすくる諸侯をさす、穆々は、ふかくとをき意、天子の容貌のたつときことを、かたどりていへり、これ雍の詩の詞なり、云意は、今三家の廟堂には、並に此事のなきを、何によりてか、其義をとりてうたへるやと、かれらが其わけしらすして、只をごりにまかせて、みだりにこれを用ひ、天子の禮樂を、犯しぬすめる罪をとることば、評してそしり玉へるなり、○程子をもへらく、周公の功まことに大いなり、されど皆臣子たる者の、たれもなすべき、當然の事にして、少しもすぎたることあるにあらず、なんぞ身の後の祭に、ひとり天子の禮樂を

用ることを得んや、しかるに成王これを魯に玉はり、魯公伯禽これをうけたること、皆非なり其流のついで、季氏八佾をまはし、三家雍徹するの、僭亂あるに至る、よりて孔子これをそしり玉ふと、

子曰、人而不仁、如禮何、人而不仁、如樂何、

仁は、人心全體の徳なり、此禮樂は、禮樂の文を以て云、それ禮は人心の敬を行はんがためなり、樂は人心の和をのべんがためなり、敬和は禮樂の本にして、即みな仁の發用なり、この故に人として不仁なる者は、すでにその心徳を失ふ、玉帛をつらねて禮を行ひ、鐘鼓をならして樂ををこすといへども、本なき文なる故に、皆其人の用とならず、よりてこれをいかんとの玉へり、用ひなすことを得じとなり、○此章を上二章のつぎにしるすこと、これも夫子世の禮樂をひとごるふ者のためにの玉へる歟、

林放問禮之本、
林放は、魯人なり、世の禮を行ふ者、もつばら儀文の

みを事とするを見て、其本のあるべきことを思ふによりて、孔子に禮の本をとふ、

子曰大哉問、

夫子そのかみの人、みな禮の末につきしたがへる中に、林放ひとり本に志あるを以て、其とふ所を大いなりとして、これをほめ玉ふ、

禮與其奢也寧儉、

冠昏喪祭は、皆禮なれども、下に喪禮別にあがれる故に、これは吉禮ばかりをさせり、奢とは、華奢にして文のすぎたるを云、寧とは、さあらんよりもかくせん、願ひたる詞なり、儉とは、儉約にして文たらざるを云、奢の失は分をこえて上ををかす、儉の失は分がたづまりて野體なり、二つながら禮の中制にあらず、されど萬の物、まづ質地ありて、後に文采をほどこす、禮の本は敬にして、文は其末なり、奢は末にながれて、敬意をそむく、儉は質がちなりといへども、敬意を失はず、即その本のある所なり、この故に、其奢らんよりは、寧儉なれと、告玉ふなり、

喪與其易也寧戚、

易るは、こなる、義なり、喪禮の易るとは、よく其節文にならひて、いたみかなしむ實を失へるなり、戚とは、かなしむ心もつばらにして、禮文のたらざるなり、喪の本は即戚にして、文は亦其末なり、句義上と同じ、○周の世をとるへ、禮文繁多にして、其質をけす、然るに林放ひとり、禮の本を問ふによりて、夫子稱美して、これを告玉ふ、

子曰、夷狄之有君、不如諸夏之亡也、

是亦周の末に、下をこり上をひとごろひて、君臣の分明ならざることを、なげきての玉へるなり、諸夏とは、夏は大なり、中國を稱して夏と云、これ諸侯の國をさして、諸夏と云なり、云意は、夷狄すら君長ありて、人民をすべつかさどる、諸夏は禮義の地にして、君臣の分、きはめて嚴明なる者を、今の世の僭亂、君あれどもなきと同じければ、これ君なきなり、夷狄もなほかくの如くならずとなり、

○季氏旅於泰山

旅は、山まつりの名なり、泰山は、山の名、魯の境内にあり、其境内の山川を祭るは、諸侯の禮なり、然るに季氏大夫として、此禮を僭して、泰山を祭らんとす、

○子謂冉有曰、女弗能救與

冉有は、孔子の弟子、姓は冉名は求字は子有、時に季氏が宰臣なり、夫子季氏が僭禮の罪にをちゐるを見て、冉求に、なんぢ此事をいさめとやめて、其罪を救ふこと、なるまじきかと問玉ふ、

對曰、不能

冉求すくふ力の、及ぶまじきをはかりて、あたはじと對ふ、

子曰、嗚呼

夫子いたみて嘆き玉ふ詞なり、

曾謂泰山不如林放乎

曾謂泰山不如林放乎、

これ夫子嘆きの意をのべ玉ふ、それ神は非禮をうけず、もし泰山の神、此祭をうけば、これ非禮を知らざるなり、林放すら禮の本を問ふことを知れり、然らばすなはち泰山の神を、林放にだもしかざる者といはるべきかとぞ、かくの玉ふは、聖人の心、ほいなく人を見すてず、季氏もしくはこれを聞て、思ひとやまるべきか、又林放をほめて冉求をばげまし、なをよくいさめて、これをとやめよかしとなり、

○子曰、君子無所爭

君子は何事も、恭敬遜順して人と相あらそふ所なし、必也射乎、

君子の争ふ所、他事には皆これなし、必射禮の時にのみ、其勝負を争ふ所あるなり、揖讓而升、下而飲、

揖とは、手をこまぬき、首をたれて、禮すること云、讓は、ゆづるなり、互に式體して、相ゆづることを云、こゝに云所は、祭禮に用る士をあらむ、大射の禮式な

り、天子は六つがひ、それより下差等あり、的を庭にたて、堂上よりこれを射る、まづ左右一つがひづ、出合て揖し、階にあたりて揖し、階に及びて揖し、又堂に升りてより射をはるまでに、度々の揖あり、互に四矢づゝ射て、勝負すでに決す、後のつがひも、相つゝきて升り射ることかくの如し、皆射をはりて、又相揖して堂を下る、こゝにをいて、勝つ者負たる者を揖してまづ升る、負たる者もつゝいて升り、たかつきの上に盛りみてたる、觶を、ひざまづきてとりあげ、立てこれをほす、是負たる者に罰盃を飲ましむるなり。

其争也君子

射にをいて勝負を争ふといへども、かくの如くには、はじめをはり、禮讓をたがへず、勝つ者も負たる者にも、こゝる意なく、負たる者も、勝つ者をうらむる意なし、是の争は君子の争にして、小人の争、氣ををこし力をたくらぶが如くには、あらずとなり、

○子夏問曰、巧笑倩兮、美目盼兮、素以爲絢兮、何謂也

是今の毛詩にはづれたる逸詩の詞なり、巧笑とは、わらひがほのよきぞ、倩とは、口もとのうつくしきを云、美目は、目つききのよきぞ、盼とは、目の内の黑白わかれて、すゝやかなるを云、素は、畫かく下地に、胡粉をぬりたるを云、絢は、采色なり、詩の本意は婦人もとむまれつきたる、美色ある上に、粉黛衣裳のかざりを加ること、畫の粉地の上に、いろへをほどこすか如くなりと云たるを、子夏あやまりて、素を以て直にいろへをなすといへるか、うたがひてとへるなり、

子曰、繪事後素

繪事とは、即采色を以て、ゑがくことなり、いろへの事は、まづ粉地をまうけて、其後にすることと、兩事にわけて答へ玉ふ、

曰、禮後乎

此禮は、只儀文を以て云、人忠信の質ありて後、禮儀を行ふべし、もし、忠信ならざる人は、禮を行ふといへども、皆虛文にして、其實なし、子夏夫子の詩をとける一言によりて、此道理をさとりける故に、又これ

を以てとへり、○禮器に云く、甘きは和を受け白きは采を受く、忠信の人は、禮を學ぶべし、もし忠信なき人は、禮虚しくをこなはれずと、即此義なり、

子曰、起予者商也、

商は、子夏の名、子夏よく夫子の詞の内にふくみて、あらはれざる志意を開きをこせる故にこれをほめ玉ふ、

始可與言詩已矣、

これ前章の子貢にゆるし玉へる詞と同じ、蓋し子貢は詩の説を借りて、學問の義理、きはまりなきことを明し、子夏は詩の説を聞いて、忠信の實、禮の本たることをさとる、皆これ共に詩を論ずるに足れる故なればなり、

○子曰、夏禮吾能言、之杞不足徵也、

杞は、國の名、夏の大禹の後胤を、封じたる國なり、徵

は、證據とする義なり、夫子生知の聰明を以て、博學多聞なりしかば、古代の法に通じて、よく夏の禮を説き玉ふ、されど杞國その故實に失ひたる故に、そのかみの傳ふる所、夫子の説を證するにたらぬぞ、

殷禮吾能言之、宋不足徵也、

宋國は、殷の成湯の後なり、句義上に同じ、

文獻不足故也、

文は文書、獻は、賢人なり、上文徵とするにたらざるの義をのべ玉はく、二國の文籍のしるす所と、賢者のしるす所と、不足なるが故なりと、

足則吾能徵之矣、

もし二國の文獻、ことたりなば、吾よくこれを以て、わが説を證して、古禮をそのかみにあらはし、後世につくすべき者をと、嘆き惜み玉へり、蓋しるしなれば、人信せざる故に、つゝしみて仕出し玉はざるなり、

○子曰、禘自既灌而往者、吾不欲觀之矣、

禘は、魯の禘祭を以て云、これもと王者の大祭の名なり、其元祖の廟に在りて、元祖より其の帝たる君を祭り、元祖をこれに配して祭る、天下の富貴を以て奉祀する志を、遠祖までも推し及ぼさんがためなり、周には帝嚳を禘とし、后稷を祖とす、成王魯に天子の禮樂を玉はりしによりて、魯の君禘祭を行ふことを得て、文王を遠祖の帝になすらへ、始祖周公の廟に祭りて、周公を以て配祀す、灌は、そゞぐなり、祭の始に、鬱鬯の酒を地にそゞぎ、其香を以て神をくだすことを云、蓋し魯の禘祭すでにこれ失禮なり、されども時の君臣祭りにのぞみて、いまだ灌せざるさきは、敬意なほ存す、既に灌してよりのちは、敬意散して、やうやくにうみをこたる、是失禮の中の又失禮なれば、これを見るにしのびずして、われこれをみまくだせずとの玉へるなり、

○或問禘之說、

禘祭の意、その説いかんと問ふ、

子曰、不知也、

先王本に報ひ、遠きを追ふ意、禘祭よりも深きことなし、仁孝の徳、誠敬の心、至極せる人にあらざれば行ひ得ることあたはざる故に、或人の知るべき所にあらず、又魯にこれを行ふこと、王たらざれば禘せざるの法にそむきぬれば、其國の人、いみて云まじきことなる故に、只知らずと答へ玉ふ、實は知らざるにはあらざるなり、

知其說者、之於天下也、其如示諸斯乎、指其掌、

知とは、行ふをも兼て云、天下とは、天下を治るの事なり、斯の字は、即下の句の掌なり、其掌をゆびさせるは明にして見やすきを以て、天下を治ることの、分明にして難からぬ意を示さるゝなり、蓋しよく禘の説を知る時は理明ならずと云所なく、誠いたらすと云所なし、天下を治るほどの大事をも、能せざることあらんや、是即その知りがわきによりて、人につげ

かたき故を、さとし玉ふ所なり、○それ祭祀に誠敬を
いたして、感應をうると、其父祖などの、近く親しき
にはやすく、其遠く疎きにはかたし、福は極めて疎遠
なる祭にして、よく其感應を得る人は、知いたり誠つ
くせるによりて、天地神人の心を、動かし和らげずと
云ことなし、天下の泰平安穩を致すにをいて、なか
はかたきことあらん、

○祭如在、

これ門人夫子の祭禮の誠意をしるしたる詞なり、此
祭は、父祖の廟祭をさす、父祖いまさすといへども、
其誠敬の氣象まさしくいませるに事へ玉ふが如くし
玉へるとぞ、

祭神如神在、

祭神とは、家の五祀、又は山川社稷などの祭に、あづ
かり玉ふ時を云、目に見えぬ神靈をも、まのあたり其
位にいますか如くし玉ふとなり、

子曰、吾不與祭如不祭、

これを祭る、祭る時に、まづ神主をかまのまへに立て、
これを祭り、後には其戸をむかへ、奥に入れてこれ
をもてなす、竈は祭の主とする所、奥は尊者のある處
なり、凡そ人願ふ所ある者、貴人にこびもとめんより
も、時にあたりて、事を用る者にこびもとむれば、其
ねがひ得やすしと云ふとを、そのかみの俗語にかく
いへり、神を祭るは、福を禱ることなれば、蓋し
王孫賈は、衛の權臣なり、夫子の衛に来れるをば、仕
を求めらるゝと見て、然らば君にとりよらんよりも、
われにしたがひちなまれたらば、よからんと云意を、
此俗語によせ、其義をしらざるやうに問ひかけて、夫
子を諷じさとしけるなり、

子曰、不然、

夫子賈が意をうけずして、不然と答へ玉ふ、物の道
理、かくの如くにはあらずとなり、

獲罪於天無所禱也、

これ不然の意をのべ玉ふ、それ天の尊きことは、餘
にたぐひなき者なり、人もし罪を天にうる時、これを

是又夫子の語を引て、上文の如く在するの義を明せ
り、夫子家廟を祭る時にあたりて、或は疾あり、或は
やむとを得ざるのこある故に、他人をしてかはり
て祭らしめらるゝことあれば、みづから其いすすが
如くするの誠を、いたし玉はざるによりて、其禮はつ
とまるといへども、其心のたらざる所、いまだかつて
祭を行はざるが如く、思ひ玉ふ故に、かくの玉へるな
り、○それ祭祀に、神明來格の福をなすことは、必
然の理なり、されども其祭をつかさどる者、もし誠敬
いたらざる時は、其感格を得ることなし、禮をそなへ
て行ふといへども、皆虚文にして、神これをうけず、
深くつゝしまざるべけんやは、

○王孫賈問曰、

王孫賈は、周の靈王の孫、名は賈、時に衛に仕へて大
夫たり、

與其媚於奧、寧媚於竈、何謂也、

媚るとは、したしみしたがふ義なり、奥とは、室の西
南のすみを云、竈は、かまなり、五祀の一つにて、夏こ

免れんとするに、禱りどころなし、奥竈などの、すく
ふべきことにあらず、其優劣は論するまでもなし、か
くの玉へる意は、天は理の體にして、其みち理にも
ことなし、何事も人にこび求ることは、みな理にか
なはず、天にそむきて、罪をうるることなれば、とかく
にせざることぞとなり、○夫子の此こたへ、王孫よく
其旨をさとらば、わが非を知るべきによりて、彼にを
いては其益あり、もしそれさとらずとも、これを以て
夫子をうらむまじければ、此にをいても其害なし、凡
そ論語をよむ者は、聖人の氣象を觀て、これを玩ぶ
べし、此章の如くなるは、中にも聖人の氣象をみるに
よしと、先儒の説に見えたり、

○子曰、周監於二代、郁郁乎文哉、吾從周、

郁郁は、文の盛なる貌、周の體は、夏殷二代の制を見
くらべて、これを損益す、其文盛にして又備れり、よ
りて夫子これをほめて、したがひ玉ふなり、○周の
禮、夫子これに従へるは其文大いにそなはりて、又當

代の法なればなり、若それ制作の位に居玉は、大抵周により玉ふとも、なほ損益の宜きはかりて、夏の時を行ひ、殷の輅にのり、樂には韶を舞の類あるべきなり、

○子入大廟每事問

大廟は、魯の周公の廟なり、これ蓋し夫子始て魯に仕へ、大廟に入て、祭を助け玉ふ時、器物儀節の類、みな人に問て行ひ玉ふことをいへり、

或曰孰謂鄫人之子知禮乎入大廟每事問

鄫は、邑の名、古は邑を治る大夫を、某邑人と云、孔子の父叔梁紇さきに鄫邑の大夫たりしによりて、孔子を鄫人の子と云、これ下輩のわかき者を稱する詞なり、蓋夫子わかつりしより、禮しれりと云きこえあるによりて、或人これを以てそしれり、

子聞之曰是禮也

君の祭を助る時、何事もみな先達にとひきつて行ふ、此つゝしみをもんする意、即これ禮の禮たる所なる故に、是禮なりとの玉へり、○それ敬謹は、禮の實なり、知るといへども亦とふは、つゝしみの至りなり、或人反てこれを禮しらすと云は、孔子を知る者にあらず、况や孔子禮にくはしといへども、いまだ其場をふまずして始てこれにあづかう玉ふ時は、何事もとはずして行ことを得んや、

○子曰射不主皮

此は儀禮の卿射禮の文なり、本文に、禮射不主皮とあり、大射賓射燕射は、みな禮樂を以てゆみいる故に、通してこれを禮射と云、大射の的は布の候をはり、中央に革を置きて、これを鵠と云、其外は只侯の中的をえがきて、正と云なり、主皮とは、武射の法、只獸の皮を張て的とし、射とをすことをむねとして、これを主皮の射と云、古は革にて鏡を作りける故に、革を貫くを以て、弓勢のためしとしけるなり、蓋し古人はゆみいて以て徳を觀る故に、禮射は只あたることを主として、皮を貫くことを主とせざるなり、

爲力不同科

夫子禮の意を釋しての玉は、射禮の皮を貫くことを主とせざるは、人の力強弱、みな同じからざるがためなりと、

古之道也

周をとろへて後、諸國に兵革しげくなりて、又みな武射をたつとみける故に、皮を主とせざるをば、古の道なりと云て、今の失禮を嘆き玉へり、

○子貢欲去告朔之餼羊

告朔とは、毎月朔を、祖廟に告げ祭りて、其日の政を命令す、これを告朔の禮と云、其政は即月令なり、諸侯は毎年の末に來年の曆を天子よりうけて、これを本國の祖廟にをさめをき、亦月の朔ことに廟につげ、請うけて、月令を行ふ、其牲に天子は牛を用ひ、諸侯は羊を用ふ、餼羊とは、いまだころさるいけにえの羊なり、魯國には文公の時より、告朔の禮すたれて行はれず、然るに有司なほ此羊をこなへをきける故

に、子貢無用の物なりとして、其まうけを、すてまほしく思へり、

子曰賜也爾愛其羊我愛其禮

二つの其の字は、みな告朔をさして云、そのかみ告朔の禮すたれたりといへども、なほ羊をこなへをかば、其禮またこれによりてをこることあるべし、もし其羊をも共にすてなば、此禮ながくすたるべきぞ、よりて夫子子貢に告ての玉ふ意、なんぢは只其羊のついでををしむ、我はすなはち其禮のはるびんことををしむとなり、○諸侯の告朔の禮、その重きこと三つあり、一に正朔を奉ずるは、天子を重んずるなり、二つに宗廟に告るは、祖考を重んずるなり、三つに月令を修むるは、民事を重んずるなり、この故に夫子其すたれんことを、をしみ玉へり、

○子曰事君盡禮人以爲諂也

そのかみの人、下をより上をかるんじて、失禮多し、夫子ひとり人臣の禮をつくし玉へるを見て、かへつて君をへつらへるとそしれり、されど夫子の君につ

かふまつること、只臣禮の當然をつくすばかりにて、少しもまし加る所あるにあらず、よりにて此語を以て其志を明し、亦以て世の失禮をすくひ玉ふ、○程子をもへらく、もし他人此事をいはし、我君につかへて禮をつくせば、小人以て諂へりとすと云べきを、聖人の詞たゝかくの如し、其道大いに、徳ひろきこと、これにつきても亦見つべしと、

○定公問君使臣臣事君如之何、

定公は魯の君、名は宋、君と臣との間、各その道のよろしき所をとへり、

孔子對曰君使臣以禮臣事君以忠、

君の臣をつかふには、下の忠、たらざることをとがめずして、只其禮の至らざらんことをうれふ、臣の君に事するには、上の禮たらざることとがめずして、只其忠の至らざらんことをうれふ、これ君道臣節の當然

なれば、各みづからこれをつくすより外のことなし、
○子曰關雎樂而不淫哀而不傷、

關雎は、詩の國風周南の首篇、文王王季の世子たりし時、その妃太姒の徳を、官女の咏じたる詩なり、蓋し文王聖徳ありし故に、宮人みな賢なり、よりにて其詩の性情正しきことを得たり、はじめ君子のために其徳の相かなへる女子を求めて、得がたかりし故に、ねてもさめても思ひなく、ふしまろびいねかへりて、これをうれへ、其後窈窕の淑女を得て、君子に配しけるよろこびを、又琴瑟をひき、鐘鼓をならして、これを樂しめることをのべたり、君子とは文王、淑女とは太姒なり、淫るゝは、樂みのすぎで、正きを失へることを云、傷るゝは、哀みのすぎで、和をそこなへることを云、此詩の意徳を思ふがためにして私情よりいでざる故に、其憂へふかけれども、傷るゝに至らず、其樂みさかなれども、傷るゝに至らず、よりにて夫子これをほめ玉ふ、學者其詞をもてあそび、其音をつまびら

かにして、其性情の正きを、求めしるべしとの教なり、

○哀公問社於宰我、

社は、社稷なり、これ社壇にうゑて、主とする所の木、種々同じからざることとへり、宰我は孔子の弟子、名は予字は子我、

宰我對曰夏后氏以松殷人以柏周人以栗、

これ三代の制同じからざるを以て、社主の木の異なることを云、されど只これ王土の社をあげて、國社民社に及ばず、夏に后氏と云は、后は、君なり、位を君に受たればなり、氏とは、世をかさねたる家の稱なり、殷周は人のをもむきしたがふを以て、位を得たる故に、人と云なり、

曰使民戰栗、

戰栗は、をそれをのゝく貌、これ周人栗を用る意をと

く、然れども其本説はかくの如くならず、社主は只其社を立る所の地に、宜き所の木をうゝるなり、宰我かくいひたるは、蓋し古は人を刑すること、社にをいてせし故に、これをつけあはせていへる歟、或は世俗のいひつたふる所なるべし、

子聞之曰成事不説遂事不諫既往不咎、

此みな宰我が失言を責め玉ふ、其こたふる所、社の本意にあらざるのみならず、君の刑殺の心をひらけはなり、此三つ次第を以て云時は、遂るは成るよりも前にあり、其事いまだならずといへども、其勢やめられざるを云なり、云意は、すでに成り定りたる事は、その是非をとくまじ、すでにとげなん事は、いさめてとむまじ、すでにすぎたる事は、をひとがむまじとなり、段々かさねての玉ふは、ふかくこれをせめて、後日の失言をつゝしましめ玉はんとなり、

○子曰管仲之器小哉、

管仲は、齊の大夫、姓は管名は夷吾、仲は其字なり、器

とは、器量キリヤウを云、管仲其君桓公クワンの相シヤウとなりて、諸侯の
 覇ハとなし、一たび天下をたゞしつる大功あり、されど
 も聖賢大學の道をしらざるによりて、内にそなへた
 る識量シキリヤウせばくあさく、外にほどこせる規模キボ、ひきくさ
 みし、是その器キの小さな所なり、この故に其功略リヤク
 も、たゞ覇業ハゲツを成すに止り、身を正ただうし、徳をさめ
 て、君に王道を行はしむること、あはざりしなり、

或曰、管仲儉乎、

或人夫子の語を聞て、器小の義をさとらずして、凡そ
 儉約ケンヤクなる者は、其心しやまり、其しわざつゞまやかな
 る故に、これを器小キコウといへるか、疑ウタガヒていへるなり、
 實に管仲を儉なりと見て、問にはあらず、

曰、

夫子のこたへなり下の曰の字亦同じ、

管氏有三歸、

三歸は、臺ウテナの名、其事說苑に見えたり、管仲たかき臺
 をつきて、遊觀ユウケンの所としけるなり、

官事不攝、

官は、職シヨクなり、大夫の家臣は、一人にあまたの職事シヨクを
 かねしむ、然るに管仲が家、臣多くして、一人各一事
 をつかさどる、是諸侯の制セイををさせるなり、

焉得儉、

上兩事を以て見れば何儉なりとすることを得んや、

然則管仲知禮乎、

これ又或人のとひなり、蓋し禮レイこのむ者、大やう儉約
 ならず、この故に或人又儉ならざるは、禮レイしれるによ
 りてかと疑ウタガヒてとへり、其意儉ならざるによりて一
 轉テウす、器小の義とは、相よらぬなり、一説に、或人常に
 管仲がををりて、禮文の盛なることと思ひけるに、夫
 子器小のそしりを聞て、甚うたがひつるによりて、ま
 づ儉なりやと、うらより問トひをこし、夫子焉ぞ儉を得
 んとの玉ふをまちて、然る時はすなはち禮レイしれりや
 と、わが見る所をあげて問へるなりと云、語意かくの
 如くなるに似たり、

曰、邦君樹塞門、管氏亦樹塞門、

邦君はくにのきみ、諸侯をいへり、樹とはついたて障シャウ
 子のやうなる小かべなり、塞門サイモンとは、此屏を門の内に
 たて、内外ををほひさへぎるなり、これ諸侯の禮な
 り、大夫は簾スダレを用る作法サツポウなるに、管仲僭ケンして屏をたて
 たり、

邦君爲兩君之好、有反坫、管氏

亦有反坫、

爲ス兩君之好コトとは、諸侯、隣國の君といであひて、好を
 あはすることコトを云、反坫ハンケンは、堂の正面兩楹リウギョウの間に、土
 を以て小臺コウをつき、賓主ヒンシュたがひに酒をくみて、獻酬ケンシウす
 る時に、飲クミをばれば、爵サカツキを其上コノヘに反しをく、よりて反
 坫ハンケンと云なり、蓋しそのかみ桓公天下の覇主ハシユにして、管
 仲その國政クニシをとりける故に、諸侯齊に朝チウする時は、必
 管仲が家にもゆきて、相見シャウケンせられけるによりて、管仲
 これをまうけて、あひしらへると見えたり、されどこ
 れも亦僭ケン禮なり、

管氏而知禮、孰不知禮、

上の兩段をすべて云く、かやうの非禮ヒレイをなせる管氏
 にて、それが禮レイしれるならば、別に誰を禮レイしらすとせ
 んとなり、その甚禮シキレイしらざることを玉へり、○それ
 夫子管仲に仁をゆるし玉ふは、只その王室シヤクをたつと
 み、夷狄イヤクをしりぞけたる功を以てなり、されども王佐シヤサ
 の才サイにあらざりし故に、其功たゞ覇業ハゲツをなすのみに
 てをばれり、よりて其器キを小きなりとす、時の人ひと
 へに功利をたつとみて、世に管仲よりまさりたる者
 なしと、思ひけるを以て、夫子の評ヒヤウを疑ウタガヒひ問てやまず
 夫子只その儉と禮レイしれるとをば、皆然らずとして、い
 まだ器小の故をの玉はず、されど器キの小さな者は
 みちやすき故に、必あふれて儉ならずして、禮レイをこゆ
 るに至る、然ればこれによりても、其器キの小さなこ
 とを見つべし、漢の楊雄ヤウキウ此事を論じて云く、大器はな
 を規矩準繩キクジュジュンシヨウの如し、まづ自治めて、而して後に人を治
 むと、此語コトまことに是なり、管仲が三歸反坫サンキイハンケン、桓公の内
 嬖ヘイ六人、みな己を正ただうすることあたはずして、其本す
 でに淺し、よく諸侯に覇として、一たび天下をたゞせ

りといへども、管仲死し、桓公薨じてより、すなはち覇業を失ひて、諸侯また齊を宗とせずなんぬ、

○子語魯大師樂曰、

大師は官の名、これ魯の瞽人たる樂官の長なり、時に音樂の正法すたれて、知る者なかりける故に、夫子樂師にあひてこれをつけ教へ玉ふ、

樂其可知也、

其法をつげんとして、まづの玉はく、凡そ樂を奏するの法、それかくの如くなる者とするべしとなり、

始作翕如也、

此より下翕純儼釋みな八音の樂器のこゑを以て云、五聲十二律はみな其中にあり、作すとは奏するなり、翕はあつまりあふ意、如とは、上の字を以て形容する詞なり、樂を奏する始め、金石絲竹みな、調子をあはせ、拍子をそろへてゆるくすばらかに、仕いだすことを云なり、

從之純如也、噉如也、繹如也、以

成、

從つとは、をしひらきて奏することを云、純は、あひやはらぐ義なり、衆音のかさなりうけあひ、すみにごりはへあひて、五味の調和するが如くなることを云、八音よく諧る是なり、儼は、わかれてあきらかなる義なり、純如としてよくやはらぐといへども、亦一つ一つ分明にして、各その正き所を守り、他をくかさず他にうばれざることを云、倫を相うばふことなき是なり、釋は、相つゞきてたえざる義なり、純如儼如の間に、衆音あひよびこめて、文をなしたるが、はじめをばりかはらずして、たゆみなく相つゞくことをいふ成とは樂一くさりの終ることなり、上四項をすべて云く、かくの如くにして以て成るをば、よしとすることと知るべしとなり、凡そ作樂始終の變、節奏の妙、わづかに數字の間にて、つぶさに盡せることかくの如し、聖人にあらずは、それたれかこれにあづからん、

○儀封人請見、

儀は、衛國の邑の名なり、封人は、國堺の封疆をつか

さどる官の名、封疆は、此方に云どてのこととなり、夫子衛に至れり、時に儀邑封人來りて、まみえんことをこふ、蓋し賢にして下位にかくれたる者なるべし、

曰、君子之至於斯也、吾未嘗不

得見也、

君子とは、そのかみの賢者を云、斯とは、衛の地をさす、こゝに至れる時、みなこれにあふを得るとは、それよりさきも、賢者にたゞれざることを云、これ封人わか下賤なるを以て、夫子の門人、こふ所を通せざらんかと思ひて、かくいへるなり、

從者見之、

從者とは、門人夫子にともして來れる者を云、夫子に通聞して、封人をまみえしめたるぞ、

出曰、

封人すでに謁見をとげ、しりぞきいで、いひけり、

二三子何患於喪乎、

二三子とは、門人をさす、喪ふとは、位をうしなひて、國を去るとを云、これ夫子魯の君臣齊の女樂をうけて、政にをこたりける故に、司寇の官をすて、衛にゆき玉ふ時のことなり、封人云意は、夫子の位を失へることを、患とせざるべしとなり、

天下之無道也久矣、

天下に道をこなはれざること久しければ、亂きはまりて治にかへるべしとなり、

天將以夫子爲木鐸、

鐸は、鈴なり、其舌を金にしてたるをば金鐸と云、木にしたるをば木鐸と云、凡そ教令をふる、時は、これをふりて諸人をさす物なり、武事には金鐸を用ひ、文事には木鐸を用ふ、云意は、世運治るに及ぶ時は、天必夫子をして位に居て、教をまうけしむべし、久しく位を失ひて居玉はじとぞ、木鐸は文教をほどくす物なるによりて、これによそへていへり、一説に、木鐸は道路にふれめぐる物なり、天夫子をして位を失ひ、四方にめぐりて、教を行はしめんとのことをとい

へり、封人夫子と一見の間に、感得すること深きによりて、すなはち稱賛することかくの如し、

○子謂韶盡美矣、又盡善也、

謂とは、評論する義なり、韶は、舜の樂の名、古の帝王、天下を得る時は、必樂をつくり、天地鬼神を祭て、その成功をつぐ、よりにて歷代命をうくる天子は、みな其徳にかたとの樂あり、韶は韶の字の義にて、つぐなり、舜堯の位をつぎて治を致し玉ふ故に、其樂を韶と名づく、盡美とは、樂の聲、舞の容、共にその盛なることをきはめたるぞ、善とは、その美とする所の事實のよきを云、舜は天生自然の聖徳あり、又堯の讓位をうけて、天下をたもてるが故に、其樂の聲容、みな揖讓の氣象さかんにして、其徳の尊きことをのづから見ゆるなり、よりにて善なる所も、亦つくしたるぞ、

謂武盡美矣、未盡善也、

武は、武王の樂の名、武事を以て紂をうち、民をすくへるによりて武と名づく、武王は自らをさめて、性にかへるの聖人なり、又武功を以て天下をたもてるが

故に、其樂の聲容、みな武をあげ、暴をのぞくの氣象さかんにして、亦美つくせり、されども征伐の禪、讓禪にしかず、また其徳の舜にしかざることも、これによりて見ゆるなり、この故に其事の實は、いまだ善つくさざる所あり、○程子をもへらく、成湯桀を放て、徳にはづることあり、武王も亦然り、かるが故にいまだ善つくさず、され共堯舜の讓禪、湯武の放伐は、みな理にあたり、時よろしき故に、其道は共に一つなり、湯武のふるまひは、其欲する所にあらざれども、遇ふ所の時然るによりて、やむことを得ずして、非常の大權を行へる者なり、

○子曰、居上不寬、爲禮不敬、臨喪不哀、吾何以觀之哉、

人の上に居る者は寛仁にして刻薄ならざるを以て本意とす、禮をとり行ふには恭敬にして傲惰ならざるを以て本意とす、人の喪にのぞんでは哀戚して和易ならざるを以て本意とす、これらの事、もし其本意を失ふ時は、さらに何事を以てか、其行ふ所の得失を見

て、これを是非する所あらんやとなり、

里仁第四

子曰、里仁爲美、

人の居る里は、仁厚の風俗あるを以てよしとす、仁里に居る時は、共にすむ人となれをむによりて、其徳をなすべし、又互に相めぐみ、相すくひて、其身をたもつべし、然れば人の生涯、里の仁否にかゝる所、かるからず、

擇不處仁、焉得知、

人もし居處をえらむとて、仁里に居ることを知らずば、これは非の見やすき所にをいて、すでにくらし、外に何ほどのたよりを求むるとも、なんぞ智ありとすることを得んや、

○子曰、不仁者、不可以久處約、

約しとは、困窮の義なり、不仁の人は、其本心の徳を失ふ、よりにて困窮のさかひに、しばしはたへしので

居れども、久しく居ることあたはず、もし久しく居る時は、必その志をすて、非ををかす、

不可以長處樂、

安樂の所に、しばしは事なくて居れども、ながく居ることあたはず、もしながく居る時は、必をこりて、ほしいまゝなり、

仁者安仁、

仁は本心の徳にして、萬善をかねたり、この故に仁者は富貴貧賤、安樂患難、いづれに居ても、をのづから仁道に安んぜずと云ことなし、

知者利仁、

利とすとは、むさぼるの義なり、智者は理に明なる故に其欲する所仁にまさりたることなし、この故にいづくに居ても、仁道をむさばり求めて、其志をたがへず、よりにて仁者に比すれば、其得る所淺けれども、亦よく外物にむばるゝことをせざるなり、○謝氏をもへらく、仁者は其心内外精粗のへだてなし、其體まも

りて存することなけれども、をのづから失はず、其用をさめてついでざれども、をのづからみだれず、目に見て耳に聞き、手にとりて足にゆくが如し、智者は見所ありとは云べし、いまだ得る所ありとはいはれず、存する所ありて後に失はず、をさむる所ありて後にみだれず、仁に安んずるは、仁と我と一つなり、仁を利とするはなほ仁と我と二つなり、仁に安んずることは、顔閔以上、聖人を去ること遠からざる者にあらずれば、此味を知らず、其餘の諸子は、人にこえたる才ありといへども、道を見てまどはずとはいふべし、いまだ仁を利とするの地位は、まぬがれぬなり、

○子曰惟仁者能好人能惡人

善人を好じ、悪人を惡んずるは、人情の同き所なりといへども、たゞ仁者のみ、これを好することをよく好じ、これを惡んずることをよく惡んず、衆人は然ることあたはざるなり、蓋し仁者は其心の體、少しも私をまじへずして、きはめて公なるを以て、其用の行はるゝ所、かりにも理にたがはずして、みな正きが故にかくの如し、○朱子をもへらく、仁道は愛を主と

す、この故に、物の好すべきに在いては、則ちよるこびてこれを好ず、その惡むべき者は、かれ仁道をさまたぐる故に、やむことを得ずして、いたみなからもこれをせめ、これをたゞすことあり、然ればその惡んずる間にも、愛の理は亦をこなはれずと云ことなし、

○子曰苟志於仁矣無惡也

志とは、心のゆきむかふ所なり、仁は人心の全徳にして、萬善をかねそなへ、人を愛し物を利することを主とす、人よく仁に志して、これに體せんとする者は、道を求めるの本領立つ、况やその志す所まことにして、かはることなければ、必惡をするの事なし、○凡そ心なくして理をうしなふを過りと云、心ありて理にもとるを惡と云、もし過りを改ずして、これををほふ時は亦をちりて惡となる、まことに仁に志す者は、必心からなる惡をすることはなければ、なほいまだ過ちあることをまぬかれず、されどあやまつ時は、則ちあらためて、惡にはかつておちいらぬなり、

○子曰富與貴是人之所欲也

富貴はたれとても、みなねがふ所なり、不以其道得之不處也、

これ君子の衆人にことなる所を云、下の貧賤も亦同じ、君子富貴に處ては、其義をつまびらかにす、この故に、もしうくべき道を以てこれ得る時は、則ちうけてこれに處り、もしうくべき道を以てせずしてこれを

得る時は、則ちちさりて處らぬなり、貧與賤是人之所惡也、

句義富貴に同じ、

不以其道得之不去也、

君子貧賤に在いては、つねに其命に安んず、この故にその得べき道にて得るをば、いとふ心なきのみにあらず、得べき道ならずして得るをも、亦これを去りて、富貴を求るの心なし、

君子去仁惡乎成名

これ上をうけて云、君子の君子たる故は、その心徳を

全うして仁なるを以てなり、もし富貴をむさぼり、貧賤をいとほし、仁道にはなれ去りて君子たるの實なし、なんぞ君子の名をなす所あらんや、

君子無終食之間違仁

終食之間とは、一飯の間を云、違ふとは、はなるゝ義なり、これ亦上をうけて云、君子の仁を去らざることを、富貴貧賤の間に、かれを取りこれを捨ることあるのみならず、常々仁に體して、しばらくの間も相はなるゝの時なし、

造次必於是

造次とは、いそがはしき時と、かりそめなる時を云、是とは、仁をさす、必於是とは、かやうの時にも、必仁をはなれずとなり、

顛沛必於是

顛沛とは、不慮の變ある時、流浪の難ある時を云、句義上に同じ、此二句は、尤仁に違ひやすき時をあげて、終食不違の意をたせり、○君子の仁に體すると、富

貴貧賤の取捨のきはより、終食造次顛沛の間に至るまで、時とし處として其力を用ひすと云となし、然れども取捨のわけ明にして而して後に存養の功きびしくして、仁に違ふの時なし、存養の功きびしき時、則其取捨のわけますく明にして、毫釐のまどひなきなり、

○子曰、我未見好仁者、惡不仁者、

此章世に仁を求る者の、まれなることを嘆けり、夫子みづからの玉はく、今の世に我いまだ仁を好む者、不仁を惡む者あることを見すと、下三段に、此兩様の人となりをときて、其見がたき故を明せり、

好仁者、無以尙之、

人眞實に仁を好む者には、天下の物を、何にても上にかつけて、其好む心を、むばひとるべき者なしとなり、

惡不仁者、其爲仁矣、

仁不仁ならびたす、不仁を惡む者のしわざも、即亦その仁をする所なり、

不使不仁者加乎其身、

眞實に不仁を惡む者はその惡むこと切にして、必これをたちすつる故に、凡そ不仁なることをして、其身にふれちかづくこと、あたはざらしむるなり、○朱子をもへらく、仁を好み、不仁を惡む者は、みな仁を利とするものなれども、共に成徳の君子なり、二つの者大いなる優劣なし、但仁を好む者は、資質渾厚にして、惻隱の心稍多し、不仁を惡む者は、資質剛毅にして、羞惡の心や、多し、資質を論ずれば、不仁を惡む者は、仁を好む者の、まろらかなるにしかざれども、工夫を以て云時は、仁を好む者は、不仁を惡む者の力あるにしかず、學者いまだ仁を好むことあたはずは、且つ不仁を惡む上より、なしもて去べし、然らば其志かたくして、徳にすむことやすかるべし、

有能一日用其力於仁矣乎、我未見力不足者、

云意は、我仁を好み不仁を惡む者を、いまだ見ずといへども、人もし果してよく一旦ふりたちて、其力を仁をするに用ることある時は、我又其力の仁をするにたるまじき者をも、亦いまだこれを見ずとなり、蓋し仁をすること己にありて、人の力をかゝることをまたす、これを欲する時は、則こゝにありて、志の至る所は、氣必至る、この故に、仁は能しがたしといへども、これに至ること亦やすし、

蓋有之矣、我未之見也、

蓋しとは、疑ふ詞なり、云意は、人の氣質さまよくなれば、もしくは甚柔弱にして、仁をする力の、たらざる者もありなん、然るを我たましく、いまだこれを見ざるなるべしとぞ、蓋し仁道至りて大いなれば、ついにたやすきこととし玉はざる故に、かくの玉ふといへども、仁者をいまだ見ざるのみならず、試に仁をして見る者をさへ、亦まだ見ざることをば、嘆き玉へる意あり、

○子曰、人之過也、各於其黨、

人のあやまちに、もとより道理をしらずして、これにたがへるあり、ほど道理をばしれども、忘れてしちがへるあり、みな心からせざること故に、共に過と云、凡そ人のあやまつこと、各その性質のたぐひに、したがふによりて、其間になだむべき事あるを、世の人こゝに察を加へずして、みな一樣にこれをせむるを以て、かくの玉へるなり、

觀過斯知仁矣、

君子は慈愛にすぐるを以て、常に厚き方にあやまる、小人は忍刻にすぐるを以て、常に薄き方にあやまる、然れば人の過を見るにつきても、其仁不仁は、知らるべしとなり、人の仁不仁を、必その過を見て、これを知らんと云にはあらず、

○子曰、朝聞道夕死可矣、

道は、事物當然の理をさす、これを聞とは、心にさとる義なり、朝夕とは、その近きとをば、甚しくいはんとなり、云意は人よく道を聞き得るときは、たとひ即時に死すといへども亦可なり、これむなく生きた

るにあらずと、かのいまだ道をきかざる者は、久く生きても、其益なしと云ことを、ふかくさとせる意あり、○程子をもへらく、凡そ天下の事物、實理あらざると云ことなし、人よく知てこれを信することかたし、死生も亦大事なり、もし眞實にさとり得る所あるにあらずは、なんぞ夕に死するを以て可なりとせんや、朱子をもへらく、それ道はきはまりなし、これを聞とは、必しも巨細幽明しらすと云ことなきを云にあらず、大要人の人たる道理を、さとり得る時は、則可なり、

○子曰、士志於道、而恥惡衣惡食者、未足與議也、

士たる者道を求るに志ありといへども、なほわが衣食の人より悪きを耻る意あるは、其見識はなほだひきし、これと共に、道を議論するに足らざるなり、○道に志す所眞實なる者は、必内をもくして外かろし、然るに反て其心外物につかはれなば、なんぞ共にはかるにたらん、かの食にあき、衣をあたゝかにせんと求る者は、なほ口體をやしなふがためにす、衣食の

悪きをはづる者は、耳目をよるこばしむるがためなれば、抑又飽煖を求る者の下にあるなり、

子曰、君子之於天下也、無適也、無莫也、義之與比、

此章は中庸の徳ある君子を、評論する詞なり、天下とは天下の事なり、適と莫とは、凡そ事に應じ、物にまじはる上にをいて、あらかじめわが意見をたて、必かくの如くせんと思ふは適なり、必かくの如くはせじと思ふは莫なり、義は理の宜き處なり、云意は、君子は天下の事にをいて、適莫の意見なく、只常に義と共に相したがひて、何事もみな理の宜きにかなふとなり、○適莫は死物の如し、その偏着する所うごかず、義は活物の如し、自由にうごきうつりて、事の至善理の至當にかなふ、これを義と共にしたがふと云なり、

○子曰、君子懷徳、

此章は、君子小人の趣向、公私の同じからざることを論ず、懐ふとは、思念してわすれざる事を云、君子はわが徳性を存して、失はざらんことをわすれず、

小人懷土、

士は居處をさす、居處のたよりを、したひをばれて、遷りかはるの義をかたんず、

君子懷刑、

刑は、法なり、法をわすれずして、敢て不善をせず、徳ををもふに及ばずといへども、亦これ君子の類なり、

小人懷惠、

惠は、利なり、順利をむさばることをわすれず、これ亦土をもふの小人よりもをとれり、

○子曰、放於利而行多怨、

人常にわがため順利にして、たよりよき方に依りつき、これに由て事を行ふ時は必人に害ある故に人の怨をとること多し、○凡そ義に依て行ふは、公なり、利に依て行ふは私なり、君子小人のわかる、所たゞ、義利公私の間にあり、蔡虚齋をもへらく、利に放て行ふ時は、豈た怨多きのみならん、怨みざる者なからんとす、たましくうらみざる者あるは、これその私

愛する所、或はその同類ならんのみ、もし義に放て行ふとも、必怨なきにはあらず、されども道理をしる者は、これを是なりとす、怨む者ありとも、亦うれへとするにたらん、

○子曰、能以禮讓爲國乎、何有、

讓は、恭敬辭遜の義、禮の實なり、こゝに禮讓とつらねいへども、讓の字を主とするなり、何有んはし難からずと云義なり、凡そ上行ひて下效ふこと、讓ると争ふとの二つにあり、此二つの者まさしく相をむけり、上禮讓を好む時は、下亦これにならひて、争奪の風とをさがる、よりに其國ををさむるに、かたきことなし、

不能以禮讓爲國、如禮何、

此禮は、禮文を以て云、これを如何とは、行ふことあたはじとなり、もし上禮讓を好まずして、民の利をあらそふことあれば、必下に争奪をこりて、國すなはちみだれんとす、禮文法度ありといふとも、なんぞよく

これを行はん、况や國ををさむることを望まんや、
○子曰、不患無位、患所以立、

此章は、世の人の祿をもとめ、名をもとむるの非をた
いせり、今日位なきは、うれふべきとにあらざれば、
これをうれへざれば、他日もし位を得ん時に、其位に立
つ所の才徳たらざるは、甚耻づべきことなれば、これ
をうれへて、常に自修むべし、

不患莫己知、求爲可知也、

今日名を知られざるは、うれふべきとにあらざれば、
之をうれへざれば、他日もしほまれを得ん時に、才徳そ
の名にかなはずば、甚耻づべきことなれば、これをう
れへ、その知らるべき實ををさめて、これを得んこと
を求むべし、○程子の云く、君子は其己にある者を求
るのみと、蓋し君子の學は、己がためにのみする故に
をのづから名利を求るの心なし、されども學成りて
己に得る所あれば、求めざれども祿其中にあり、

○子曰、參乎、

參は、曾子の名、夫子曾子に告ることあらんとして、
まづ其名をよびかけり、

吾道一以貫之、

此道は事物當然の理をさす、下の之字も亦道なり、云
意は、わが道千緒萬端にして、すべくることなきが
如くなれども、只一つの理ありて、以てこれを貫ける
のみと、蓋し聖人の心、其體を以て云時は、渾然たる
一理のみ、其用を以て云時は、事物の感するにしたが
ひ、あまねく應じもささず、つぶさに當りてたがは
ず、これ一以て萬を貫き、萬理各々に具足す、即萬物
すべて一太極にあひ、一物をのく一太極をそなふ
るなり、

曾子曰、唯、

唯とは、こたへのすみやかにして、うたがひなき者な
り、曾子つねく、萬理の上にをいて、一々くはしくこ
れをあきらめ、つとめてこれを行ふ、その誠を存する
ことのつもり、力を用ふことの久き、萬理の間に、ほ
い相てらし、相かよふ所ありといへども、未だ其た

一つに貫くことをしらす、夫子その會すべき時節を
うかいひて、これを以て告げ玉ふ、曾子果してよくさ
とり得て、即これにこたふる事、すみやかにしてう
たがはず、時雨の草木を化し、果實のほぞをちする
と、同じくなるによりて、一唯の外に、又感嘆するこ
ともなく、稱賛することなし、

子出、

夫子つげをはりて、たち出玉ふ、

門人問曰、何謂也、

曾子の外、自餘の門人、一貫の道理をききとらざる故
に、これを曾子にこひとふ、

曾子曰、夫子之道、忠恕而已矣、

忠とは、己が心をつくして、のこす所なきを云、恕と
は己が心を以て人の心をはかり、己を推て人に及ぼ
すことを云、而已矣とは、つきくして、餘なきの詞な
り、蓋し夫子の一理渾然としてあまねく應じ、つぶさ
に當ること、たとへば天地の道、誠いたりて、しばら

○子曰、君子喻於義、小人喻於利、

義は、天理の宜き所、利は、人情の欲ふ所、これを喻る
とは、そのなれをむことの久うして、其味のいふにも
いはれざる所までを、ふかく知り得たることなり、○
程子の云く、君子の義にをけると、なほ小人の利にを

けるが如し、たゞそれふかくさると、こゝを以てあつ
く好むと、あつて好むとは、これをはかるべくはし
く、これを求ること切にして、これを得てもなほあく
ことなきを云、好むこといよくあつければ、さると
こと又いよくふかし、楊氏をもへらく、君子生をす
て、義をとる者あり、利を以てこれをいへば、人の
欲する所、生よりも甚きはなし、惡む所、死よりも甚
きはなし、されど君子のさるとる所は、たゞ義のみにし
て、利の利たる味ひをしらざるが故なり、小人はこれ
に反す、

○子曰、見賢思齊焉、

學者人の善を見る時は、我もひとしく此善あらんこ
とをねがひて、はげみつとめてすむなり、

見不賢而内自省也、

人の不善を見る時は、我も此惡あらんことを恐れて
もしある時は、則その力をふるつて、かちのぞくなり
○胡氏の云く、人の善惡同じからざるを見て、身に反
らすと云ふとなき者は、たゞに人をばうらやますし

て、自棄ることを甘んぜず、たゞに人をば責すして、
自せむることをわすれず、

○子曰、事父母幾諫、

此章は、父母の過を諫るの法をとく、内則に云所と、
其意相通ず、幾諫とは、ひそくと、しづかに諫めて、
あらはにつよくいさめざるぞ、これ即内則にいへる、
父母過あれば、氣を下し色をよるこばしめ、聲をやは
らかにして以て諫るなり、されどたゞこれのみにあ
らず、或はことばをくしてこれを諷じ、或は機會
を見あはせてこれをみちびき、或は委曲にとりなし
て、人の知らざるやうにさとし入るゝも、皆これ幾諫
なり、

見志不從、又敬不違、

親の志、わが諫めに從はれまじきを見ればとぞ、志を
見ると云時は、詞と色とにあらはるゝをまたざるな
り、又敬すとは、始より敬していさむれども、これを
きかざる時は、はらあしくなりて、親の氣にさかひや
すし、よりにて又敬意をふりをこして、しばらくひかゆ

るなり、不違とは、敬してしばらく止むといへども、
親のいかりをはかりて、其意をこたらす、をりを
うかひ又いさめて、幾諫の志にたがはざるなり、こ
れ即内則にいへる、諫もし入れられざれば、敬をこ
し孝をこす、悦ぶ時はまた諫るなり、

勞而不怨、

勞すとは、つかれくるしむなり、諫きかれずといへど
も、くりかへしねんごろに諫て、親のいかりにあひ、
杖をうくることなどあるを云、こゝに至りても、なほ
孝敬をこして、少しもうらむる意なきなり、これ即
内則にいへる、その罪を郷黨州閭に得んよりは、むし
ろ熟いさめん、父母怒り悦びすして、これをうち血を
流すとも、敢てにくみ怨みず、敬をこし孝をこす
なり、親もし其過をとぐれば、國里人に罪を得る故
に、然らんよりはわれ怒りにあふといふとも、くりか
へして純熟するやうに諫めんとなり、よりにてこれ
ば熟諫ともいへり、

○子曰、父母在不遠遊、

親います時、その旁を去て、遠くいで遊ぶ時は、久
くほどをへて、朝夕のうかひをすて、相をとづるゝ
ことをろそかなり、只われ親を思ひてやまざるのみ
ならず、親も亦我を思ひてわすられまじきを恐るゝ
によりて、遠遊せざるなり、

遊必有方、

遠遊せざる意、上に云如くなる故に、もしやむことを
得ずして、遠遊する時は、必さだめたるゆく方ありて
そこより又よそへゆかず、親つねにわがをり所を知
て、うれふる心なく、もし我をよぶことあれば、則必
かへりきて、事にはづるゝことなからんとなり、その
近くいで遊ぶにも、出る時は必つげ、かへる時には必
まみへて、そのゆく方をかへざるゝこと、みなこれに同
じ○范氏の云く、子よく父母の心を以て心とする時
は孝ありと、それ父母と我との身は、氣血骨肉も同一
體にして、よろこびかなしみ、いたみわづらふこと、
地をへだてりといへども、自然に相感通する者なり、
されども其形わかれて、ことなるが故に、私欲にさへ
られて、人我が心出来ること、甚しき不孝なり、この

故に孝子は常に父母の心を以てわが心として、少しも他念あることなし、よく此旨をしる時は遠遊のみにかぎらず、凡そ父母わがために心づかひをせられんこと、みなあへてせざるなり、范氏の語最ついまやかにして、其要をえたり、

○子曰、父母之年不可不知也、

知とは、これをばへて、つねにわすれざるを云、父母の年のかず、子たる者、しらではかなはざることなりとぞ、

一則以喜、一則以懼、

父母の年をば、知る時は、よはひかさなるにしたがひて、一つにはこれを以て、其いのちながきをよろこび、一つにはこれを以て其をとろへゆくことをそる、よろこびをそるゝは、これ一時の事にして、をそるゝ意をもし、其よろこぶも、亦をそるゝに歸するなり、之ををそれて忘れざる時は、日ををしみて、奉養をつとむること、やむにやまれざる誠あり、

○子曰、古者言之不出、恥躬之不逮也、

不逮也、

世の人のもの云こと、かろくたやすきをたゞさんかために、古人の風をのべ玉ふ、古人の言をみだりに出さざるは、身に行ふ所、言に及ばざらんを耻てなり、これを耻ることふかければ、いはんとすること、をのづからいであたし、行ふに及ばざるだも、なをこれをはづ、况や其いふことをふまざるは、甚はづかしきことぞ、○范氏をもへらく、人云ことのかたきにあらずして、行ふことこれかたし、たゞそれ行はんことをもはず、こゝを以て云とかるきなり、言行つねに相かへりみる時は、言口より出ること、必たやすからず、

○子曰、以約失之者鮮矣、

約とは、つゝまやかにしてすこさゝる義なり、心をさまりしゝまりて、何事もほしいまゝにせざるを云、只儉約簡約を云のみにあらず、失すとはあやまつなり、者は、事なり、凡そ人、事々節約を以て心に存する時は、則本にちかづく意あり、其事いまだ時中になはずといへども、これを以てあやまつことは、則すく

なし、

○子曰、君子欲訥於言、而敏於行、

欲すとは、みづからねがふなり、訥しとは、にぶき意あり、敏しとは、すみやかなるぞ、言はずきやすき故に、訥からまく欲す、行は及びがたき故に、敏からまく欲す○胡氏をもへらく、言に訥き者は、その徳をたくはふること固く、人につぐればこれを信じ、事をはかればもれいせず、その訥からざる者はこれに反す、行に敏き者は、その善にうつるとすみやかに、過を改ることいさみ、つとめて應ずる力たる、その敏からざる者はこれに反す、○以上十章は、みな孝敬篤實の事なり、恐らくはこれ曾子門人の記す所ならん、

○子曰、德不孤、必有鄰、

隣とは、したしみと云義なり、人の徳には、必その類を以て、これにしたがふ者あり、ひとり立つの理なし、居處の必となりあるが如し、これ世の徳を修る者、獨立して相たすくる者なからんを、うれふる心あ

るをば、いましめ玉はんとなり、

○子游曰、事君數、斯辱矣、

數すとは、しきりにいさむるを云、臣たる者、君をいさめてきかれざる時は、そのいさむべきほどに止りて去るべし、過ぎてしばしばいさむるを以て、罪を得る時は、これみづからはづかしめらるゝなり、

朋友數、斯疏矣、

朋友相たすことも、亦よきほどに止るべし、過ぎてしばしばする時は、きく者いとふ故に、かへりてこれにうとんせらるゝなり、蓋し君臣朋友はみな義を以て合ふ者なるによりて、其の道同きなり、

公治長第五

此篇は古今の人物の賢否得失を評論す、これも亦格物窮理の一端なり、胡氏をもへらく、これ多くは子貢門人の記す所ならんと、蓋し子貢好んで人を比方しける故に、かくいへるなり、

子謂公治長可妻也、

謂とは、評論の詞なり、公治長は、孔子の弟子、公治は姓、長は名、或説に、其字子長なりと、妻すとは、むすめを人にゆるして、其妻とすることを云、長が人となり、審ならねども、夫子それ妻すべしとの玉へば、其性行のよきこと知ぬべし、

雖在縲紲之中、非其罪也、以其子妻之、

縲とは、黒き繩、紲は、つなぐなり、古は罪ある者を、牢獄に入れ、黒繩を以てつなげる故に、獄にかけらるゝことを、縲紲の中に在ると云なり、長むかし獄にかけられしことありつれども、其罪ならざりしことなれば、これを以て其人ををしむるにたらずとて、則そのむすめを以て、これに妻はさせ適ふ、

子謂南容、

これも南容を評し玉ふ詞なり、南容も孔子の弟子、南宮氏略して南と云、名は縉、又の名は适、卒して敬叔と諡す、孟懿子か兄なり、

記したるにてもあるべきなり、

○子謂子賤、

此謂も、評してなり、子賤は、孔子の弟子、姓は宓、名は不齊、子賤は其字なり、

君子哉若人、

君子は、成徳の稱なり、家語によりて見れば、夫子の卒し玉へる時、子賤わつかに二十四歳なり、然れば其弱年の時より、聖人君子を以て稱嘆し玉へること、其徳の尋常ならざることを知るべし、

魯無君子者、斯焉取斯、

子賤は魯人なり、云意は、子賤賢なりといふとも、魯國に君子者なくば、この人なんぞこの徳を取て己に成すを得んやと、蓋し子賤よく賢をたつとび、友に取て、其徳を成しつる故に、かくの玉へり、又人の善稱して、其父兄師友の徳に、本づけて云は、懇厚の至れる心なり、

○子貢問曰、賜也何如、

邦有道不廢、

有道とは、道の行はるゝ時を云、不廢とは、あげ用ひられて、すてをかるまじとなり、

邦無道、免於刑戮、

無道とは、道の行はれざる時を云、刑は刑罰、戮は、はづかしめなり、

以其兄之子妻之、

南容つねによく言行をつゝしむ、この故に、有道にして治れる國に居ては、必あげ用られ、無道にして亂れたる國に居ては、其禍をまぬがるべきことを、知るによりて、其兄の子を以て、これに妻あはさせ玉ふ、○或人云く、南容か徳、公治長にまされり、この故に、其兄のむすめを容にめあはせて、其むすめを長にめあはせ玉ふと、是ひがことなり、聖人の心は至公なる故に、もとより、嫌を避ることなし、况や此兩人と女子との年數、いかゞありつるもしられず、又これ必しも一時の事にあらざるを、其相類するを以て、合せ

子貢夫子の君子を以て子賤にゆるせるを見て、わが人品をいかにととふ、

子曰、女器也、

器とは、其才成りて、用をなす者を云、されども其用諸事にあまねからぬなり、この故に君子は器ならず、其徳をむねとするなり、子貢達才なりといへども、其徳たらざる故に、いまだ君子なることあたはず、

曰、何器也、

器には品多き故に、又その何の器たることをととふ、

曰、瑚璉也、

瑚璉とは、宗廟の祭に、黍稷の飯をもる器、玉を以て之を飾る、夏には瑚といひ、殷には璉といひ、周には簠と云、これ器の貴重にして、華美なる者なり、子貢の才、郷大夫となして、政にしたがへしめつべし、又言語文章の見つべき所あり、これいまだ器ならざるの君子にはあらざれど、器中の貴くして、見事なる者なれば、かくの玉へり、

○或曰、雍也仁而不佞、

雍は、孔子の弟子、姓は冉、名は雍、字は仲弓、佞は、口才なり、口のきゝたるを云、仲弓の人となり重厚にして軽薄ならず、簡黙にしてことばすくなし、されども時の人、口才を以て賢とする故に、仲弓その徳ゆたかなれども、才のみじかきことををしみて、かくの如くに評せしなり、

子曰、焉用佞、

人の口才、何の用をかなすぞとなり、

禦人以口給、屢憎於人、

禦人とは、人の詞に、こたへあひしらふことを云、口給とは、給は辯なり、辯舌を云、人をあひしらふに、只辯舌のみをはたらかして、心に其まことなき者は、しばしく人のにくみを得ることあり、○凡そ口才ある者は、正直を好む人、もとよりこれをにくむ、又わが無辯なる故に、かれにいひふせられて、其をもはくのとをらざる者も、これをにくむ、又一過はかれにあざむかるれど、後に其偽をさとる者も、これをにくむ、

これ人の口のみを服して、心を服することあたはざればなり、

不知其仁、焉用佞、

云意は、かれを仁なりとすることは、いかゞあらん、我いまだこれを知らず、不佞は却てよきことにこそはあれ、すこしも不足なりとすべからずと、再び焉用佞との玉ふは、深く或人の非を、さとさんとなり、○それ仲弓は徳行の賢者なり、然るに夫子いまだ其仁をゆるし玉はざることを、仁の道至りて大いなり、道に體すること全くして、しばらくもやむことなき者にあらざれば、仁者と云にたらず、顔子亞聖の大賢なれど、仁にかなへること三月の後には、なほいさゝか相たがふことをまぬかれず、况や仲弓賢なりといへども、いまだ顔子に及ばざるをや、これ夫子たやすく仁をゆるし玉はざるの故なり、

○子使漆雕開仕、

漆雕開は、孔子の弟子、漆雕は姓、開は名、字は子若、仕へしむとは、其才用るにたれるを以て、夫子出で、

みやづかへせよと、ゆるさるゝなり、

對曰、吾斯之未能信、

斯とは、道理をさして云、信ずとは、明に知り、真にさととりて、其手に入れて、とりまはすこと、日用飲食の如くにて、少しも疑なきことを云、開その自信することいまだかくの如くなること、あたはざる故に、いまだ以て人を治るにたるまじく思ひて、仕へを辭しけるなり、

子說、

説は、悦と同じ、夫子開が志す所、篤く大いなること、思の外に出たるによりて、これに感じて、悦び玉ふなり、○漆雕開其才すでに仕官すべしといへども、志す所あつく、期する所大いなる故に、學みち、徳なりて後、大いにこれを用ひまく欲す、今すこしきに試ることをねがはず、然れば、其他日の至る所、はかるべからざるによりて、夫子これを悦ばせ玉ふ、

○子曰、道不行、乘桴浮于海、

夫子天下に賢君なくして、其道行れざることを嘆じて、かくの玉へり、云意は、海外の地、中國の政令及ばざる所にゆきて、をらばやとなり、

從我者其由與、

由は、子路の名なり、子路の人となり、義に勇めるにによりて、夫子又の玉はく、かゝる時、よく我に従ひて、共にゆかん者は、誰かあらん、只それ由なるべしとなり、

子路聞之喜、

夫子海に浮ばんと玉ふは、世を嘆きての餘りに、詞をまうけて、かくの玉ふを、子路その旨をさとらず、實に夫子のかくせまく欲すと思ひて、其ひとり己にくみし玉へることを喜ぶ、

子曰、由也好勇過我、無所取材、

材は、裁と同じ、聖人世をすて玉ふ時なし、又桴は海をわたるべき者にあらず、然るを子路たゞ己と共にせんとの玉ふを、聞くまゝに悦ぶ、よりて夫子、汝の

勇このむことは、我よりもすぎたり、されども事の理にとりて、はかりみる所なしとの玉ふ、これ一つにはほめ、一つにはそしり玉へるやうに見ゆれど、實はみな子路の思量つまびらかならずして、義にかなはざる所あるを、戒め玉ふなり、

○孟武伯問子路仁乎、

子路はこれ仁者なるかととふ、

子曰不知也、

子路全く仁なきにはあらざれども、その仁に至ること、或は日に一たび至り、或は月に一たび至りて、有無さだめがたき故に、仁たることはいが、あらんも、知らざる所なりと、答へ玉ふ、

又問、

夫子の知り玉はざるること、あるまじく思ひて、かさねてとへるなり、

子曰由也千乘之國、

千乘は、大國なり、其義前に見えたり、

可使治其賦也、

賦は、軍兵を云、賦はもと田地にかけてとる役錢なり、古は田賦を以て兵を出しける故に、兵を賦と云なり、これを治むとは、大軍をすべつかさどりて、よくならはしつかふことを云、

不知其仁也、

子路は其才こそ、かくの如くにはあれ、其仁はこれを知らずなり、

求也何如、

これ亦武伯再求が仁をとへり、

子曰求也千室之邑、

家千軒はかりある大邑なり、

百乘之家、

郷大夫領地ありて、兵車百兩出すほどの大家なり、

可使爲之宰也、

宰とは、邑の奉行、家の執事をすべて云、其宰たるべきは、よく政ををさめ、事をとり立て、家をとまじめ、民をゆたかにするの類を云、

不知其仁也、

句義上に同じ、

赤也何如、

赤も孔子の弟子、姓は公西、名は赤、字は子華、これも其仁をとへり、

子曰赤也束帶立於朝可使與

賓客言也、

隣國より、諸侯の來朝するを賓と云、大夫の來聘するを客と云、赤が才、禮儀言語に、よくなれたるによりて、はれの賓客ある時に、束帶して朝廷に立て、其あひしらひを、せさしむべきぞ、

不知其仁也、

句義亦上に同じ、○それ兵財禮樂は、國の大政なり、三子みないまだ仁ならずといへども、其才をのこし、此事を任するにたれり、此章夫子の三子にゆるす所かくの如く、又先進の篇、諸子志を云章に、三子自用に施すべきことを見つべし、後世の人、經義にくはしく、記覽のひろく、文詞にとみたるのみは、實用の學にあらず、德行はなほ其外にあり、

○子謂子貢曰女與回也孰愈、

これ夫子二子の智の品を以て、子貢の自知る所をば、こゝろみとへるなり、

對曰賜也何敢望回、

子貢その天資學力、顔子に及ばざること、甚とをきこつとを云て、此下に其意をのぶ、

回也聞一以知十、

一は數の始、十は數の終なり、顔子の智は、明睿のて

らす所、始について、即その終までを見る、夫子そのわが言にをいて、悦びすと云ことなしとの玉ふを以て知ぬべし、

賜也聞一以知二

二は一に對する所なり、子貢の智はをしはかりて知る、只此によりて彼を識るかばりなり、夫子の往をつぐるに、しかも來を知るが如きはなり、されども二子の知る所はひろく云、只夫子にきくとのみにあらず、

子曰弗如也

汝の云如く、回にしかずとなり、これその云所をあたりとす、

吾與女弗如也

これ其自知る所明にして、回にしかずとすることをほめて、ゆるし玉ふ詞なり、○胡氏をもへらく、子貢つねに人を比方することを好む、夫子すでにそれ我はいとまあらずと云て、これを戒め玉ふ、然れども、その自わが分をしること、いかあると、顔子にたくら

べて、問ひこゝろみ玉ふに、答る所かくの如し、それ一を聞て十を知るは、上智の生れつき、生智につける者なり、一を聞て二を知るは、中人以上の生れつき、學で知るの才なり、子貢平日己を以て、顔子にたくらべて、そのくはだて及ぶべからざることを知る、この故にこれをたとふることかくの如し、夫子その自知ることの明にして、又自屈るには、からざるを以て、すでに其言を然りとして、又ふたゞび其云所の志をゆるせり、是のついに夫子の、玉ふ性と天道とを聞ことを得て、只一を聞て二を知るのみにをはらざりし故なりと、蓋し人自知るにくらければ、進まん所をしらず、自屈むには、かれば、進まんことを求めず、然るに子貢のこたへかくの如くなるを以て、その進む所あるべきをとりて、これをゆるし、只その云所を、あたれりとし玉ふのみに、あらざるなり、

宰予晝寢

晝寢たりとは、いぬべき時にあらずして、いねたることを云、

子曰朽木不可雕也

くちたれたる木には、物をえりつけらざるぞ、

糞土之牆不可朽也

糞土は、あくたづち、牆は、ついぢ、朽は、土をぬることなり、糞土にてつきたるかべは、其上をなでぬりて、平にせられぬなり、宰予が學力をこたりて、教をほどこすべき、もとのなきことをば、此兩事を以てたとへての玉へり、

於予與何誅

かゝるしわざの宰予にをいて、これをせむること、何かせんとぞ、是却てふかくせめ玉ふ詞なり、

子曰始吾於人也聽其言而信其行

夫子すでに宰予をせめて、又の玉はく、そのかみわれ人にをいて、その言語のよきを聞ては、その行實もかくあらんと、信せしとなり、一説に胡氏の云く、子曰の二字、疑らくは衍文ならん、然らずは、則一日の言にあらじと、

今吾於人也聽其言而觀其行

人の言行同じからざることある故に、今われ其言を聞てよけれども、又其行を見ざることをあたはずと、蓋し宰予よくものいへども、其行及ばざる故に、かくの玉へり、

於予與改是

言を聞て行を信じつるあやまりを、今宰予にをいて、これを改めたと、これ亦宰予を、いたくさとせるなり、○范氏の云く、君子の學にをける、たゞ日々を改々として、斃て後にやむ、たゞをそらくはその及ばざらんことを、宰予晝いねたり、自棄いづれかこれより甚しからん、かるが故に、夫子これを責む、胡氏をもへらく、宰予志を以て、氣をひきゆることあたはず、安然として倦たり、是寔安の氣かちて、儆戒の志をこたれるなり、古の聖賢も、をこたりすさむことを以てをそれとし、つゝしみはげむことやまずして、以て自つとめざるはなし、これ孔子ふかく宰予を責玉ふ故なり、されども言を聞て行を見ること、聖人の智、こ

れを待て後に、これを能するにあらず、只これによりて教を立て、諸弟子をさとして、各其言をつしんで、其行を敏くせしめ玉はんと、ためばかりなり、

○子曰、吾未見剛者、

剛者とは、剛はこはきぞ、其守る所堅く強くして、たはみかひまる所なき者を云、蓋剛者はよく道學の力をたすけ、風教のをとろへをつなぐ、これ最人の能しがたき所にして、貴とび重んずべき者なり、この故に夫子其いまだこれを見ざることをなげり、

或對曰、申枨、

申枨は、弟子の姓名なり、ある人夫子の語に對て云く、門下に申枨あり、是即剛者なるべしと、

子曰、枨也慾、焉得剛、

慾とは、私欲多きぞ、慾ある者は、必剛ならず、よりて夫子の玉はく、枨は慾あり、いかでか剛なることを得んと、○それ人の剛強なるは、天理純全なるが故なり、慾に品多けれど、一つもこれある時は、則理をさ

またぐる所ありて剛ならず、此故に剛なる者は、常に萬物の上に伸ぶ、慾ある者は、常に萬物の下に屈まる、たとへば氣血全くして、壯實なる者、外寒暑にかされず、内飲食にやぶられず、されど一つもひかる、所あれば、則氣血とひこほりて、必病を生ずるが如し、枨が人となり、審ならねども、をもふにそれ悻々といふりにして、人とあらしむ、勝ことを好む者ならん、よりて或人これを剛なりとすれども、是即亦人私の私欲にして、却て不剛の病根なることを、知らざるなり、

○子貢曰、我不欲人之加諸我也、吾亦欲無加諸人、

欲すとは、ねがふ意なり、加ふとは、ほどこす義なり、欲無とは、其すでに至れる所をば、自許す詞なり、子曰、賜也非爾所及也、人の我に加んことを、ねがはざる事をば、我も亦人に加んと、なからまくねがふは、是即仁者の事、しむつとむることをまたずして、をのづから然り、よりて夫

子、子貢の及ぶべき所にあらずとし玉へり、○程子の云く、我人の我に加へまく欲せざることを、吾も亦人に加ふことなからまく欲すと云は、仁なり、己にほどこしてねがはざることを、亦人にほどこすこと勿れと云は、恕なり、恕は則子貢よくこれをつとむることあらん、仁は則及ぶ所にあらずと、蓋し欲無と云は、自然になき者なり、勿れと云は、自いまして止むる詞、これ乃仁と恕との別なり、然れども其道は二すぢにあらず、恕によりて、即仁に至るべし、只生熟のとなるばかりなり、この故に、仁を求ること、恕よりもちかきはなし、學者のむねとして、つとむべき所なり、

○子貢曰、夫子之文章、可得而聞也、

文章は、威儀容貌、文字言語をすべて云、是皆外にあらはれて諸弟子たれども聞ことを得る所なり、聞とは、見るをかねて云、

夫子之言性與天道、不可得而

聞也、

性は、人のうけて生る、所の天理、天道は天理自然の本體なり、其等は、其旨深微なる故に、其人にあざればつけ玉はず、これをの玉ふことまれにして、學者の聞ことを得がたき所なり、然るに子貢始めてこれを聞ことを悦び、其理のむまきことを嘆美して、かくいへるなり、

○子路有聞、未之能行、

子路善言をき、て、すみやかに行はんとすれども、或は擬議いまだ成らざる所あり、或は時勢にさはることありて、いまだ行ひ及ほさざる所あればなり、

唯恐有聞、

前事をいまだ行ひはたさざる内に、もし又更に聞く所あらば、これを行ふ力たるまじきかと、たゞこれのみををそれて、前事をすみやかに行ふとなり、○范氏をもへらく、子路善を聞ては、必行ふに勇む、これをの勇を用ることのよき者なり、孔門弟子、みな及びがたきこととする故に、これをあらはせり、

○子貢問曰、孔文子何以謂之文也、

孔文子は、衛の大夫、孔氏名は圉、文子は、諡なり、其行迹に非義の事多し、然るに死して文と諡しけるを以て、子貢疑ひてとへり、

子曰、敏而好學、

敏とは、智のとこととを云、

不恥下問、

下問とは、己より下にある者に問ふことを云、

是以謂之文也、

凡そ敏なる者は學を好まず、位高き者は下問にはづ、然るに孔圉よくかくの如くなるを以て文と諡す、これ諡法に、學をつとめ問ふことを好むを文とすと云に、あへばなり、○按ずるに、これ夫子たゞ衛人そのかみ孔圉に諡せし時の議定の説を以て、つげ玉ふばかりなり、必しも其議を然りとし玉ふにはあらず、亦これ

聖人の心、人の惡云ことを、好まざるが故なるべし、

○子謂子產有君子之道四焉、

謂とは、評詞なり、子産は、鄭の大夫公孫僑、これ鄭の穆公の孫名は僑、子産は其字なり、君子の道四つ、其目下に見えたり、

其行己也恭、

行己とは、其身を行ふことを云、恭は、うやくしくへりくだるなり、

其事上也敬、

君親及び凡そ己が上にある人に事すること、つゝしみてをこたらず、これ亦己を行の恭の推す所なり、

其養民也惠、

惠は、みぐみなり、これを愛し、これを利すること云、子産政をとりて、民を養ふに、恩惠ふかゝりしなり、

其使民也義、

義とは都鄙貴賤の禮節、よろしきにかなひ、各その分を守りて、相をかすことなからしむるを云、これ亦民を養の惠を濟す所なり、○吳氏をもへらく、凡そ人の善をかぞへて、これを稱するは、其外の善は、なを議すべき所ある故に、その善にきはまりたる事のみを、あぐるなり、子産君子の道四つあるの類これなり、又人の惡をかぞへて責ることも、其外の惡は、なをなだむべき所あればなり、臧文仲不仁なる者三つ、不知なる者三つの類これなり、今の一人一言の是非を以て其人の一身ををほひ、一事の得失を以て、其人の一代ををほふは、皆ひがことなり、

○子曰、晏平仲善與人交、

晏平仲は、齊の大夫晏氏、名は嬰、平は諡、仲は字、即孔子の友なり、これその人と交る道のよきことをほめ玉ふ、

久而敬之、

是よく人と交るの實なり、敬は、心のつゝしみと、貌のうやまひを兼て云、凡そ人の交ること久しければ、

其敬をとろへやすし、然るに晏子よくかくの如くなるを以て、これを稱せり、一説に、これ夫子晏子が死後の評論なりと、

○子曰、臧文仲居蔡、

臧文仲は、魯の大夫臧孫氏、名は辰、文仲は、諡と字なり、蔡は、大龜の名、うらなひに用る所の寶なり、古の禮、諸侯は室つくりて、大龜ををさめをく、これを守龜と云、大夫は龜を寶とすることを得ず、然るに文仲此禮をひところふ、

山節藻稅、

節とは、俗に云ますがたなり、柱の上にあり、これに山えるとは、山の形をきざみて其かざりとするぞ、稅とは、梁の上にある、短柱の名なり、これに藻かくとは、藻は水草なり、これをゑがきて、かざりとするぞ、是みな天子の宗廟の飾なるを、文仲龜ををく室にほどこせること、其僭越いよく甚し、これ鬼神にへつらふ意深きによりて、これををかせり、

何如其知也、

時の人文仲を智ありと云によりて、これを以てそし
れり、蓋し人倫の義をつとむるを、先とせずして、
鬼神の幽遠なるにこびへつらひ、しかも其分にこえ
たることは、禱りても其福なきを知らずして、これ
をかせること、不智なるにあらずや、

○子張問曰、令尹子文三仕爲
令尹無喜色、

令尹とは、楚國の上卿として、政をとる官の名なり、
子文姓は鬬、名は穀於菟、子文は其字なり、子文楚に
仕へて、三たび令尹にあげられしかど、いまだかつて
喜べる色を見ず、

三已之無愠色、

三たび令尹の官をやめられし時も、亦いかりふつく
める色なし、

舊令尹之政、必以告新令尹、

上に云くなるのみならず、其交替の時には、わが舊令
尹たりし時の政令を以て、必新令尹につげ知らせけ

り、
何如、

かくの如くなるは、いかやうの人品ぞとへり、

子曰、忠矣、

子文黜陟のために、喜怒あらはれず、交替にのぞん
で、人我のへだてなきは、これ國のためにすることの
みを知て、身のためにすることを知らず、其忠たるこ
と盛なり、

曰、仁矣乎、

子張が心、始より子文を仁なりとして、問けれども、
夫子只その忠ばかりを、ゆるし玉ふによりて、直に本
意を以て再とへるなり、

曰、未知焉得仁、

いまだそれ何を以てか仁の名を得んことを、知らざ
るとなり、蓋し子文が行尋常の及びがたき所なりと
いへども、いまだ其心底、みな天理より出て、少しも

人欲の私なきことを、知らざればなり、

崔子弑齊君、

崔子は、齊の大夫崔氏、名は杼、齊君は、莊公、名は光、
崔杼亂ををこして、莊公を弑せり、

陳文子有馬十乘、棄而違之、

陳文子も齊の大夫陳氏、名は須無、馬十乗は、四十四、
車十兩をかくる所なり、古は馬乗の數を以て、國家の
富を稱せり、文子その力、崔杼が亂を討することあた
ふまじきを知る故に、十乗の富をすて、國を去りし
なり、

至於他邦、則曰猶吾大夫崔子

也、違之、

本國を去て、他國に至りても、其國亦亂れて、君臣の
分たざる故に、こゝもなを吾國の大夫崔子が如く
なりと云て又のがれ去る、

之一邦、則又曰猶吾大夫崔子

り、
何如、

かくの如くなるは、いかやうの人品ぞとへり、

子曰、忠矣、

子文黜陟のために、喜怒あらはれず、交替にのぞん
で、人我のへだてなきは、これ國のためにすることの
みを知て、身のためにすることを知らず、其忠たるこ
と盛なり、

曰、仁矣乎、

子張が心、始より子文を仁なりとして、問けれども、
夫子只その忠ばかりを、ゆるし玉ふによりて、直に本
意を以て再とへるなり、

曰、未知焉得仁、

いまだそれ何を以てか仁の名を得んことを、知らざ
るとなり、蓋し子文が行尋常の及びがたき所なりと
いへども、いまだ其心底、みな天理より出て、少しも

也、違之、

始ゆく所の他邦を去て又別に一國にゆきても、なを
亂逆はじめの如くなる故に、又これを去る、

何如、

句義上に同じ、

子曰、清矣、

其身をいさぎよくして、亂をのがるればなり、

曰、仁矣乎、

句義上に同じ、

曰、未知焉得仁、

句義亦上に同じ、蓋し文子がする所、いさぎよしとい
へども、その心果して義理の當然を見さだめて、脱然
として少しもかゝづらふことなき歟、そもく又利
害のためにやむことを得ずして、のがれ去り、心に在
いて、なほ悔ひ怨むことを、免れざる所あるか、これ
いまだ知られざる故に、只其清をゆるして、其仁をゆる

るさず、蓋し子張の云く仁矣乎とは、全體の仁を以て云、夫子の未_レ知焉得_レ仁とは其一事の仁をしもなをゆるし玉はざるなり、○朱子をもへらく、われかつて是を師にきけり、云く、理に當りて私心なきは、則仁なりと、今是を以て二子が事を見れば、其制行の高きこと、及ぶべからざるが如くなりといへども、いまだその必理にあたりて、眞に私心なき所を見得ず、子張いまだ仁の體段をしらずして、苟くも難きことするを、よろこべる故に、ついに其小きなる者を以て、其大いなる者を信ず、夫子の許し玉はざること、宜なるかな、此書をよむ者、こゝにをいて、更に上章の不知_レ其仁、後篇の仁則吾不知_レの語と、並に三仁夷齊の事を以て、これを合せ見ば、則かれこれ相きはめて、仁の義たること知ぬべし、又他書を以て考れば、二子がしわざ、理にあたらざること多し、然れば其人のいまだ仁ならざること、明に見つべし、

○季文子三思而後行、

季文子は、魯の大夫季孫、氏名は行父、文子凡そ一事を行はんとすれば三たび思慮をねりて、さて後にこ

れを行へり、

子聞_レ之曰、再斯可矣、

文子は夫子より先代の人なれば、聞とはつたへき、てなり、云意は、思慮再に至れば、すでにつまびらかなる故に、これにてよしとなり、蓋しはじめ其事の是非を、つらく思案して、其是を思ひ得る時は、これ一思なり、されどもいまだつくさざる所ありやと、かさねてこれを思案して、はじめにかはることなき時は、これ再思にして、其是いよくきはまれり、然るを又くりかへして、思案すること、三たびに及ぶ時は、私意をこりて、或は利害のたくらべにながれ、或は氣習の偏にひかるゝ故に、かへりて惑を生ずるなり、こゝを以て夫子これをそしれり、○文子事を慮ること詳悉なれば、つねにあやまちなかるべき者なれど、今その跡を考れば、利害のために、義を失へる所あり、これその私意をこりて、反てまどへるの驗なり、こゝを以て學者、理をきはむることは、細思熟玩にありといへども、事を行ふにのぞみては、敢決果斷して、はたしきだむることをたつとぶなり、

○子曰、甯武子、

衛の大夫、名は甯、

邦有道則知、邦無道則愚、其知可及也、其愚不可及也、

上二句は案なり、下二句は斷なり、これ武子その國難ある時に、愚なるが如く、よく其忠をいたせることを、ほめんとして、其智の及ぶべきことを、ならべあげて、其愚の及ぶべからざることあらはせり、有道無道は、只治亂を以て云、武子其國無事にして職務に智をはたらかす時、さして見つべきわざもなれば、其智はたれも及ぶべき所なり、君國を失ひ、流浪せられし時、智巧の士は、みな其難をのがれてせざることに、武子よくこれにたへて、其間にたちまはり、力をきはめ、謀をつくして、しかも其君をすくひ、其身をたもてり、是の愚の及ぶべからざる所なり、

○子在陳、曰、歸與、歸與、

夫子四方をめぐり玉へども、これを用る君なくして、其道をこなはれず、よりに陳より魯にかへらんとして、此嘆きをの玉へり、

吾黨之小子、狂簡、斐然成章、不知所以裁之、

是かへらんことを思へるの故なり、吾黨は、わが魯の郷黨、小子は、門人をさす、狂簡とは、狂はその志願高きにすぎたるの稱、簡はをろそかなり、其志す所大いなるによりて、事に簡略なるを云、斐然は、あやなせる貌、章は、即あやなり、その狂簡の器量を成就して、文段條理の見つべきを、斐然として、成章と云、裁はたつなり、不知所以裁之とは、みづから其大過の所を、たちふづくりて、これを正しくするすべを、知らずして居るとなり、蓋し夫子道を世に行ひて、時をすくはんとし玉へども、其志のとぐまじきを、見玉ふ故に魯にかへり、門人をえらびて、此道を後世につたへんとす、これにとりては、中道の士に、しくことなけれども、これも得がたきによりて、次には狂簡の士の知識才量、まにたりて、此道を任ずるにたれるを、裁

正し、これにつたへまほしく思ひて、かくの玉へり、
○狂者は志氣高遠にして道にすむべけれども、中
をすぎ正をうしなへる故に、異端にながれやすし、よ
りて夫子之を裁せまく欲す、狂に次げるは、狷なれ
ども、狷者は只一分の志を守りて、自是なりとする故
に、開きて勧めがたし、よりて只狂者をとれるなり、

○子曰、伯夷叔齊不念舊惡、怨
是用希、

伯夷叔齊は、孤竹の國の二公子なり、其みさは甚いさ
ぎよし、惡人の朝につかへず、惡人ともいはず、郷
人と立ならびて、其冠のゆがめるを見るにも、わが身
をけがさんとする如くにて、望望然としてのがれ去
る、この故にその度量せばくして、うけいる、所なし
と、いひつたふれど、さにあらず、蓋し其志操のいさ
ぎよきこと、かくの如くなりといへども、胸中もつば
ら道理のみにて、一點の私意なきによりて、その惡を
にくむこと甚しといへども、人これをあらたむれ
ば、舊の惡をわすれて、少しも念にかけず、こゝを以

て、其にくまるゝ人これを怨むことすくなし、すくな
しとは、ふかゝらぬなり、聖人にあらずは、たれか二
子の心を知ること、かくの如くならん、

○子曰、孰謂微生高直、

微生は姓、高は名、魯人なり、直は、すぐなり、高その
かみ直なりと云名あり、されども直ならざる所なる
故に、たれか直なりと云ぞとそしりて、其事を下にあ
ぐ、

或乞醯焉、乞諸其鄰而與之、

ある人來りて醋をこひけるに、をりふしなかりしか
ば、其鄰にこひうけて、これにあたへけり、それ直と
は、是を是とし、非を非とし、有るを有りとし、無きを
無しとするを云、高が此事、わづかなる、かりそめご
と、いへども、わが乞ふ所の人、その乞よしをしら
ず、わがあたふる所の人、そのあたふるよしをしら
ず、これ其意をまげて、直ならぬ所、甚大いなり、凡そ
一言を以て、人に名づくること、其人全體ことごとく
名にをいて、少しもたかふ所なき故なり、高が他の

事、みな直なりといふとも、只此一事の不直あれば、
これを直とは、名づけられぬなり、よりてかくの如く
評して、人に細行をつゝしむべきことを示せり、

○子曰、巧言令色足恭、

巧言令色の義、前篇に見えたり、足恭とは、恭をたす
なり、人を恭敬するほどよき所をば、我いまだ足らず
として、これにくはへて、すぐすことを云、

左丘明恥之、丘亦恥之、

左丘明はいにしへ世にきこえたる人なり、夫子わが
心に恥ることを、古人に比しての玉ふは、謙退の意な
り、竊に老彭に比すと云が如し、

匿怨而友其人、

我その人に、うらみあれども、をしかくして、これと
したしみ、まじはることを云、

左丘明恥之、丘亦恥之、

句義上に同じ、此二つのこと、皆その人に求る所ある

故に、外にいつはり、よろこびをとりて、わが思ふ所
に、をとしある、その心底を論ずれば、穿窬盜をする
よりもなほはづかしきことなる故に、これを以て學
者をいましめ、つねに省察して、其心を立ること、直
からしめんとなり、○凡そ論語を記しついでると、大
抵其類にしたがふ、蓋し上章の微生が如くなる心あ
らためずして、久しければ、かやうの甚はぢつべき不
直の事も、出来る故なり、

○顔淵季路侍、

季路は、子路なり、兄弟のついで、季なる故に、亦季路
と云、二子ある時、夫子のかたはらに侍立せり、

子曰、盍各言爾志、

なんぞはかりなく、各その志す所をいはざると、す
ゝめ玉ふなり、

子路曰、願車馬衣輕裘、與朋友共、敝之而無憾、

願くはとは、師に對して云謙詞なり、車馬は器用の重

き者なり、輕裘は、かろきかはごろも、衣服はかろきを以て貴しとす、云意は、われ車馬輕裘あらば、朋友と共に、これを用ひて、そなひやぶりはたすとも、心にうらむことなからんと、是の志高く、義にいさみて、よく人我の私を、かちのぞく者なり、

顏淵曰、願無伐善、無施勞、

善とは、わがよくする所を云、勞とは、わがなせる功なり、これをほいにすとは、わが功を、われと大いにもてなすことを云、一説に、施勞とよむ、勞は、勞役なり、勞は己にほどこして、欲せざるに故に、亦人にもほどこすと、なからんとなり、蓋し顏子の徳純粹なるによりて、その人我をほやけにする意をも、共にあとなくわすれんとするなり、子路はじめに人と共にすることを以て、其志をいひけるによりて、顏子も亦かくの如くにいへり、

子路曰、願聞子之志、

子路顏子の志す所、われより大いなるをきつて、思はず心ひやゝかになりければ、夫子の志す所は、いよいよ

よたちあがりたることならんと、思へるによりて、これをこひとへり、

子曰、老者安之、朋友信之、少者懷之、

これ亦人と共にすることについての玉へり、凡そ天下の人、老少同輩の三つにはなれず、安之信之懷之とは、各其人にをのすからかくの如くなるべき道理、あるにより、此理を以て、これに應じて、みな其所を得せしむ、是天地の造化萬物にあまねくして、心なきに同じ、一説に、安之信之懷之とよむ、これ三つの之の字を、夫子みづから其身をさしての玉へる詞とす、義亦相通ず、○程子の云く、夫子は仁を安んず、顏淵は仁にたがはず、子路は仁を求むと、蓋し此章三等の志、大小ありといへども、皆仁のことなり、子路の仁を求るは、これなを仁と我と二つなり、顏子の仁にたがはざるは、これ我が身仁に居て、つねに相はなれず、夫子の仁を安んずるは、心すなはち仁、仁すなはち心、安んじてこれを行ひ、ゆくとして仁にあらずと云ことなし、

○子曰、已矣乎、

此下に云所の人を、ついに見ずしてやまんかと、まづ嘆きををこしての玉へり、

吾未見能見其過而內自訟者也、

其過を見るときは、自わが過を知ることなり、自訟とは、口にはいはずして、心みづからせめとがむることを云、凡そ人過あれども、自これを知る者すくなし、過あることを知れども、内に自せむる者尤すくなし、もしよく内に自せむる時は、悔ひさとること深切にして、これを改ること必せり、夫子かやうの者を、ついに見ずしてやまんかとの玉ふは、學者をさとし玉ふ意ふかし、一説に、自訟るを、自うつたふとよむ、人と對決する如くに、自その過をせめて、少しもゆるさず、きはめつくして必たやすことを云と、此義學者の工夫に、尤剴切なり、

○子曰、十室之邑、必有忠信如

丘者焉、

十室の邑とは、家十軒ばかりある、ちいさき邑のことなり、云意は、小邑の人多からぬ中にも、必忠信の生れつき、われほどの者は、あるべしとなり、

不如丘之好學也、

忠信の人ありといふとも、わが學を好んで、いとほざるには、しくまじとなり、蓋し資質の美なる者は、なを得やすし、學を好て、道を聞くことは、いとがたし、資質よき人學ぶ時は、聖人にも至るべし、學びざる時は、郷人たることを免れず、よりて夫子これを以て、人に學つとむべきことを、すゝめ玉へるなり、

雍也第六

此篇第十四章以前は、大意前篇に同じく、人を評論することなり、

子曰、雍也可使南面、

南面とは、人君政をきつて、下を治る所、天地陰陽に

したがひて北にそむき、南にむかう故に、人君の位を南面と云、仲弓資質ゆたかにして、おもしく、ことすくなるによりて、人君の位に、をらしむべき者と、ほめ玉ふなり、

仲弓問子桑伯子

子桑伯子は、魯人なり、胡氏の云く、莊子がいへる桑戸と云者なるべしと、蓋老氏の流なり、仲弓夫子の已に南面をゆるせること、易簡の所にありと知る、時に子桑伯子と云者も、簡なる者たるを以て、これを擧て其意をとひうかふ、

子曰可也簡

可とは、わづかによくしていまだつくさざる所ある詞なり、簡は、ことむつかしくなき義なり、伯子を可なりとする所、簡易なる故に、此一字をそへて答玉ふ、

仲弓曰居敬而行簡以臨其民不亦可乎

仲弓夫子の可なりとの玉ふを、わづかによしとある義とはしらず、伯子簡なりといへども、其簡わが意にかなはざるを以て、此うたがひをあげてとへり、云意は、わが身まづ敬に居る時は、内に主宰ありて、自をさむること嚴なり、而して外には易簡を行ひて、其民にのぞまば、政むつかしからずしてをさまり、民うごきみだるるのうれへなからん、かくの如くなるは、これ可なるにあらずやと、これ仲弓ひそかにわが簡を以てとへり、

居簡而行簡無乃大簡乎

大簡は、はなはだ簡にして、簡にすぎたるなり、云意は、もしまづ自處するに簡を以てすれば、其内主宰なし、而して外又簡を行ふ時は、己ををさめ、人ををさむること、皆法度なし、政すたれて、民もてあそぶ、すなはちこれ大簡にてはなきかとぞ、これ伯子が簡にあて、いへり、家語に、伯子夫子あふ時に、衣冠せずして居けるを見て、人道を牛馬に同くすと、そしり玉ふことあり、かれが大簡、この類なり、

子曰雍之言然

仲弓夫子の可の字の義を、了せざれども、其簡を論ずる所、本意にかなへるを以て、其言を然りとゆるせるなり、

哀公問弟子孰爲好學

哀公夫子にとへり、弟子の中に、孰をか學好む者とするぞと、

孔子對曰有顔回者好學

これ顔子の死後に、其名を以て對玉ふ、

不遷怒不貳過

これ顔子學このむ所の見つべき驗なり、それ顔子は、資質明睿剛健にして、工夫精密謹敏なり、こゝを以て、或は人に對し、事に當りて、其怒るべきことを怒ることありといへども、其怒り他にうつることなし、これ克己の工夫きびしくして、心機つねにとこほらざる故なり、わづかに過つことあれば、必これを知らる、知れば必すみやかに改めて、ながく又をかすことなし、これ克己の工夫よくして、一たびかつ時は、

其根すなはちぬけたえて、二たびさすことなき故なり、學好むに、篤き驗、これにすぎたるはなし、よりにこれをあげての玉へり、

不幸短命死矣

不幸は、さいはひあらぬなり、まさに得べくして、失ふことを云、短命は、いのちみじかきぞ、人壽の長短は、生るゝ初に受る所の、天命にあるを以て、人のいのちを命と云、顔子三十二にして卒せり、これ其短命にして、不幸なる所なり、

今也則亡

今は弟子の中に學好む者なしと、曾子後に夫子の道統をつぐといへども、此時なをわか、りし故に、かくの玉へり、

未聞好學者也

世間にも亦學好む者あることを、いまだきかすと、皆これ顔子の死をしみ玉ふ意ふかくして、の玉へることかくの如し、

○子華使於齊

子華は、公西赤が字なり、ある時夫子のために、齊へ使にゆけり、

冉子爲其母請粟

粟は、米なり、冉求赤が家にある母を、めぐまんとために夫子に米をこひたり、

子曰與之釜

釜は、ますかすの名、六斗四升なり、今此方の八升にたらず、これほどあたへよとの玉ふ、

請益

冉求夫子のはからひを、少なしと思ひて、これを益んとこふ、

曰與之庾

庾は、十六斗、亦今の二斗にたらず、一説に、庾を二斗四升と云、然れば釜と共にしても、八斗八升なれば、

今の一斗に少しあまれり、

冉子與之粟五秉

五秉は、八十斛なり、今の十斛に少したらず、冉求庾にてもなを少しと思ひけれど、かさねて益をこひかたきによりて、わが米を五秉をくれり、

子曰赤之適齊也乘肥馬衣輕裘

此より下は、冉求か米多くあたへたることを、そしめる詞なり、こえたる馬に、車かけてのり、軽くして貴き裘をきたるは、皆その富たることをの玉へり、

吾聞之也

これその學び知る所をひく詞なり、

君子周急不繼富

急とは、貧にして、つまりたることを云、急は、不足、富は、有餘なり、君子の心をはやけなる故に、不足を補ひ、有餘をつがざること、親疎にかはらず、云意は、

赤が家富て、不足なきに、これをつぐこと、理にあらすとなり、

原思爲之宰

原思は、孔子の弟子、姓は原、名は憲、字は子思、夫子は魯の司寇たりし時、原憲その宰臣たり、

與之粟九百

九百は、宰臣の俸祿なり、その量かす分明ならず、

辭

原憲が人となり、清廉なる故に、此祿を辭したり、されども只その多きを辭して、全く辭するにはあらざるべし、

子曰毋

宰臣の常祿なれば、辭することなかれとなり、

以與爾鄰里鄉黨乎

五家をならべて鄰ト云、五郷を里として、二十里を黨

とし、萬二千五百家を郷とす、すべて其國里と云義なり、云意は、なんちの祿あまりあらば、これを以て、其國里の貧窮をめぐむべしと、隣郷は互に相すくふ道あればなり、○此章の兩段、一時の事にあらざれども、記者あはせしめて、辭受取子の義を明せり、朱子をもへらく、聖人義を以て事を制すること、謹嚴なりといへども、寬裕廉退の意、亦從容として其間に行はる、この故に、富るをつぐべからずといへども、冉有がこふ所をふせがず、益をこふ時は、又あたへさせ玉ふ、原憲が俸祿、辭すべからずといへども、義を以てこれを責め玉はず、されども其餘りを、たくはへをけとの玉はずして、人をめぐむの道をつげ玉ふ、此事學者にありて、いまだ時中の義に、くはしからずは、むしろあたふるとも、をしむことなるべし、むしろ廉なりとも、貧ることなるべし、然らば聖人の意を、失はざるにちからん、

○子謂仲弓曰

謂とは、評しての玉へるなり、蓋し仲弓の父賤くて行あしかりける故に、時の人、これを仲弓の不足としけ

るを以て、夫子論じて、これをほどき玉へり、

犁牛之子、騂且角、

犁牛とは、黄黒色のまじりたる牛、祭祀の牲には、ひたい口をとりて、まだらをきらふ、騂は、ひたあかの色、周には赤色を尙ひて、牲に騂牛を用ふ、角ありとは、其角全くしてかけず、正しくしてもとらざるを云、騂牛にして角あるは、これそのかみの犠牲のえらびに、相かなひたる牛なり、

雖欲勿用、山川其舍諸、

用とは、祭祀に牲をころして、そなふることを云、山川は、山川の神なり、云意は、犁牛のうみたる、こうじなりとも、祭祀の牲にあたらば、すなはちこれを用ふべし、人の心にきらひて、用ることなからんとおもふとも、神は必其祭をうけて、すて玉はじとなり、これを以て、人の親の悪、其子の善をすつることあたはず、仲弓が如きの賢は、をのづから世に用ひらるべきに、たとへての玉へるなり、○范氏の云く、管仲を父として舜あり、鯀を父として禹あり、古の聖賢、世類に係

らざることを尙し、子よく父の過を改め、悪を變して善とせば、則孝と謂ふべし、

○子曰、回也、其心三月不違仁、

三月は、四時の一時なり、只これ其間の久きことを云、三月の字になづむべからず、仁は、人心の全徳なり、不違仁とは、其心仁と一體になりて、相はなれざるなり、心たがはずと云時は、内外動靜、みなたがはずと知るべし、蓋し顔子の徳純粹にして、聖人にちかし、よりて其心つねに仁にたがはず、三月ほどの間には、一たびつまづきて、わづかにたがふことあれども、即時に仁にかへりて、又相たがはざるなり、三月つゞきて後は、一向にたがふと云にあらず、

其餘、則日月至焉而已矣、

其餘とは、顔子の外の諸弟子をさす、日月に至るとは、或は日に一度或は月に一度、仁の境界に至れども、其至る時さだまらず、又至れども即去りて、久く居ることあたはざるなり、○それ仁は、人心自然の徳にして、もと此心と一體なり、されども心に私欲生ず

れば、これにさへらる、が故に、仁と相はなれて、二つ

となる、人よく私欲に克つ時は、天理もつばらなる故に、心即仁、仁即心にして、つねに相はなれず、性は即心の理、仁は即性の綱なればなり、かくの如くなれば、即聖人の仁、渾然として、永く間斷なき者なり、顔子も三月にして違ふの地位一段をこゆれば、即亦聖人なり、張子の云く、始學の要、まさに三月違はざると、日月に至れると、内外賓主の辨を知べしと、蓋し三月違はざる者は、我すなはち主人にして、常にわが家にあるが如し、時ありて心外に出れども、外に安んぜずして、やがて又内にかへる、日月に至れる者は、われ賓にして、常に外にあるが如し、時ありて心内に安んぜずして、やがて又外に出るなり、されども賓はもとこれ主人なり、その外にある時多きを以て、これを賓と云ばかりなり、人よく敬して存養する時は、仁これわが安宅なることをさとり、心つねにこゝにありて、外に出去るの時なし、

○季康子問、仲由可使從政也與、

從政とは、政事に就きて、これをとりに行ふぞ、季氏夫子に問ふて云意は、仲由か才、大夫となして、政をとらしむべき者かとぞ、

子曰、由也果、

果は、果斷なり、事にのぞみて、其謀る所を、よくはたしきだむることを云、

於從政乎何有、

何有とは、難からぬ義なり、政に従ふにをいて、何の難いことかあらんとぞ、下二段の句義亦同し、

曰、賜也可使從政也與、

康子又子貢が才をとへり、

曰、賜也達、於從政乎何有、

達とは、事理に通達して、智のさとき事を云、

曰、求也可使從政也與、

求は、冉有なり、

曰、求也藝、於從政乎何有、

藝とは、才能多きことを云、○凡そ人ごとに、其長する所を取るは、人を用る大法なり、よくかくの如くすれば、三子のみにかぎらず、人皆用ふべきなり、

○季氏使閔子騫爲費宰、

閔子騫は、孔子の弟子、姓は閔、名は損字は子騫、費は、季氏が本領の邑、宰は、邑の奉行なり、季氏閔子が賢なるを以て、其邑宰とせんとす、

閔子騫曰、善爲我辭焉、

閔子季氏が無道にして、其君をなみすることをしてくみて、これにつかまく欲せず、よりに其使者に對して云く、わがために此事をば、よきやうに辭退しくれよと云ぞ、

如有復我者、

もしわれを二たびめすことあらばなり、

則吾必在汶上矣、

汶は、川の名、魯の北齊の南のさいめにあり、云意は、もし二たびめすことあらば、われ必汶のほとりに出て、ついに齊に入らんと、本國をたちのきて、必つかへまじきの意を示すなり、○それ亂邦に居り、惡人にあふこと、聖人は害なし、其外の人剛なれば必わざはひをとる、柔なれば必辱しめらる、子路衛輒が難に死し、冉求季氏が富に附益するの類これなり、然る時は、閔子の處置、それ賢なるかな、

○伯牛有疾、

伯牛は、孔子の弟子、姓は冉、名は耕、伯牛は其字なり、此疾を舊説に癩なりと云、

子問之、

夫子伯牛のもとにゆきて、病勢をとひ玉ふ、

自牖執其手、

古人の室、南に牖あり、病者は北の方にふせれども、君もし病をとひ玉へば、床を南牖のもとにうつして、君の南面して、病者にのぞみ玉ふやうにするぞ、時に伯

牛が家人、此禮を以て、夫子をたつとぶ、夫子これにあたらずして、室に入らず、只牖より手をさし入れ、伯牛がふしたる手をとりにて、永きわかれをし玉ふなり、舊説には、伯牛あしき病ゆへ、人にあふことをいむによりて、牖より手をとりに玉ふといへり、

曰、亡之、

舊説に、此より以下を、伯牛かそばにて、の玉へることなりといへども、うたがはし、これ夫子すてにしりぞきて、の玉へることなるべし、亡之とは、その病勢のせまりたることをの玉へり、

命矣夫、

天命なれば、せんかたなきことと、なげき玉へる詞なり、語意下の文にひきつゞけり、

斯人也而有斯疾也、斯人也而有斯疾也、

有斯疾也、

かゝる人にして、かゝる疾のあること、命なるかなと

なり、蓋し其あるまじきことある故に、これを天命に歸す、これ伯牛の疾をつゝしますして、自致せるにあらざることを明けし、再これを玉ふは、ふかくいたみてなり、○伯牛の德行、顔子閔子につげり、この故に、夫子其死をいたくをしみ玉へり、

○子曰賢哉回也、

顔子の德行を、ほめなげきての玉へり、

一簞食、一瓢飲、在陋巷、

簞は、竹にてあみたる器、食は、飯なり、瓢は、ひさごを二つにわりたる器、飲は、のみものなり、陋巷はせばき小路なり、顔子陋巷に居り、一簞一瓢の飲食にて、朝夕を送れり、是そ其貧なることをの玉ふ、

人不堪其憂、

世上の人は、かゝる貧苦の憂に、皆たへかぬるぞ、

回也不改其樂、

樂みは、憂に對して云、人貧苦あれば、樂むべきこと

あれども、これを樂ばず、顔子の貧、かくの如くなれども、これに處ること泰然として、其樂む所を、少しもこれがためにあらためず、此二句只顔子の賢なることの、一端をあげての玉ふ、

賢哉回也、

再の玉ひて、ふかくこれを嘆美す、○周子かつて程子をして、仲尼顔子の樂み、其樂む所何事ぞと云ことを、たづねしむ、朱子おもへらく、學者よく博文約禮のをしへをつとめて、其才をつくせる時に、これを得ることあらんと、按ずるに、今の人その憂とすることによりて思ひみば、ほゞうかゞひ知ることもあるべきなり、

○冉求曰、非不説子之道、力不足也、

冉求夫子につげて云く、子の道をよろこびしたひて、得まほしく思はざるにはあらず、されども精力たらずして、及ばれざるとなり、

子曰、力不足者、中道而廢、

中道は、道のなかばなり、云意は、力のたらざると云者は、進まんとすれども、これにたへず、中途にして、其事をすつとなり、

今女畫、

畫るとは、地にすぢひきて、かぎりをする事なり、云意は、今なんぢは、力たらざるにはあらざれども、つとめてすゝむことをせず、自ゆくさきをかぎりて、すゝまざるなりと、○胡氏おもへらく、夫子顔回が其樂を改めざることを稱す、冉求これを聞き、よりてこの言あり、然れども、夫子の道をよろこぶに、誠あること、口に芻豢の味を、よろこぶが如くならば、必其力をつくして、これを求めん、なんぞ力たらざることあらん、かぎりてすゝまざれば、日々にしりぞくのみ、これ冉求が、藝にてをばれるの故なり、

○子謂子夏曰、女爲君子儒、

儒は學者の稱なり、君子の學は、道のためにす、己れ

ををさめ、人ををさむるの外なし、これを君子儒と云、

無爲小人儒、

凡そ利のためにし、名のためにし、外にしたがひ、未をつとむるは、皆小人の事なり、人もし學をしながら、少しもこれらの心あれば、是小人儒なり、○子夏の人となり、謹嚴細密にして、小々の事にかゝはり、心を用ること委曲にして、人情にあひ、時俗にかなはんとする弊ありて、小人の趣に近き處あり、この故にこれを以て戒め玉へる歟、

○子游爲武城宰、

武城は、魯の邑の名、宰は、邑の奉行なり、子遊魯に仕へて、武城の邑宰となれり、

子曰、女得人焉爾乎、

人とは、才徳ある者をさす、凡そ政をするには、よき人をえらび用ることを先とす、よりて夫子人を得たりやと問ひ玉ふ、されど必しもこれをあげて、下官と

するのみにあらず、只よき人と往來して、互に事をとひはかるも、亦これ人を得るなり、

曰、有澹臺滅明者、

澹臺は姓、滅明は名、字は子羽、武城の人なり、後に孔門の弟子となる、

行不由徑、

徑とは、路のほそくして、ちかき者なり、滅明つひに大道をゆきて、徑よりゆかず、此事によりて、其うごくこと、必理の正きにしたがひて、小利を目にかけ、速功を求る意なき事を知べし、

非公事未嘗至於偃之室也、

公事とは、郷飲酒禮、郷射禮、又は郷人をあつめて、法令をよみきかするの類、凡そ公儀にかゝりたることを云、偃とは、子游みづから名いへるなり、滅明公用にあらざれば、邑宰の所へいでりして、こびへつらふのことなし、此事によりて、其よく守る所ありて、已をまげ、人にしたがふの私なきことを見つべし、○

楊氏おもへらく、後世の人、もしいつも大路をゆきて、徑よりせざる者あらば、必事情にかなはずといはん、公事にあらざれば、邑宰の所へゆかざる者あらば、必禮奉にをろそかなりといはん、孔氏の徒にあらずは、たれか滅明か公方なるをよみんして、これをとることあらんや、朱子おもへらく、身をたもつに滅明を以て法とする時は、事をいやしくもするのはちなし、人を取るに子遊を以て法とする時は、へつらひにかたぶくのまどひなし、

○子曰、孟之反不伐、

孟は姓、之反は字、其名を側と云、魯の太夫なり、不伐とは、わが功にほこらざるぞ、

奔而殿、

奔とは、にぐるなり、殿は、しつばらひなり、敗軍の時、あとにひかへて、をひくる敵を、ふせぎとひむるを殿と云、軍法にをいて、功とすることなり、魯の哀公十一年齊人郊にた、かひける時に、右師がたまけて、にげ反る、此時之反殿して、齊人をふせぎしりぞく、

將入門、策其馬、曰、非敢後也、馬不進也、

後たるとは、即軍の後にありて敵をはらふことなり、之反魯の國門に入らんとする時に、魯人いでむかへて、軍功を我に歸せんとするを見て、こなたよりまづ此詞をかけて、其功をほへるなり、すなはち其乘車の馬に、鞭をあて、云く、我あへて殿せんとはあらざりしが、馬すまざるによりて、せんかたなくあとにさがりたるとなり、一説に、今軍やぶれて、君うれへ、臣はづかしめらるゝ時に、我又なんぞこの一功に居らんやと、忠厚の心より、かくいへりとぞ、○謝氏おもへらく、それ人よく人に上たらまく欲することなき心を、とりまぼりて、わすれざる時は、人欲日々にさるゝ天理日々に明にして、凡そ己をほこり、人をかろしむること、皆いふにたる者なしと、されど之反が功にはこらざるを、善行なりとして、夫子これをとりに玉ふといへども、其實は老氏の道を、たつとびてのことと見えたり、老氏の謙遜は、意ありてこれを行ひ、身やすく久しからん、謀のためには、聖人の道

斯道也、

は、天下にをほふべき、大功ありといへども、我がなすべき職分とする故に、をのづから人にほこらず、少しもためにする意なし、其心を用る公私の辨、よくあきらむべきことにこそ、

○子曰、不有祝鮀佞、

祝は、宗廟の官、鮀は、其名にて、字を子魚と云、時に衛の大夫たり、佞は、口才なり、

而有宋朝之美、

宋朝は、宋國の公子、美男なり、

難乎免於今之世矣、

そのかみ風俗くだりて、人みな諛をこのみ、色をよろこび、忠正の人世に身をいれがたし、よりの玉はく、祝鮀が口才ありて、又宋朝が美色ある者にあらずば、今の世に居て、人にいみにくまるゝことを、のがれがたからんと、是世のをとるへを、ふかくいたみての、なげきなり、

○子曰、誰能出不由戶、何莫由也、

それ道は、人の身の、必よりしたがはずして、かなはざる所なり、又よりがたきことあるにあらず、この故に、人のいで入り、必戸によることを借りての玉はく、たれ人か、よく戸によらずして、出入する者あらん、然るになんぞ此道によることなきと、これ道人に遠からねども、人みづからそむき去ることを、あやしみて、これをなげゝるなり、

○子曰、質勝文則野、

質は、すなほにして、かざりなき義なり、文は、禮儀のあやあるを云、それ人の言行、質朴なる所多くして、禮儀の文にかけたる、鄙俗粗略にして、野人の風なり、

文勝質則史、

史は、文書をつかさどる者なり、事を知り、禮にならひて、誠實たらざる所あり、この故に、文その質にかちたるを、書史の風とす、

文質彬彬、然後君子

彬々は、文采のはへあひたる貌なり、君子たる人は、文質かねそなはりて、よきほどに相かなへり、よりにて文質彬々たることを得て後に、君子とは稱するなり、もしその一偏にかたをちなるは、すなはち野人書史の風なれば、學者有餘をとし不足を補ひて、各々が偏なる所を正すべし、其徳成るに至る時は、文質をのづから彬々たり、○楊氏おもへらく、文と質と、相あつからずといへども、質の文にちたるは、なほ甘きがあへしほをうけ、白きがいろへをうくるが如し、もし文かちて、質をけす時は、其本すでにほろびぬ、文采ありても、ほどこさん所なし、然れば其史ならんよりは、むしろ野ならんと、蓋し本を先にし、未を後にするは、まことに聖人の本意なり、然ればこの文質彬々との玉ふも、二つの者必相半すと云にはあらざることと知べし、

子曰、人之生也直

それ人の身は、天地生物の道理を、うけ來れる故に、

その生るゝ所の理、きはめて正直なり、
罔之生也幸而免、

罔とは、人心術言行邪曲にして、其生の理の直きを、しゐをさへて、のびたゞせざる義なり、人身今日生るは、すなはち初生の理の相續するを、たもち得たるばかりにて、二つのとにあらず、この故にその生理をしゐる者は、人品の善惡を論するまでもなく、すなはち壽命をそこなひて、必死すべき所の者なるに、なほいけりてあるとは、これ幸にして、死をまぬかれたる者なりと、人の不直を、いたくさとし玉へる詞なり、○按ずるに、樹木の生ずるも、其本性は皆直なり、然るを作り木する者、さまざまにねぢたはむるは、即生理をしゐて、枯るべき道理なる故に、これによりてかゝるゝもあり、もしかれずしてあれども、材木とならざる者なれば、木にてはありながら、木の用は全くほろびたり、人の性もこれにことならず、戒むべし、

子曰、知之者、不如好之者

知之者は、只此道あることを知るのみなり、好之者は、

知ることふかくして、すきこのみ、これを求めること切なり、されどもいまだ己に得ざるなり、

好之者、不如樂之者

樂之者は、はじめ得る所ありて、心理と共にとけあひ、ゆく所として、さばることなき故に、ひとり樂みて、憂をわするゝなり、此はこれ人の資質學力の、高下あることを論じて、學者をすゝめ玉ふ意詞の外にあり、○張敬夫の云く、これを五穀にたとふ、知る者は、その食すべきことを知る者なり、好む者は、食してこれを嗜む者なり、樂む者は、これをたしみて飽く者なり、知て好むことあたはざるは、則是知ることのいまだ至らざるなり、これを好ていまた樂むに及ばざるは、則是好むこといまだ至らざるなり、これ古の學者、みづからつとめて、やまざるゆるゑんの者歟、

子曰、中人以上、可以語上也

大抵人の天性學力を、上中下三等にわけて、中等よりかんつかたの人には、向上の道理を以て、つげ示さるゝとぞ、凡そ性命の微なる所、神化の妙なる所の類、

みなこれを上と云、

中人以下、不可以語上也

舊説に、二たび中人をあぐるは、その上なるべく、下なるべきを以てなりと、然れば中人に、上つぐべきあり、又上つぐべからざるありとす、今按ずるに、上の句は、中人も上つぐべき内にあることを云、此中人以下は、只中人の下にある、下等の人をさし云に似たり、此章云意は、人を教る者、其人の高下にしたがひて、つげみちびく時は、其言いやすくして、しなをこゆるの、つゑななしとぞ、○張敬夫おもへらく、聖人の道、其理に精粗の二致なしといへとも、教をほどこすには、必其人の才質による、もし中人以下の質にあはて、はなはだ高きことをつぐれば、たゞきゝ入ることなきのみにあらずして、みだりにしなをこえて、身に切ならざるのつゑあり、それながく下等なをへなんとす、この故に、其及ぶべき所について、これをつく、是すなはち學者をして、たしかに問ひ、近く思ひて、漸く高遠の地に、すゝましめんがためなり、

○樊遲問知

智者のことをとへり、

子曰務民之義

民は、只人なり、義は、當然の理なり、智者は只人道の當然なることのみを、つとめ行ひて、他をかへりみる念なし、

敬鬼神而遠之

遠るとは、鬼神をたつとびて、なれけがさることを云、即亦敬する中となり、鬼神の理は、幽微にしてはかり難し、されども智者は其の意誠なれば、をのづから鬼神のとがめなきことを、明らむる故に、只遠きを追ひ、功に報る祭を、つしめるのみにして、此外に福をもとめ、禍をはらふ、わざなどをして、これをなれけかす惑なし、

可謂知矣

上に云如くなるは、智者といはれたる者ぞとなり、

問仁

樊遲又仁者のことをとふ、

曰仁者先難而後獲

仁者は事の當然と見る所は、いかほどしがたきことをもこれを先として、勞苦をばからず、いさみ行ひ、行ひなせる、功の得る所をば後にして、少しもはかりみる意なし、

可謂仁矣

句義知に同じ、それ仁智の行、一端にかぎらず、此はこれ樊遲が不足なる所について、つけ玉ふなるべし、○凡そ禍福を以て、是非をみだらざるは、これ智者のまどはざるなり、功利を以て、學問にまじへざるは、仁者の欲なきなり、又按するに、義を務る者は、必鬼神を敬して、これに遠る、鬼神に惑へる者は、必義を行ふに、をろそかなり、難きを先ずる者は、必効を計るに暇なし、効を得まじきかの疑ある者は、必しがたきことをはかる、大抵二つの者、常に相よりてあ

り、朱子おもへらく、これ夫子智仁のことにつきて、只一すぢの大道を以て、人にさし示し玉ふ、されど人却て此道によらず、わづかによる時は、すなはち又これを以て、福をもとめ、効をはかる意あり、皆是一偏にをちいる、人よく常に此理を以て省察すれば、常に其心正きことを得るなり、

○子曰知者樂水

此章知者仁者の模様を、三段にとき玉ふ、智仁は内に得たる徳なり、其餘はみな智仁の外にあらはる、所を、さまざまに形容して、ときつくされぬ意あり、樂ふとは、このみてねがふなり、それ智者は事理に通達して、といこほる所なし、水の周流するに似たることあるによりて、これをこのむなり、

仁者樂山

仁者はをのづから義理に安んずる故に、厚重にして、かれこれへ、うつりつかず、山の安鎮に似たることあるによりて、これをこのむなり、

知者動

智者の體段、すべて活動してむすほれず、

仁者靜

仁者の體段すべて安靜にして常なり、

知者樂

智者動いてむすほれざる故に、常に歡樂す、

仁者壽

仁者靜にして常ある故に、よく壽考なり、○此三段主とする所、動く靜なるとの體段にあり、その水を樂ひ山を樂ふの情も、これによりて生し、樂むと壽き効もこれによりて致せり、程子の云く、智仁に體することの深き者にあらずは、かくの如くに形容することあたはじ、

○子曰齊一變至於魯

これそのかみ齊魯の政、共にをとろへたることを歎して、又其間に優劣あることを論じ玉ふ、此時齊の俗、覇者のならはしなをのこりて、功利を急とし、大

言欺詐をこのむ、これを正して一變せば、やうやく今の魯ほどになるべきぞ、

魯一變至於道

道は、先王の道なり、魯は禮教ををもんじて、先王の風なをのこれり、只賢君たえて、政すたれり、もしこれををこして一變せば、すなはち先王の道に、かへすべきぞ、○程子おもへらく、夫子の時、齊つよく魯よはし、たれか齊を魯にまされりとおもはざらん、然れども魯はなを太祖周公の法を存す、齊は桓公の霸たりしより、簡にしたがひ、功をたつとぶばかりにて、太公のとりたてられし政、みなかはりはてたり、この故に、一變して只魯に至るべし、魯はその廢墜を、をさめあぐるのみにて、一變せば、則先王の道に至るべきなり、

子曰觚不觚

此章古器の其制を失へることを歎けり、觚は、器の名、觚とは、かどなり、此器かどあるによりて其名とす、或人の云く、古のさかづきなり、今の人用ひて花

瓶とす、腰にひれある銅器なり、或人の云く、木簡なり、木を六角にけづり、吏人これを執て、事をかきしる者なり、夫子の時、觚がどつくらざる故に、觚不

觚哉觚哉

云意は、觚にしてかどなければ、名にをはずして、觚たることを得ずとなり、○程子の云く、觚にして、其形制を失へば、觚にあらず、二器をあげて、天下の物皆然らずと云ことなし、かるが故に、君としてその君たる道を失へば、則君たらずとす、臣としてその臣たる職を失へば、則虚位たり、范氏の云く、人として仁あらざれば、則人にあらず、國として治らざれば、則國ならず、

宰我问曰仁者雖告之曰井有仁焉其從之也

有仁の仁の字を、人の字となして見るべし、宰我道を信ずると篤からざる故に、仁者の人を愛するにすぎて、害にをらいらんことをうれへとす、よりにて此問を

まうけて云く、仁者につぐる者ありて、井にをちたる人ありといふとも、すなはち井の人にしたがひ、入てこれを救はんかと、

子曰何爲其然也

云意は、仁者まことに人を救ふに切にして、其身を私にせずといへども、なんすれぞかくの如くに愚ならんやと、

君子可逝也

君子は、即仁者なり、君子をば、すなはち其所にゆきて、これを救はんはかりことを、せしむべし、

不可陷也

共に井に入ては、其人を救ふべき、道なきによりて、井にはをとし入れられぬぞ、

可欺也

實なきことにて、理のある所を以てせば、欺かるべし、

不可罔也

理のなき所を以て、しむくらすことは、せられまじきとぞ、此二句は、上の井に従ふことについて、ひろくの玉へるなり、

子曰君子博學於文

此君子は、學者の稱なり、文とは、詩書六藝の文、凡そ前言往行と、事理の當然なる者と、皆これなり、君子學んで知を致すには、天下古今の文を以て、ひろく考へずと云ことなし、

約之以禮

約にすとは、とりしめて、内にむかふ意あり、之とは、即まなぶ所の文をさす、禮は、道理に執り守るべき所ある、節文を云、君子はすでに學びたる所を、ひきついで、其見る所守る所、みな簡要にして變せず、動くに必禮を以てするなり、

亦可以弗畔矣夫

上に云如くに、工夫を用ひば、道にそむくこと、ある

まじきとぞ、これ孔門教をまうくるの常法、萬世につ
たへて、易べからざる者なり、○朱子の云く、博文は、
事にこころむるゆへんなり、約禮は、身に體するゆへ
んなり、かくの如くに功を用れば、則博き者は、中を
擇んで、これに居ること、偏ならざるべし、約なる
者は、物に應じて、動くを皆則あるべし、かくの如く
なる時は、則内外ともよく相たすけて、博は汎濫して
歸くことなきに至らず、約は流蕩して中を失ふに至
らず、

○子見南子

南子は、衛靈公の夫人なり、淫行あり、夫子衛に至れ
る時に、南子あはんと請ふ、古は其國に仕る者、其夫
人にまみゆるの禮あり、南子これを以て詞とす、夫子
辭謝すれども、やむことを得ずして、これにあふ、夫
人帷中にあり、夫子門に入て、北面稽首す、夫人帷中
にて答拜す、史記にのする所かくの如し、

子路不説

子路夫子の淫亂の人にあへるを以て、辱めとする

す、此道を身に體すれば、徳と云、其徳たること、至善
にして、上なき故に、至れりと云なり、

民鮮久矣

世をとろへてより、民に此徳ある者すくなきこと、今
に至るまで、すでに久しと、これ慨嘆の意なり、

○子貢曰、如有博施於民、而能

濟衆何如、可謂仁乎、

子貢問をまうけて云く、もし今ひろくめぐみを民に
ほどこし、これを以てよくすくふ所の者をほきこと
あらば、これをいかなる徳とかいはん、すなはち仁者
といはるべけんやと、仁者と云には、これにてもなを
不足なりとする意あり、

子曰、何事於仁

云意は、その問ふ所の如くならば、何ぞさらに仁と云
ことをしも事とせん、仁者といひても、なを餘あり
とぞ、

故に、これを悦びず、

夫子矢之曰、予所否者、天厭之、
天厭之、

否者とは、禮に合はず、道に由らざるを云、云意は、
今わがすることにすまじきことあらば、天わが身を
すてたつべしとなり、蓋聖人は、道大いなる故に、い
れずと云所なく、徳全き故に、物にうつされず、より
て悪人にあふこと、聖人にありては、權にしたがはん
も可なり、これ子路の及べき所にあらず、その悦びざ
るは宜なり、且子路意氣あらく、見る所せばくして、
委曲の説、入りがたきによりて、夫子これがために、
かさねちかへること、かくの如し、しばらく此誓言
を信じ、深く思ひて、其理を明かさしめんとなり、

○子曰、中庸之爲徳也、其至矣
乎、

中は、過不及なきの稱、庸は、平常なり、凡そ中正にし
て、過不及なき道は、平常にして、いつまでもかはら

必也聖乎

これ必聖人にして後に、これを能せんかと、蓋し仁は
道理を以て云、心徳渾全にして、天理周流するなり、
されど其徳に高下あり、全く體してやまざるは、聖人
の仁なり、又只一時心徳の全きをも、仁と稱すること
を得たり、聖は地位を以て云、其徳必極處に至れるの
名なり、

堯舜其猶病諸

上に云所、聖人にして能すへしといへとも、堯舜の聖
を以て、天子の位に居り、下には臣良く俗美しうし
て、至治の運にあたり、徳業その盛なることをきはめ
たりといへとも、かやうの所までは、なを其御心にあ
らずとして、これをやみ玉ふとぞ、かくの如くに事功
の上について、仁を求むれば、いよく得かたうして
いよく相たがうなり、

夫仁者己欲立而立人

立とは、内其志をたて、外其身を安すること云、仁

者は心をほやけにして、人我のへだてなし、己が立こと、わが欲する所なれば、人のたゞざるをも、たすけてこれを立ること、わがためにすると同きなり、

己欲達而達人

達すとは、内に思ふ所、得ずと云ことなく、外に行ふ所、とげずと云ことなきを云、句義上に同じ、此二句の義を以て、仁道を觀れば、わが心の天理周流して、至らすと云所なく、偏からずと云所なきことを見る、仁の體段をかたどること、これより切なるはなし、

能近取譬、可謂仁之方也已

方は、術なり、上文をうけて云、仁の體かくの如くなる故に、今仁を求めんとすれば、よく近くわが身にとりて、己が欲する所を以て、これを他人にたとへて、人の欲する所も、亦かくの如くなることを知て、然して後に、己が欲する所を推て、以て人に及ぼすべし、則これ恕のことにして、仁を求るの術なり、こゝにをいてこれを勉めは、その人欲の私にかち、その天理の公なるを全うして、仁に至ることを得べしとなり、

信而好古

述て作らざるは、即これ古代の道を信じて、篤く好むこととなり、これ只上の句の意を、いひ足せるばかりなり、

竊比於我老彭

竊に比すとは、これを尊ぶ詞、我とは、これを親む詞、老彭は、商の賢大夫なり、これ古を信じて、傳述しけると見えたり、蓋し制作は、聖人にあらざればあたはず、傳述は、賢者も及ぶべし、然るに夫子たゞ作者の聖に、あたり玉はざるのみにあらず、傳述の賢にも、あらはにをしなければずして、ひそかに比すとの玉ふ、徳いよく盛にして、心いよくひきく、みづから其詞の謙れるとを、をばえずしての玉へるなり、○凡そ夫子以前の聖人の作、各其時によりて、其宜き所を制す、夫子は群聖のあとを、あつめ考へ、ことごとく其中正をさだめて、法を萬世にたれ玉ふ、其事は述ぶといへども、其功は作るよりもまされり、これ又知らずんばあるべからず、

子貢仁に志ありといへども、事功についてこれを求めて、高遠の地にはず、夫子その己に反り、自求めて、實に其効を得せしむるを欲するによりて、これに示し玉ふことかくの如し、それ仁を求ること、恕をつとむるよりも近きはなし、かく博く施て、よく濟こと衆きも、亦これによりて進むべきなり、

述而第七

此篇多くは、聖人己を謙りて、人を誨るの詞、又は其容貌行事の實をしるす、

子曰述而不作

述るとは、もとよりある制作を、のべしるして、後世につたふることを云、作るとは、はじめて新に制作すること云、夫子より以前、歴代の聖人出て、詩書禮樂等の制作、ほゞそなはれり、夫子詩書を刪り、禮樂を定め、周易を賛じ、春秋を修むるの類、みな舊章をつたへて、制作し玉ふ所なき故に、自かくの如くの玉へり、

子曰默而識之

識すとは、をぼゆる也、己が得る所を、もだしていひ出さず、只心中に存して、常にわすれず、拳々として、これを守るとなり、一説には、黙してしるとよむ、口にて問辨することをまたず、心にさとりて、疑なきことを云、

學而不厭

學を好んであかず、

誨人不倦

人ををしふることにつかれず、

何有於我哉

上のあまたのこと、何か我が身にあるぞ、一つもなしとなり、此等のこと、すでに聖人の至極にあらず、然るをなをあへて自これにあたらす、謙りて又謙れるの詞なり、○朱子おもへらく、此章疑らくは時の人此三つを以て、夫子をほめたるによりて、此詞を以て、

これに答へ玉へるならん、然るに記者時人の詞を失へる故に、只夫子の自言となして記せり、又聖人此等の語、みなこれ自くだりて、人を教ふるなり、蓋し聖人の見る所、はなはだひろき故に、自かへりみて、なをいまだあきたらざる處あり、よりにて其言つねにかくの如し、全く事實なきことを、人を教へんためにとて、詞をまうけて、これをの玉ふにあらず、

○子曰、徳之不脩、

徳を修むるとは、わが心の私欲をのぞき、天理を存して、全くすることとなり、徳は必修めて後に成る、これ夫子自其徳を、いまだ修成せざることをの玉ふ、

學之不講、

學を講ずるとは、考究辨論して、其理を明にすることなり、學は必講じて後に明なり、これ亦夫子自其學を、いまだ講明せざることをの玉ふ、

聞義不能徙、

義を聞て徙るとは、わが見る所より、少しもまさりた

其形貌ののびやかなるを云、

夭夭如也、

其容色のよろこばしきを云、これ弟子、夫子燕居の容貌をかたどりて、其妙をつくせる者なり、○凡そ人燕居の時は、大槩みな怠惰放肆なり、又意をつけて嚴肅なるも、燕居の體にあらず、只聖人のみ、をのづから此氣象あり、これその人にことなる所なり、

○子曰、甚矣吾衰也、

これ自その老衰の甚きことを、嘆き玉へるなり、

久矣吾不復夢見周公、

夫子盛年の時、周公の道を行ひ、天下の人を濟はまく欲す、よりにてをりく、夢に周公と相見することを、見玉ふ、年老て後、其道を行ふこと、あたふまじきが故に、心にまた此事を思はず、よりにて又此夢もなし、此夢なきこと、今すでに久きによりて、わが衰への甚きことを、自知り玉ふなり、

る義をきけば、即己をすて、これに従ふなり、此より下二句の意も、上二句に同じ、

不善不能改、

不善を改るとは、われに不善のあることを知れば、則すみやかにこれを改めて、少しもなやむことなきを云、

是吾憂也、

此四つのことを、われいまだ能せず、これわが常に憂とする所なりと、○此章四つの事、徳を修るを以て本とす、學を講ずるも、徳を修めんがためなり、義に徙り、不善を改るは、徳を修る中の、緊要のことなり、すべて皆日々新にするの簡要たり、もしいまだ能せざれば、聖人だもなをこれを憂ふ、况や學者にをいてをや、

○子之燕居、

燕居とは、閑暇にして事なき時を云、

申申如也、

○子曰、志於道、

此章聖學全備の工夫を論ず、それ學は志を立るより、先なるはなし、よりにてまづ志を云、志すとは、心ゆきむかふ所ありて、必これに至らんことを期するなり、致知力行、みな其中にあり、道は即人倫日用の間、當に行ふべき所の者これなり、此道あることを知て、必これにをもむく時は、其ゆく所のすぢ正うして、かなたこなたと、うたがひまどうことなし、

據於徳、

據るとは、執り守りて失はざる義なり、徳は、得なり、道を行ひて、心に得る所あるを云、其心に得る所をば、よく執り守て、常に失ふことなき時は、始終一定してかはらず、よりにて日々新なるの効あり、

依於仁、

依るとは、常に相よりそひて、そむきはなる、ことなきを云、仁は、これ心の私欲はらひつきて、天理もつはらになれるを云、即徳の圓熟して、かけめなく、

たえまなきなり、工夫こに至りて、しばらくの間も仁と相違たがふことなき時は、則存養の功成熟し、適たとして天理の流行うけにあらすと云ことなし、

游於藝

遊ぶとは、物を玩もて、情にかなふるを云、藝は、則禮樂の文、射御書數の法、みな至理のよる所にして、日用の闕あくべからざる者なり、行なつて餘力あるを、いたづらにせずして、又こゝに遊んで、以て其義理の趣をひろむれば、用に應あずるに事たりて、心も亦放つ時なし、○此章四つのこと、其先後の序を失はず、輕重の等を見たらして、これを勉つとむる時は、本末かねあがり、内外うちそとともく養ひて、日用の間、しばらくも間隙あひだなく、涵泳くわんえい從容にして、しらすをばえす、聖賢の域に入るべきなり、

子曰自行束脩以上吾未嘗

無誨焉
脩は、ほしじゝなり、十脰じゆを一束とす、古人はじめて

人と相あふに、必かならず執て以て禮とす、束脩は、費の至りて輕かろき者なり、蓋し人の生ある、同く此性理をそなふ、又先覺は必後覺をさとすこと、もとより當然の義なり、この故に聖人天下の人に在いて、同く善に入らまく欲せずと云ことなし、されども來りて學ぶことをせざれば、往ゆて教あそむるの法なし、よりの玉はく、もし束脩の禮をしも、行ふより以上の、來て教を求る者あれば、たれとなく、吾むかしより、これを教ると、あらざるはなしと、

子曰不憤不啓

憤とは、心に通せんことを求めて、いまだ思ひ得ざるを云、夫子人を教へ玉ふに、其人道理に通じかねて、憤然たるを見玉はざれば、其意緒をひらきて、これをささす、

不悱不發

悱とは、口にいはず欲して、いまだ説き得ざるを云、其人道理をときかねて、悱然たるを見玉はざれば、其詞端をあげて、これにつげす、

一隅不以三隅反則不復也

隅すみは、すみなり、まづ其大略をあげて、つげ玉ふに、聞く人これによりて、其詳なる所をつくし得ざること、四隅ある物の、一隅をあぐるに、三隅を以てこれにかへして、相證明するが如くならざれば、はしをあらためて、又別の事をつげ玉はず、蓋し憤悱をまたずして、あはて、これをひらけば、かれき、得てこれをしるすこと、堅固ならず、三隅を以て反さるるに、かさねて又告ることあれば、さきに聞つること、ついに分明ならず、上の章すでに聖人人を教て、倦あざるの意をしるし、よりに又此言をあはせしむること、聖人は教てうみ玉はずといへども、學者には、力を用ることをつとめて、教をうくるのもといひを、なさしめまく欲してなり、

子食於有喪者之側未嘗飽也

人の喪にのぞんでは、必哀かなむ意ある故に、をのづから

食をあまんずることあたはず、

子於是日哭則不歌

是日は、今日なり、人の喪を吊して、哭しつる日の内は、餘哀あまいまだわすれざる故に、をのづから歌うたひ玉ふことあたはず、蓋し哭なきは哀みの至り、歌うたは樂みの至りにして、其情はるかにことなればなり、○謝氏の云く、學者此二つの者に在いて、聖人の情性の正きを見つべし、聖人の情性を識て、然して後に以て道を學ぶべしと、蓋し此事、聖人は皆つとめてせず、自然にして然り、學者これを法として、これを勉むれば、亦以て忠厚の心を、養ふにたれり、陳氏をもへらく、是日歌うたひて、もし哭すべきことにあは、其哀やむべからざる故に、これを哭すべきなり、

子謂顔淵曰用之則行舍之則藏

聖人世をすくふの心、切なりといへども、われを用ると捨るとは、時にあたれる、人君のはからひなる故

に、その必とする所にあらず、もしそれ用ひらるゝ時は、世の治亂をとはず、則いで、道を行ひ、天下を兼て善くす、捨らるゝ時は、することを得ずして、かくれてひとり善くするのみ、

惟我與爾有是夫

顔子の徳、聖人にちかきによりて、夫子上に云所の者あること、今たゞ我と爾とのみなりと、ゆるし玉ふ、これ顔子をいよくすゝめて、又これによりて諸子をはげまし玉はんとなり、

子路曰子行三軍則誰與

萬二千五百人の衆を一軍と云、天子は六軍、大國には三軍あり、子路その勇を自負す、夫子のひとり顔子を稱美し玉ふを見て、われ徳こそ顔回に及ばずとも、夫子もし三軍の武事を行ひ玉ふ時は、必われにくみせられんと、思ひける故に、これを以て問へり、

子曰暴虎馮河死而無悔者吾不與也

暴虎とは、空手にて、敵にあたるを云、馮河とは、舟なくして、川をわたるを云、これ只いさみたりて、無益の死をもかへりみざる者の志に、たとへての詞なり、云意は、大軍をつかふには、勇をたつとぶといへども、亦かやうの者には、われくみせじとなり、

必也臨事而懼好謀而成者也

臨事而懼るとは、其事ををもんじて、つゝしむを云、好謀而成すとは、計略を好んで、又よく其はかる所を、成しをはするを云、わがくみせん者は、必かやうなる者なりとぞ、是子路の剛にすぎたる所を、をさへんために、の玉ふといへども、大軍を行ふの要、實はこれにすぎざるなり、

子曰富而可求也雖執鞭之士吾亦爲之

執鞭の士とは、人君の出入に、鞭を執て、人ををひはらふ役人なり、云意は、富有は天命あり、求めて必し

も得べからず、もし富とありて、求めらるべき者ならば、たとひ賤役の事なりとも、亦われこれをして、求めんとなり、

如不可求從吾所好

もしそれ求めらるまじくば、なんぞたゞに自はづかしめをとらん、只わが好む所の義理にしたがひて、其まづしきに安んせんとなり、これ夫子自その志をのべ玉ふにはあらず、只此言をまうけて、世の富貴をむさぼる者を、警し玉へるなり、○それ富と貴きとは、人の欲する所なり、聖人もこれをにくみ玉ふにはあらず、只これを求るに意なきなり、なんぞ可求と不可求との、可不可をはかることあらんや、只その決して求まじきことを玉へるなり、

子之所慎齊戰疾

齊は、祭をせんとてのもののいみなり、散齋は七日、致齋は三日、凡そわが誠敬の至らざると、神の祭をうくと、うけざると、皆これにかゝれり、兵戦は、衆の死生國の存亡のかゝれる所、疾は又わが身の死生存亡

のかゝれる所、みな大事なる故に、をもんじてこれをつゝしめり、○聖人事にをいてつゝしまずと云所なし、されど從容として道にあたる故に、人これに心つかず、但此三事は、其つゝしめること、最をもきが故に、門人さとりて、とりわきこれをしるせり、

子在齊聞韶三月

韶は、舜の徳業にかたどりて、美つくし善つくせる樂なり、夫子の時、此樂すたれて、只齊國にのこれり、夫子齊にいませし時、これを聞かんとを得て、よろこび玉ふ、史記に韶を聞てこれを學ぶこと三月とあり、これに従へし、

不知肉味

其心樂にもつばらにして、肉味のよしあしを、おぼえず、

曰不圖爲樂之至於斯也

其詞にの玉はく、韶樂をつくれるが、美なること、かほどまでに至らんとは、かねてはからざりつること

ぞ、自その嘆美の深きことを、おぼろすしてかくの玉
へるなり、されども聖人にあらずは、たれか其美を知
ることかくの如くならん、○按ずるに、此三月不知
肉味、と、大學の食而不^レ知其味、と、詞相似て、意大い
に異なり、よむ者これを覺るべし、

○冉有曰、夫子爲^レ衛君乎、

衛君は、出公輒なり、はじめ衛の靈公の世子蒯聵、夫
人南子が淫行をにくみて、これを殺さんとす、事なら
ずして出奔る、靈公卒して、夫人蒯聵が子輒を立つ、
後に晉人蒯聵を衛に入る、輒兵をつかはして、之をふ
せぐ、此時夫子并に冉有子貢みな衛にあり、衛人多く
はおもへらく、蒯聵罪を父母に得たり、輒は嫡孫な
り、まさに立べしと、冉有もこれを疑ひける故に、夫
子の評斷を以て、決せん^レとす、よりてまづ子貢に問て
云く、夫子今衛の君にしたがひて、其する所をたすけ
んやと、

子貢曰、諾、吾將問之、

諾とは、只をうとこたふる詞なり、われもこれをば、

夫子にとはんとすとぞ、

入曰、伯夷叔齊何人也、

入とは、内に入れて、夫子に問ぞ、禮法其國に居ては其
大夫をもそしらず、况や其君のこと、あらはに評じが
たきによりて、古人によせてこれを問ふ、伯夷叔齊
は、古の孤竹の君の二子なり、其父卒するにのぞん
で、弟叔齊を立つ、父卒して、叔齊天倫みだるべか
らざるを以て、兄伯夷にゆづる、伯夷は父の命をむく
べからずと云て、のがれ去る、叔齊も亦たすしての
がる、今衛の君は、父子國をあらそふによりて、相そ
むきたることをあげて、夷齊の人となりや、こゝろみ
とへるなり、

曰、古之賢人也、

夫子夷齊を賢人なりとの玉へは、衛輒が不孝すでに
ほゝしられたり、

曰、怨乎、

怨むとは、悔る義なり、夷齊國を相ゆづれりといへど

も、其心にをいて、少しも悔る所あれば、今輒が罪も、
やゝなだむべき所ある故に、又これをとふ、

曰、求^レ仁、而得^レ仁、又何怨、

仁は、人心の徳、天理のもつはらなる者なり、伯夷は
父命をたつとび、叔齊は天倫をもんして、其國を相
ゆづれるは、みな天理の正きに合て、人心の安きにつ
き、すでに各其志を遂たり、これ則仁を求めて、仁を得
たるなり、然ればその國をすつること、なをやぶれた
るわらうづの如し、さらに又何の怨むことかあらん、
此によりてみれば、今衛輒が國に據て父をふせぐは、
其不孝不仁の罪、分明なり、

出曰、夫子不爲^レ也、

子貢出て、その聞得たる意を以て、冉有に答ることか
くの如し、

○子曰、飯^レ蔬、食^レ飲水、

此より下三句、たれとなく、貧窮にして樂む者のこと
をの玉ひて、自己の志を、其内によせられたり、蔬食

は、しらせざるよねのいひなり、くひ物には粗飯、の
み物には水をしてとぞ、

曲^レ肱、而枕^レ之、

又枕席の安きを得ずとなり、

樂^レ亦^レ在^レ其中矣、

かゝる困極の境界も、其志をうつすことあたはずし
て、樂む所は、亦をのづから其中にあり、

不義^レ而富且貴、於我如^レ浮雲、

これ夫子みづから貧賤に居て、不義の富貴を見玉ふ
時の、こゝろはへとなしてとく、如^レ浮雲とは、をほぞ
らに、うき雲のたゞよふ如くにて、これを見る者、そ
のため、心のはたらくことなきを云、○凡そ貧窮に
して、樂その中にある人は、富貴に居ても、これを視
ること、粗食水飲にことならず、蓋し其樂む所、貧賤
のために減せず、富貴のために加はらず、すべて今其
境界と相あづからぬなり、但下義の富貴を視ること
は、則浮雲の如くにて、その義にあたる富貴を視

ば、げにもかゝるべきことにて、めでたきためしなりと思ふべし、されど亦うらやみ求める意なし、世の人人の富貴を見て、うらやむにあらざれば、則これをそねむ者とことなり、もし又わが居るべき富貴に居る時は、ながくこれをたもたん道を守りて、亦これをにくむ意なかるべし、

○子曰、加我數年、五十以學易、可以無大過矣、

加は、假の字と、音相近くして、あやまてり、五十は、卒の字と、書相似たる故にあやまりてわかつてり、夫子晚年までに、易を學びて、なを其理の窮りなきことを見玉ふによりての玉は、くももし天われに今數年の命をかして、以て易まなぶの功ををへしめば、われこれを以て、大なる過なきことを得べしと、蓋し易は陰陽消長の理をつくして、人事の進退存亡の、これに應ずるの故明なり、人其理にくはしき時は、よく凶をさけ、吉にをもむく道を、知るによりて、過なきことを得るなり、これをの玉ふこと、人をして易の必學ぶべし、

く、又たやすく學ばれざることを、さとし知らしめんがためなり、○朱子の云く、聖人一生の學問、いまだかつて自過なしと説かず、此境界に至りて、わづかに大過なしとの玉ふ、なを小過あることあるに似たり、是謙辭なりといへども、しかも道理眞實に窮り盡る期なし、說者まさに此等の聖人の氣象たることをみるべし、

○子所雅言、詩書執禮、皆雅言也、

詩は、人情の委曲をつくす、これを詠する者をして、其情性の正しきことを知らしむ、書は、帝王の政事を述ぶ、これをよむ者をしてその治道心法を知らしむ、禮は、節文度數を詳にす、これを習ふ者をして、よく威儀をつゝしみ、等級を犯さらしむ、みな日用の事實に切なり、よりてつねにこれを言て、人に其文を學ばせ玉ふ、禮に執の字を加ること、禮は人の執り守る所にして、只其文を誦説するのみにあらざればなり、○謝氏の云く、これ易學ぶの語によりて、類して

これを記す、朱子又おもへらく、古の儒者、只これ詩書禮樂を習ふ、こゝに禮をいへば、樂も亦其中にあり、易は大卜の官これを掌る、春秋は史官これを掌る、學者兼をさむといへども、其正業にあらざると、凡そ聖人の教は、日用常行の事を以て主とす、かの性と天道と、利と命と仁との如きは時により、人によりてこれをの玉ふ所にして、常の教にあらざることと知べし、

○葉公問、孔子於子路、
葉公は、楚の葉縣の尹、姓は沈、名は諸梁、楚子潛して王稱する故に、臣も亦僭して公稱せり、

子路不對、
葉公もとより孔子の徳を知らず、これその問べき所にあらずしてとへる故に、子路こたへざるならん、或は聖人の徳、名づけかたどりやすからざるによりて、こたへざる歟、

子曰、女奚不曰、其爲人也、發

憤忘食、樂以忘憂、不知老之將至、云爾、

發憤忘食とは、學んでいまだ得ざる時は、これを得まく欲する意切にして、食することを忘るゝなり、樂以忘憂とは、學んで求る所、すでに得ることある時は、其樂む意ふかくして、憂ることをも忘るゝなり、不知老之將至とは、上二つのことを以て、日々につめてやまず、わが老衰の至りて、年數のたるまじきをも、知らずとなり、これ自その學好むことの、篤きことをの玉へり、云爾とは、爾はかくの如くなり、かういひたることと云詞なり、云意は、汝なんぞこれに對へて、その人となり、學このむことしかく、しかいひたる者ぞと、いはざりつるとなり、蓋し聖人の人となり、もとより人と共に知りがたきことなし、よりてこれを告げずして、人の疑をひらかましく欲せず、又これを告て、人の學好むことを、すゝめまく欲す、よりての玉ふことかくの如し、されども深く此言をちちはば、その徳全體をきはめ、至極をつくし、天理もつはらにして、やむことなきの妙、聖人にあらざれば、

及ばれざる所あることを見る、凡そ夫子のみづから身のうちを玉ふこと、をほむねかくの如くなり、學者よろしく思ひを致すべきなり、

○子曰、我非生而知之者、

生れながらにして知るとは、氣質清明、義理昭著なる故に、學ぶことを歷ずして、をのづから知ること、云、云意は、わが物を知ること、かくの如くならずなり、

好古敏以求之者也、

敏くして求むとは、汲々として、急に求るなり、云意は、心に古の道好み、力を用ること急速にして、これを求め得たる者なりと、○尹氏の云く、孔子生知の聖を以て、つねに學好むとの玉ふこと、たい人をすむるのみにあらず、蓋し生れながらにして知るべき者は、義理のみなり、かの禮樂名物古今事變の如きは、必學ぶことを待て後に、以て其實をこゝろむることあればなりと、按ずるに、生れながらにして知るべき者は、義理なれども、これ亦此によりて彼にをし、

○子曰、三人行必有我師焉、擇其善者而從之、其不善者而改之、

三人行ふとは、三人事を共にするの義なり、三人の内一人はわれ、他の一人は善、一人は悪なれば、われその善をえらんで、これに従ひ、その悪をかへりみて、これを改む、これ二人みなわが師なり、賢を見ては齊しからんことを思ひ、不賢を見ては内に自かへりみると云義に同じ、但三人は、もとすくなきことを云、されどこれよりすくなくして、一人の善惡、又をほくして千萬人の善惡、亦みなこれを師とすべきなり、○書に云く、能く自師を得る者は貴しと、然ればわれ自師を取り得ることを以て、主とすべし、もしまつ善をなし、惡を改めんと期するの念なくは、たゞ不善を見て、改ることあたはざるのみにあらず、日々に善人と共に居るとも、亦これに従ふことあたはじ、况や同行のしばらくをや、朱子の云く、人もし自修るを以て、心とする時は、天下の萬物をあげて、凡そ前に感ずる

近きによりて遠きにをし、答問辨難によりて發せざれば、聖人といへども、義理の趣、いまだひろまらざる所あり、これも亦學なり、聖人の知、豈全く學によらずして、これを得る者ならんや、

○子不语怪力亂神、

怪は、物怪のことなり、力は、勇力のことなり、亂は、悖逆のことなり、此三つは、みな義理正しからざるることなるによりて、聖人つゝしんでかたらず、鬼神は、天地造化のあとなれば、正しからぬに、あらざれど、理をきはむることくはしからざれば、いまだ明らかめやすからず、この故に、亦かるがろしく、人につげ玉はず、○謝氏の云く、聖人常をかたりて怪をかたらず、徳をかたりて力をかたらず、治をかたりて亂をかたらず、人をかたりて神をかたらず、朱子おもへらく、聖人もし怪力悖亂のことを語ることあれば、必その訓戒を垂る、鬼神にをいては、其理を論して、人のもとひをさとす、されども皆これに及ぶことまれなり、

ことある者、わが義理の正きを發するに、たらずと云ふことなし、

○子曰、天生德於予、桓魋其如予何、

桓魋は、宋の司馬なり、夫子宋にいませし時、私の怨ありて、夫子を害せんとす、夫子しのひて宋を去り玉ふ、其時供したる弟子、はなはだをされて、夫子にいそいで去らせ玉へといひけるによりて、此語を以てこれに答て、衆の心を安んせしめ玉へるなり、云意は、天すでに我に賦生する、かくの如くなる徳を以てする時は、則桓魋それわれをいかせん、一人の私を以て、天にたがひて、己を害することあたはじとなり、

○子曰、二三子以我为隱乎、吾無隱乎爾、

二三子とは、諸弟子をよびかけての詞なり、諸子夫子の道、高妙深遠にして、はなはだ及びがたきを見て、

それかくしてあらはさざる所あるかと疑ふ、これ聖人の動靜語黙、すべて教にあらざると云ふことなきを、知らざればなり、この故にこれを以て、つけざとし玉ふ、云意は、なんぢら我を以て、隠せる所ありとするか、われ汝らに少しも隠す所なしと、

吾無行而不與二三子者、是丘也、

吾はつね々くのする所、一つとして、なんぢらに、あらはし示さずと云ふことなき者なり、此外に何かあらんや、是丘が丘たる所なりと、これその隠すことなきの實をとけり、○それ道は虚にして形なし、聖人これが形體となり、動靜云爲を以て、この道をあらはし示し玉ふ、なを日月星辰の上にかゝり、山川草木の下につらなり、寒暑晝夜のかはるくめぐりて、天地の道昭然として、かくれなきが如し、人みづからこれを察せざるのみ、程子おもへらく、聖人これをの玉ふこと、たゞ資質庸下なる者をしてつとめて思ひ、くはだて及ばしむるのみにあらず、又才氣高邁なる者をも亦あへてこえあなどりてす、まざらしめんとなり、

○子以四教、文行忠信、

夫子の人に教るに、文を學び、行を修めて、忠信を存する、四つの者を以てす、忠信は其もとひなり、但忠は實心、信は實事、首尾本末の如し、二言なれども、兩端にあらず、○それ文を學ぶは、此理をきはめんとなり、行を修るは、此理をふまんとなり、忠信を存するは、此理を心に根づけんとなり、孔門の教博文約禮を以て、手を下し、功を用ふるの常法とす、文を學ぶは、博文なり、行を修るは、約禮なり、此二つの者、又忠信を主とせざれば、知る所みな虚見にして、行ふ所みな虚文なり、よりにて毎々忠信の訓を深切にして、知行とならびをもんせり、

○子曰、聖人吾不得而見之矣、

此章世くだりて、よき人のまれなることを嘆けり、聖人は、其徳神明にして、はかられざるの稱なり、

得見君子者、斯可矣、

君子は、才徳衆にぬきんでたるの名なり、斯可なりとは、これにてもよしと云詞なり、君子は聖人にもす

むべければなり、

子曰、善人吾不得而見之矣、

此子曰の二字は、衍文なるべし、善人とは、仁に志して惡なきを云、これ資質を主としていへども、亦全く學びざる人にもあらず、善人よく學ぶ時は、則其徳を成して亦以て君子たるべし、

得見有恒者、斯可矣、

有恒とは、其心を二つにせずしてかはらざる義なり、これ亦以て上達すべき、もとひあるによりて、斯可なりとの玉へり、

亡而爲有、虚而爲盈、約而爲

泰、難乎有恒矣、

亡しとはたえてなきを、虚しとは、いまだみだざる義なり、此二つは、學の至る所と、事を能くする所とをかねて云、約しきと、泰なるとは、貧富貴賤を以ていへり、これみな内に其實なくして、外をかざり、人に

をこるの事なり、かやうの類は、其常を守ることあたはずして、かはりやすし、よりにてつねあることかたしとの玉へり、此段は、上に聖人よりしななくくだり、有恒に至りては、最下等なるに、これさへ得がたきによりて、その得がたき故を、かかねての玉へるなり、

○子釣而不綱、

綱あみすとは、つなを綱につけ、川の流れるを横さまにはりきりて、魚をのこさずとすることを云、

弋不射宿、

弋すとは、矢に絲をつけ、鳥にいかけて、まとひをとすことを云、宿とはよるとまりて居る鳥なり、此二つは、物を取る中にも、物を愛する意あることを云、○洪氏おもへらく、孔子わかゝりし時、貧賤なり、この故に、祭祀にそなへんがため、又は老をやしなひ、客をもてなさんがためには、漁獵し玉へることあり、されど物をつくしてとり、其知らざるをうかゞひて、とることなどは、し玉はず、これ仁人の本意を見つべ

し、その物にをけること、かくの如くなれば、その人にをけることも知ぬべし、小事かくの如くなれば、大事も亦知ぬべし、

○子曰、蓋有不知而作之者、我無是也、

云意は、蓋し世に其理を知らずして、妄に事を作す者もあるべし、我にをいては、此ことなしと、これ人に知識を求めんことをす、又妄作することを戒めめ玉ふ意あり、されど夫子一生のなせることをこばく、皆しらずしてし玉ふことなき時は、その理にをいて、知り玉はずと云ことなきを見つべし、

多聞擇其善者而從之、多見而識之、知之次也、

聞くと見るとは、互に相通ず、その従ふ所は、よくえらぶべき故に、善をえらぶと云、其識すことは、善惡みな存して、參考にそなふべき故に、これをえらぶといはず、かくの如くなるは、いまだ上知にはあらず

與^ス其進^ニ也と云の前にきて見るべし、潔己とは、進見を求めんために、其身をさめと、のへて、つ、しめることを云、保すとは、俗にうけあうと云義なり、往は、前日なり、云意は、人もし己をさめて、以て進來すれば、其をさむる所にゆるして、これにあふ、前日の善惡までを保任して、これにあふにあらず、又今進來の一見を、ゆるすのみにて、退出の後、不善をすることををも、ゆるしてあふにあらずとなり、唯の字の上下にも、亦疑らくは闕文あらん、大抵已甚きことをせざるの意なり、此句上をうけて云、然るに今の一見をしも、ゆるさずは、これはなはだしきふるまひなり、何ぞ、かくの如くならんとぞ、聖人人を接待すること、其已往をはず、其將來をむかへず、この心を以て至れば、すなはちこれを受るのみ、徳量の寛洪なることかくの如し、

○子曰、仁遠乎哉、

仁徳得がたき故に、人これを遠き者とすれども、もと遠き者にあらずとなり、

れど、亦以てこれに次ぐべし、これ人に知識を求るの道を示し玉ふなり、

○互郷難與言、

互郷は、郷の名、その一郷の人、みな不善にならひて、共に善をいひがたし、

童子見、

ある時互郷の童子來りて、夫子にまみゆることを得たり、

門人惑、

諸弟子、夫子のこれにあひ玉ふべからざることを、うたがへり、

子曰、與其進也、不與其退也、唯何甚、人潔己以進、與其潔也、不保其往也、

此段疑らくは錯簡あるべし、人潔己と云より未を、

我欲仁、斯仁至矣、

仁は人心の徳にして、外にある者にあらず、放て求めざる故に、遠き者と思へり、もし我その身に反り、自求めて、實にこれを得まく欲すれば、即此にしてあり、豈それ遠き者ならんや、一たびうしなひたる者、忽然として、即こゝにありて、外より至れるが如くなる故に、至るとは云なり、朱子おもへらく、我仁を欲すれば、仁こゝに至る、何ぞかくの如くに易き、顔子だも三月違はざるのみ、其餘の諸子は、皆これに及ばず、何ぞかくの如くに難き、論語を見る者、かやうの所にをいては、わが身を以て實に體認して、まさにはじめて得たり、

○陳司敗問、昭公知禮乎、

陳は、國の名、司敗は、官の名、陳楚二國には、司寇をよんで、司敗と云なり、昭公は、魯の君、名は稠、昭公禮しれりと云名あるを、司敗信せざるによりて、夫子の陳にいませし時、これをとへり、

孔子曰、知禮、